令和５年度 幕別町防災会議　次第

日 時：令和５年12月１日(金)午前10時から
場 所：幕別町役場３階ＡＢＣ会議室

１　開　会

２　会長挨拶

３　報　告

報告 第１号　幕別町防災ハザードマップ及び防災のしおりの改訂について

４　議　題

議案 第１号　幕別町地域防災計画の改定について（資料1-1, 1-2）

議案 第２号　幕別町水防計画の改定について（資料２）

議案 第３号　幕別町防災会議運営規程の改正について（資料3-1, 3-2）

５　講　演

「防災気象情報について」（資料４）

講 師：帯広測候所長　山田　修　氏

６　その他

７　閉　会

報告第１号

幕別町防災ハザードマップ 及び 防災のしおり の改訂について

１ ハザードマップの主な改訂内容

（1）中小河川の洪水浸水想定区域の追加（マップ表面）

①北海道が浸水想定区域を指定した河川（町内 19 河川）
上統内川、新川、明新川、猿別川、茂発谷川、恩根内川、牧場川、旧途別川、稲士別川、須田川、糠内川、サラベツ川、イタラタラキ川、途別川、千住川、メン川、古舞川、当縁川、忠類幌内川

②幕別町が洪水氾濫危険区域図を作成した河川（忠類地域の4河川）
当縁川、上チュウルイ川、下チュウルイ川、コイカクシュトープイ川

※ 上記により、新たに忠類地域や幕別町農村地域にも浸水想定区域が表示された。

（2）洪水時の指定避難所の追加（マップ裏面）
・南勢近隣センター、新和近隣センター、明倫小学校、美川農業担い手会館、集団研修施設こまはた、忠類コミュニティセンター、忠類小学校 及び 忠類中学校 の計8施設を洪水時の指定避難所に追加した（当該施設は全て地震等の指定避難所となっていた施設）

（3）津波浸水想定区域の見直し（マップ裏面）
・忠類晩成地区の津波浸水想定区域を最新情報に更新。なお、従前から住居は全て津波浸水想定区域外であり、津波の指定避難所に変更はない。

２ 防災のしおりの主な改訂内容

（1）「北海道・三陸沖 後発地震注意情報」について（しおり p7）
・日本海溝や千島海溝の周辺で大地震が発生した際に内閣府及び気象庁から発信される後発地震注意情報について新たに掲載した。

（2）指定避難所一覧の更新（しおり p16～21）
・洪水時の指定避難所を追加したことを踏まえ、指定避難所一覧を更新した。

（3）避難所での生活について追加（しおり p23）
・分散避難、女性の視点からの避難所運営、ペットとの避難について新たに掲載した。

３ 住民への周知方法

（1）町内全戸への配布
・新たなハザードマップ及び防災のしおりを8月下旬に町内全戸へ配布。
・役場、札内支所、糠内出張所及び忠類総合支所の窓口にも備え置く。

（2）広報まくべつでの記事掲載
・広報まくべつ9月号にハザードマップと防災のしおりの改訂に関する記事を掲載

（3）ホームページへの掲載
・町ホームページで新たなハザードマップ及び防災のしおりを公開

議案第1号

令和5年度　幕別町地域防災計画の改定について

1　本編の改正について

（1）北海道地域防災計画の修正に伴う改正

【 第３章　防災組織 】

◆第３節（気象業務に関する計画）

気象庁が公表するキキクル（災害危険度の予測情報）の改善に伴う修正

・うす紫（警戒レベル４「非常に危険」）と紫の統合

・黒（警戒レベル５「災害切迫」）の新設

【 第４章　災害予防計画 】

関係機関と連携し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める旨を記載

◆第６節（避難体制整備計画）、第７節（要配慮者対策計画）

医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が特別な配慮が受けられるよう、（福祉）避難所に、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源を確保する等の必要な配慮に努める旨を記載

【 第５章　災害応急対策計画 】

◆第３節（災害広報計画）

災害時の氏名等の公表に係る取り扱いを記載

◆第５節（避難対策計画）

・町における避難指示等の発令に当たり、必要に応じ、気象防災アドバイザー等による助言等を活用して適切に判断を行う旨を記載

・国・道・町の間で、避難所の開設状況の共有に努める旨を記載

（2）その他の改正

・「公区」から「町内会」に呼称を変更

・組織改編に伴う課名の変更等による幕別町災害対策本部の組織図の修正（第３章第１節）

・部署名や支店名称の変更に伴う修正

（十勝総合振興局地域政策部地域政策課 ⇒ 十勝総合振興局地域創生部危機対策室）

（北海道電力ネットワーク㈱帯広支店 ⇒ 北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店）

２ 地震･津波防災計画編の改正について

（1）北海道地域防災計画の修正に伴う改正

【 第２章　災害予防計画 】

◆第８節（避難体制整備計画）、第９節（要配慮者対策計画）

・医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が特別な配慮が受けられるよう、（福祉）避難所に、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源を確保する等の必要な配慮に努める旨を記載

【 第３章　災害応急対策計画 】

◆第５節（避難対策計画）

・町における避難指示等の発令に当たり、必要に応じ、気象防災アドバイザー等による助言等を活用して適切に判断を行う旨を記載

・国・道・町の間で、避難所の開設状況の共有に努める旨を記載

【 第５章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 】

◆第１節（総則）

・北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別強化地域の区域を記載

◆第４節（津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項）

・町（町長）、知事、警察官等が行う避難のための指示について記載

・冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保や暖房器具を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮をする旨を記載

◆第９節（後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項）※新規

・後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等について記載

（2）その他の改正

・「公区」から「町内会」に呼称を変更

・組織改編に伴う課名の変更等による幕別町災害対策本部の組織図の修正（第３章第１節）

・部署名や支店名称の変更に伴う修正

（十勝総合振興局地域政策部地域政策課 ⇒ 十勝総合振興局地域創生部危機対策室）

（北海道電力ネットワーク㈱帯広支店 ⇒ 北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店）

資料 1−1

幕別町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	※計画全般にわたり、「公区」から「町内会」に呼称を変更		
	第１章　総　　則	第１章　総　　則	
	第１節　計画策定の目的 略	第１節　計画策定の目的 略	
	１～７　略	１～７　略	
1-1-1	なお、本計画は「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の主にゴール１、11、13、17 の達成に資するものである。 略	なお、本計画は「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の主にゴール１、11、13 の達成に資するものである。 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	第２節～第５節　略	第２節～第５節　略	
	第６節　防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 略	第６節　防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 略	
	１～３　略	１～３　略	
	４　北海道	４　北海道	
1-6-2	機　関　名：十勝総合振興局　地域創生部危機対策室 事務または業務の大綱：(1)～（6）　略 略	機　関　名：十勝総合振興局　地域政策部地域政策課 事務または業務の大綱：(1)～（6）　略 略	部署名の変更に伴う修正
	５　略	５　略	
	６　指定公共機関	６　指定公共機関	
1-6-3	機　関　名：略 事務または業務の大綱：略 北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店：(1) ～(3)　略 略	機　関　名：略 事務または業務の大綱：略 北海道電力ネットワーク㈱帯広支店：(1) ～(3)　略 略	支店名称の変更に伴う修正
	７～８　略	７～８　略	
	第７節　略	第７節　略	
	第２章　略	第２章　略	
	第３章　防災組織		

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
3-1-1	**第１節　防災会議** 略 **１　防災会議の組織** 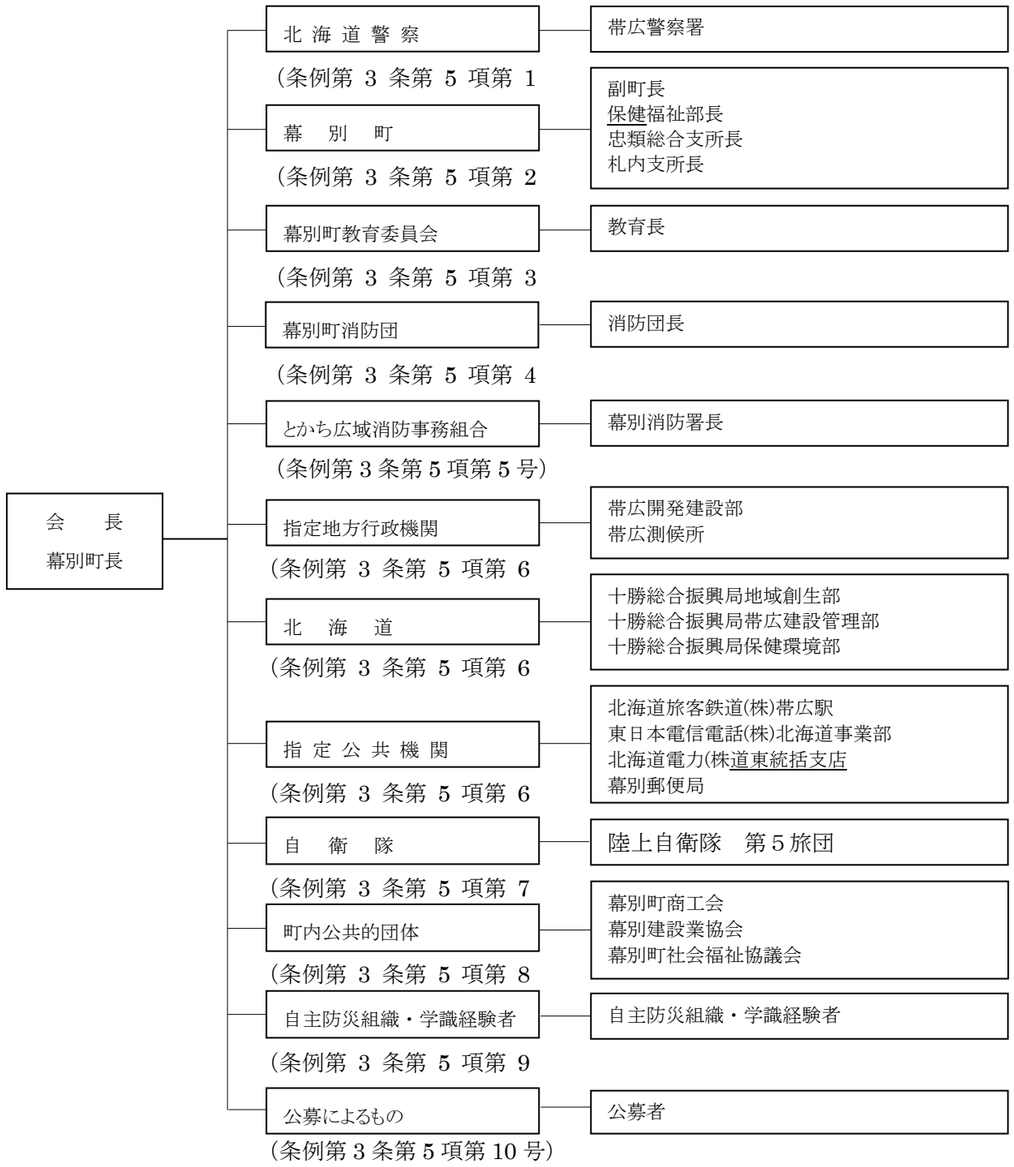 **２　略** **第２節　幕別町災害対策本部** 略 **１～６　略** **７　本部の運営**	**第３章　防災組織** **第１節　防災会議** 略 **１　防災会議の組織** 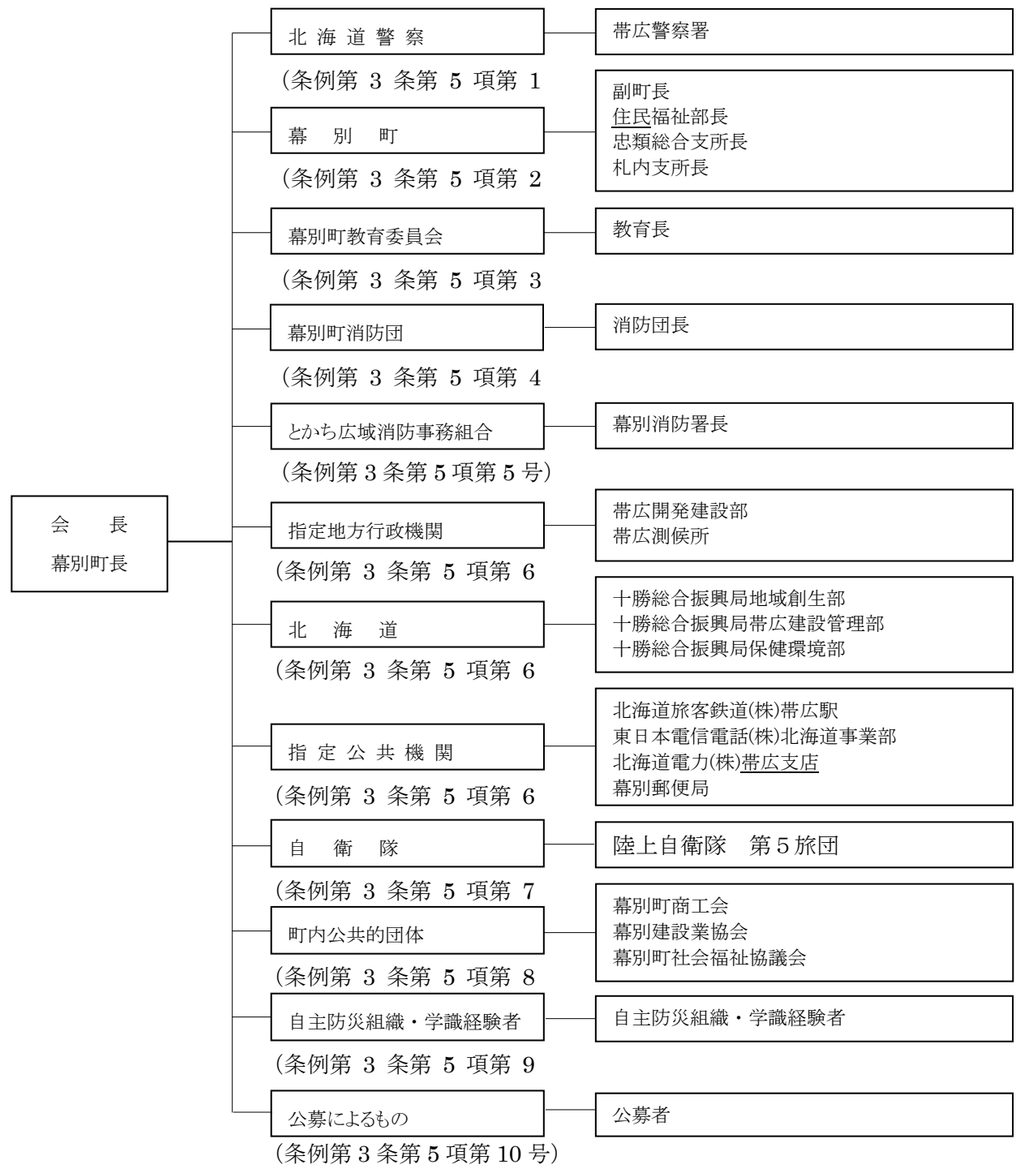 **２　略** **第２節　幕別町災害対策本部** 略 **１～６　略** **７　本部の運営**	組織改編に伴う修正 支店名称の変更に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	略	略	
	(1)　略	**(1)　略**	
3-2-3	(2)　本部情報連絡室・忠類地域情報連絡室・札内地域情報連絡室	(2)　本部情報連絡室・忠類地域情報連絡室・札内地域情報連絡室	
	ア　略	ア　略	
	イ　本部情報連絡室は、住民生活部防災環境課に置き、構成は次のとおりとする。	イ　本部情報連絡室は、住民福祉部防災環境課に置き、構成は次のとおりとする。	組織改編に伴う修正
	(ｱ)　室　長　　住民生活部長（民生対策部長（衛生業務に限る。））	(ｱ)　室　長　　住民福祉部長（民生対策部長）	
	(ｲ)　略	(ｲ)　略	
	(ｳ)　副室長　　防災環境課参事（庶務副班長）	(ｳ)　室　員　　防災環境課職員（庶務班員）	
	(ｴ)　室　員　　防災環境課職員（庶務班員）	(ｴ)　連絡員　　各対策部長が指名した職員をもってあてる。	
	(ｵ)　連絡員　　各対策部長が指名した職員をもってあてる。	ウ　略	
	ウ　略	エ　札内地域情報連絡室は、札内支所住民課に置き、構成は次のとおりとする。	
	エ　札内地域情報連絡室は、札内支所住民課に置き、構成は次のとおりとする。	(ｱ)　略	
	(ｱ)　略	(ｲ)　副室長　　住民課長（庶務班長）及び住民相談担当参事（庶務副班長）	
	(ｲ)　副室長　　住民課長（庶務班長）及び住民相談室参事（庶務副班長）	(ｳ)～(ｴ)　略	
	(ｳ)～(ｴ)　略	オ　略	
	オ　略	(3)　略	
	(3)　略	**8　略**	
	8　略	**9　職員災害非常配備体制**	
	9　職員災害非常配備体制	(1)～(2)　略	
	(1)～(2)　略		

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
3-2-5	図表３－２－１　本部組織図	図表３－２－１　本部組織図	組織改編に伴う修正

改正案

本部会議

- 本部長（町長）
- 副本部長（副町長）（教育長）
- 本部員
  - 企画総務部長
  - 住民生活部長
  - 保健福祉部長
  - 経済部長
  - 建設部長
  - 教育部長
  - 札内支所長
  - 議会事務局長
  - 忠類総合支所長
  - 出納室長
  - 幕別消防署長

本部情報連絡室

室長	住民生活部長
副室長(班長)	防災環境課長
副室長(副班長)	防災環境課参事
室員(庶務班)	防災環境課職員

札内地域情報連絡室

室長	札内支所長
副室長(班長)	住民課長
副室長(副班長)	住民相談室参事
室員(庶務班)	住民課職員

忠類地域情報連絡室

室長	忠類総合支所長
副室長(班長)	地域振興課長
室員(庶務班)	地域振興課職員

消防組織法・水防法、その他法令に基づく協力団体

- 幕別消防署
- 幕別町消防団

- 総務広報部（部長　企画総務部長）
  - 総務班（班長　総務課長）
  - 広報渉外班（班長　政策推進課長）
  - 標準支援　第2支援班（班長　議会事務局議事課長）
  - 標準支援　第4支援班（班長　監査委員事務局長）
- 民生対策部（部長　保健福祉部長）（部長　住民生活部長　但し衛生業務に限る）
  - 衛生班（班長　防災環境課長、副班長　防災環境課参事）
  - 保健班（班長　保健課長）
  - 衛生・保健支援班（班長　住民課長）
  - 福祉班（班長　福祉課長）
  - 福祉支援班（班長　こども課長）
- 経済対策部（部長　経済部長）
  - 農林班（班長　農林課長）
  - 農林支援班（班長　農業委員会事務局長）
  - 土地改良班（班長　農林課参事）
  - 土地改良支援班（班長　農業振興担当参事）
  - 商工観光班（班長　商工観光課長）
- 建設対策部（部長　建設部長）
  - 土木班（班長　土木課長）
  - 都市計画班（班長　都市計画課長）
  - 水道班（班長　水道課長）
- 文教対策部（部長　教育部長）
  - 学校教育班（班長　学校教育課長）
  - 学校教育支援班（班長　給食センター所長）
  - 社会教育班（班長　生涯学習課長）
  - 社会教育支援班（班長　図書館長）
- 札内地域対策部（部長　札内支所長）
  - 札内地域班（班長　住民課長、副班長　住民相談室参事）
  - 標準支援　第1支援班（班長　税務課長）
- 糠内地域対策部（部長　出納室長）
  - 糠内地域班（班長　糠内出張所長）
  - 標準支援　第3支援班（班長　会計課長）
- 忠類地域対策部（部長　忠類総合支所長）
  - 総務・広報・衛生班（班長　地域振興課長）
  - 保健・福祉班（班長　保健福祉課長）
  - 経済建設班（班長　経済建設課長）
  - 経済建設支援班（班長　忠類総合支所長兼務）（班員　農業委員会忠類支局）
  - 教育班（班長　忠類総合支所長兼務）（班員　生涯学習課、忠類学校給食センター）
- 支援対策部（部長　議会事務局長）
  - 第1支援班（班長　税務課長）
  - 第2支援班（班長　議会事務局議事課長）
  - 第3支援班（班長　会計課長）
  - 第4支援班（班長　監査委員事務局長）

現行（令和４年３月）

本部会議

- 本部長（町長）
- 副本部長（副町長）（教育長）
- 本部員
  - 企画総務部長
  - 住民福祉部長
  - 経済部長
  - 建設部長
  - 教育部長
  - 札内支所長
  - 議会事務局長
  - 忠類総合支所長
  - 出納室長
  - 幕別消防署長

本部情報連絡室

室長	住民福祉部長
副室長(班長)	防災環境課長
室員(庶務班)	防災環境課職員

札内地域情報連絡室

室長	札内支所長
副室長(班長)	住民課長
副室長(副班長)	住民相談担当参事
室員(庶務班)	住民課職員

忠類地域情報連絡室

室長	忠類総合支所長
副室長(班長)	地域振興課長
室員(庶務班)	地域振興課職員

消防組織法・水防法、その他法令に基づく協力団体

- 幕別消防署
- 幕別町消防団

- 総務広報部（部長　企画総務部長）
  - 総務班（班長　総務課長）
  - 広報渉外班（班長　政策推進課長）
  - 標準支援　第2支援班（班長　議会事務局議事課長）
  - 標準支援　第4支援班（班長　監査委員事務局長）
- 民生対策部（部長　住民福祉部長）
  - 衛生班（班長　防災環境課長）
  - 保健班（班長　保健課長）
  - 衛生・保健支援班（班長　住民生活課長）
  - 福祉班（班長　福祉課長）
  - 福祉支援班（班長　こども課長）
- 経済対策部（部長　経済部長）
  - 農林班（班長　農林課長）
  - 農林支援班（班長　農業委員会事務局長）
  - 土地改良班（班長　農林課参事）
  - 土地改良支援班（班長　農業振興担当参事）
  - 商工観光班（班長　商工観光課長）
- 建設対策部（部長　建設部長）
  - 土木班（班長　土木課長）
  - 都市計画班（班長　都市計画課長）
  - 水道班（班長　水道課長）
- 文教対策部（部長　教育部長）
  - 学校教育班（班長　学校教育課長）
  - 学校教育支援班（班長　給食センター所長）
  - 社会教育班（班長　生涯学習課長）
  - 社会教育支援班（班長　図書館長）
- 札内地域対策部（部長　札内支所長）
  - 札内地域班（班長　住民課長、副班長　住民相談担当参事）
  - 標準支援　第1支援班（班長　税務課長）
- 糠内地域対策部（部長　出納室長）
  - 糠内地域班（班長　糠内出張所長）
  - 標準支援　第3支援班（班長　会計課長）
- 忠類地域対策部（部長　忠類総合支所長）
  - 総務・広報・衛生班（班長　地域振興課長）
  - 保健・福祉班（班長　保健福祉課長）
  - 経済建設班（班長　経済建設課長）
  - 経済建設支援班（班長　忠類総合支所長兼務）（班員　農業委員会忠類支局）
  - 教育班（班長　忠類総合支所長兼務）（班員　生涯学習課、忠類学校給食センター）
- 支援対策部（部長　議会事務局長）
  - 第1支援班（班長　税務課長）
  - 第2支援班（班長　議会事務局議事課長）
  - 第3支援班（班長　会計課長）
  - 第4支援班（班長　監査委員事務局長）

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考

3-2-6

別表３－２－１　本部の業務分担

部名	班　　名 （属する課）	所　掌　事　項
略		
札内地域情報連絡室	庶　務　班 （住民課） （住民相談室）	１～10　略
略		
札内地域対策部	札内地域班 （住民課） （住民相談室）	１～６　略
略		

3-2-12

別表３－２－２　略

3-2-16

別表３－２－３　配置職員の基準

（１）　風水害の場合

部	課	第１次警戒	第２次警戒	第１種 非常配備	第２種 非常配備	第３種 非常配備
企画総務部	政策推進課			○	◎	◎
	総務課			【総務係】	◎	◎
住民生活部	住民課			○	◎	◎
	防災環境課	※ △・ 【防災危機管理係】	◎	◎	◎	◎
	税務課			○	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課			○	◎	◎
	こども課			△	○	◎
	保健課			○	◎	◎
経済部	農林課	※ △	※ △	○	◎	◎
	商工観光課			○	◎	◎
	農業振興担当			○	◎	◎
建設部	土木課	※ △	◎	◎	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎	◎
	水道課	※ △	◎	◎	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	※ △・ 【住民生活係】	※ △・ 【住民生活係】	○	◎	◎
	保健福祉課			○	◎	◎
	経済建設課	※ △	◎	◎	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	△	○	○	◎	◎

別表３－２－１　本部の業務分担

部名	班　　名 （属する課）	所　掌　事　項
略		
札内地域情報連絡室	庶　務　班 （住民課） （住民相談担当）	１～10　略
略		
札内地域対策部	札内地域班 （住民課） （住民相談担当）	１～６　略
略		

別表３－２－２　略

別表３－２－３　配置職員の基準

（１）　風水害の場合

部	課	第１次警戒	第２次警戒	第１種 非常配備	第２種 非常配備	第３種 非常配備
企画総務部	政策推進課			○	◎	◎
	総務課			【総務係】	◎	◎
	税務課			○	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎	◎	◎
住民福祉部	住民生活課			○	◎	◎
	防災環境課	※ △・ 【防災危機管理係】	◎	◎	◎	◎
	福祉課			○	◎	◎
	こども課			△	○	◎
	保健課			○	◎	◎
経済部	農林課	※ △	※ △	○	◎	◎
	商工観光課			○	◎	◎
	農業振興担当			○	◎	◎
建設部	土木課	※ △	◎	◎	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎	◎
	水道課	※ △	◎	◎	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	※ △・ 【住民生活係】	※ △・ 【住民生活係】	○	◎	◎
	保健福祉課			○	◎	◎
	経済建設課	※ △	◎	◎	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談担当	△	○	○	◎	◎

組織改編に伴う修正

組織改編に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考

改正案

出納室	会計課			△	○	◎
農業委員会	農業委員会			○	◎	◎
	忠類支局			○	◎	◎
議会事務局				○	◎	◎
監査委員事務局				◎	◎	◎
教育委員会	学校教育課			○	◎	◎
	生涯学習課			○	◎	◎
	（忠類）			○	◎	◎
	幕別学校給食ｾﾝﾀｰ			△	○	◎
	忠類学校給食ｾﾝﾀｰ			△	○	◎
	図書館			△	○	◎

3-2-17

（２）　地震・津波災害の場合

部	課	第１種 非常配備	第２種 非常配備	第３種 非常配備
企画総務部	政策推進課	△	◎	◎
	総務課	○	◎	◎
住民生活部	住民課	○	◎	◎
	防災環境課	○・【防災危機管理係】	◎	◎
	税務課	△	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課	○	◎	◎
	こども課	○	○	◎
	保健課	○	◎	◎
経済部	農林課	○	◎	◎
	商工観光課	△	◎	◎
	農業振興担当	△	◎	◎
建設部	土木課	○	◎	◎
	都市計画課	○	◎	◎
	水道課	○	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	○・【住民生活係】	◎	◎
	保健福祉課	○	◎	◎
	経済建設課	○	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	○	◎	◎
出納室	会計課		○	◎
農業委員会	農業委員会	△	◎	◎
	忠類支局	△	◎	◎
議会事務局		△	◎	◎
監査委員事務局			◎	◎
教育委員会	学校教育課	○	◎	◎
	生涯学習課	○	◎	◎
	（忠類）	○	◎	◎
	幕別学校給食ｾﾝﾀｰ	△	○	◎

現行

出納室	会計課			△	○	◎
農業委員会	農業委員会			○	◎	◎
	忠類支局			○	◎	◎
議会事務局				○	◎	◎
監査委員事務局				◎	◎	◎
教育委員会	学校教育課			○	◎	◎
	生涯学習課			○	◎	◎
	（忠類）			○	◎	◎
	幕別学校給食ｾﾝﾀｰ			△	○	◎
	忠類学校給食ｾﾝﾀｰ			△	○	◎
	図書館			△	○	◎

（２）　地震・津波災害の場合

部	課	第１種 非常配備	第２種 非常配備	第３種 非常配備
企画総務部	政策推進課	△	◎	◎
	総務課	○	◎	◎
	税務課	△	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎
住民福祉部	住民生活課	○	◎	◎
	防災環境課	○・【防災危機管理係】	◎	◎
	福祉課	○	◎	◎
	こども課	○	○	◎
	保健課	○	◎	◎
経済部	農林課	○	◎	◎
	商工観光課	△	◎	◎
	農業振興担当	△	◎	◎
建設部	土木課	○	◎	◎
	都市計画課	○	◎	◎
	水道課	○	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	○・【住民生活係】	◎	◎
	保健福祉課	○	◎	◎
	経済建設課	○	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談担当	○	◎	◎
出納室	会計課		○	◎
農業委員会	農業委員会	△	◎	◎
	忠類支局	△	◎	◎
議会事務局		△	◎	◎
監査委員事務局			◎	◎
教育委員会	学校教育課	○	◎	◎
	生涯学習課	○	◎	◎
	（忠類）	○	◎	◎
	幕別学校給食ｾﾝﾀｰ	△	○	◎

備考

組織改編に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考

改正案

	忠類学校給食ｾﾝﾀｰ	△	○	◎
	図書館	△	○	◎

様式３－２－１　略

第３節　気象業務に関する計画

略

１　略

２　気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

略

(1)　略

(2)　気象情報等

ア～ウ　略

3-3-4　エ　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布）　https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land

浸水キキクル（危険度分布）　https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund

洪水キキクル（危険度分布）　https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

オ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

※　雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

カ　略

現行

	忠類学校給食ｾﾝﾀｰ	△	○	◎
	図書館	△	○	◎

様式３－２－１　略

第３節　気象業務に関する計画

略

１　略

２　気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

略

(1)　略

(2)　気象情報等

ア～ウ　略

エ　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な１時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布）　https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land

浸水キキクル（危険度分布）　https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund

洪水キキクル（危険度分布）　https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

オ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から１時間である。

※　雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

カ　略

備考

北海道地域防災計画の修正に伴う修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　　行　（令和４年３月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>3-3-5</td>
<td>

(3)　防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

(4)　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

<table>
<tr><th>種　類</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル</td></tr>
</table>

</td>
<td>

(3)　防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

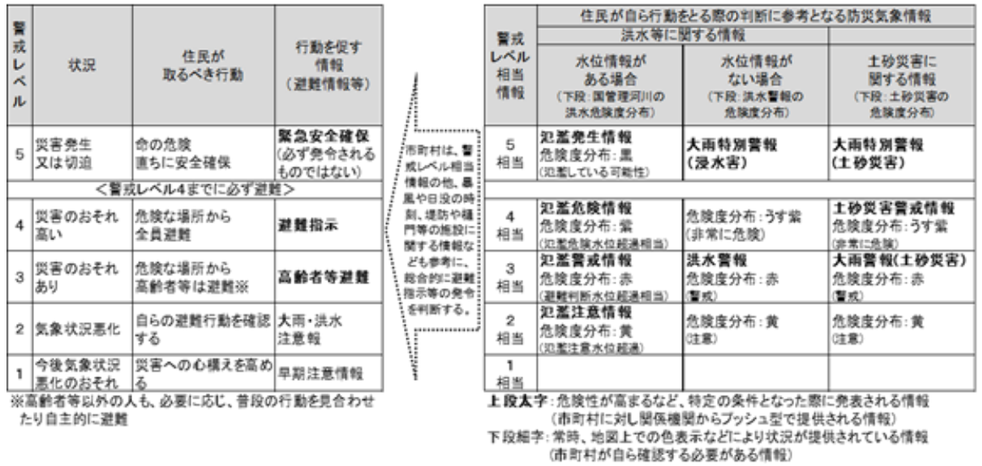

(4)　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

キキクルの種類と概要

<table>
<tr><th>種　類</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害計画情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td></tr>
<tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４</td></tr>
</table>

</td>
<td>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</td></tr>
</table>

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考

改正案

	５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(5)～(6)　略

３　略

４ 異常現象を発見した者の措置等

(1)～(3)　略

別図３－３－１～３－３－２　略

別表３－３－１　略

3-3-8 **別表３－３－２　関係機関等の連絡先一覧**

名　　称	所　在　地	電話番号
略		
十勝総合振興局（危機対策室主査）	帯広市東３条南３丁目	0155-26-9023
略		

様式３－３－１　略

第４章　災害予防計画

略

4-1-1 また、国、道、市町村及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、国、道及び町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第１節　防災思想・知識の普及･啓発及び防災教育の推進に関する計画

１　実施責任者

(1)～(3)　略

(4)　過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関す

現行

	に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

(5)～(6)　略

３　略

４ 異常現象を発見した者の措置等

(1)～(3)　略

別図３－３－１～３－３－２　略

別表３－３－１　略

別表３－３－２　関係機関等の連絡先一覧

名　　称	所　在　地	電話番号
略		
十勝総合振興局（地域政策課主査（防災））	帯広市東３条南３丁目	0155-26-9023
略		

様式３－３－１　略

第４章　災害予防計画

略

また、国、道及び町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第１節　防災思想・知識の普及･啓発及び防災教育の推進に関する計画

１　実施責任者

(1)～(3)　略

(4)　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

備考

部署名の変更に伴う修正

北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	る石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。		
	(5)　略	(5)　略	
	２～４　略	**２～４　略**	
	５　学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進	**５　学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進**	
	(1)～(6)　略	(1)～(6)　略	
4-1-3	(7)　学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。		北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	６　略	**６　略**	
	第２節　略	**第２節　略**	
	第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	**第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画**	
	略	略	
	１～２　略	**１～２　略**	
	３　備蓄倉庫等の整備	**３　備蓄倉庫等の整備**	
	略	略	
	(1)～(2)　略	(1)～(2)　略	
4-3-1	(3)　水防倉庫については、水防団の活動拠点となる消防署または車両センター等に設置するように整備に努めるものとする。	(3)　水防倉庫については、水防団の活動拠点となる消防署または車両センター等に設置するように整備に努めるものとする。	資料番号及び資料名の修正に伴う修正
	※　現在の備蓄品の状況及び備蓄場所については、「資料編 資料１８－６幕別町防災備蓄計画」による。	※　現在の備蓄品の状況及び備蓄場所については、「資料編 資料１４－１災害備蓄一覧表、資料１４－２ 食料その他の物資の備蓄保管場所」による。	
	第４節　相互応援（受援）体制整備計画	**第４節　相互応援（受援）体制整備計画**	
	略	略	
	１～２　略	**１～２　略**	
	３　災害時におけるボランティア活動の環境整備	**３　災害時におけるボランティア活動の環境整備**	
	(1)～(2)　略	(1)～(2)　略	
4-4-1	(3)　道及び町は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	(3)　道及び町は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	(4)　略	(4)　略	
	第５節　略	**第５節　略**	
	第６節　避難体制整備計画	**第６節　避難体制整備計画**	
	略	略	
	１　避難誘導体制の構築	**１　避難誘導体制の構築**	
	(1)～(3)　略	(1)～(3)　略	
4-6-1	(4)　道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手	(4)　道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手	北海道地域防災計画の修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。	順等を定めるよう努めるものとする。	に伴う修正
	２　略	**２　略**	
	３　避難所の確保等	**３　避難所の確保等**	
	(1)～(3)　略	(1)～(3)　略	
	(4)	(4)	
	ア　略	ア　略	
4-6-2	イ　老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。	イ　老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	ウ～オ　略	ウ～オ　略	
	(5)～(8)　略	(5)～(8)　略	
	４～７　略	**４～７　略**	
	第７節　要配慮者対策計画	**第７節　要配慮者対策計画**	
	略	略	
	１　要配慮者への対策	**１　要配慮者への対策**	
	(1)～(4)　略	(1)～(4)　略	
4-7-2	(5)　福祉避難所の指定 町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。	(5)　福祉避難所の指定 町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。	
	２～８　略	**２～８　略**	
	第８節～第 10 節　略	**第８節～第 10 節　略**	

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
4-11-5	第 11 節　水害予防計画 １～８　略 ９　報告 略 図表４-11-２　十勝川洪水予報の伝達系統図 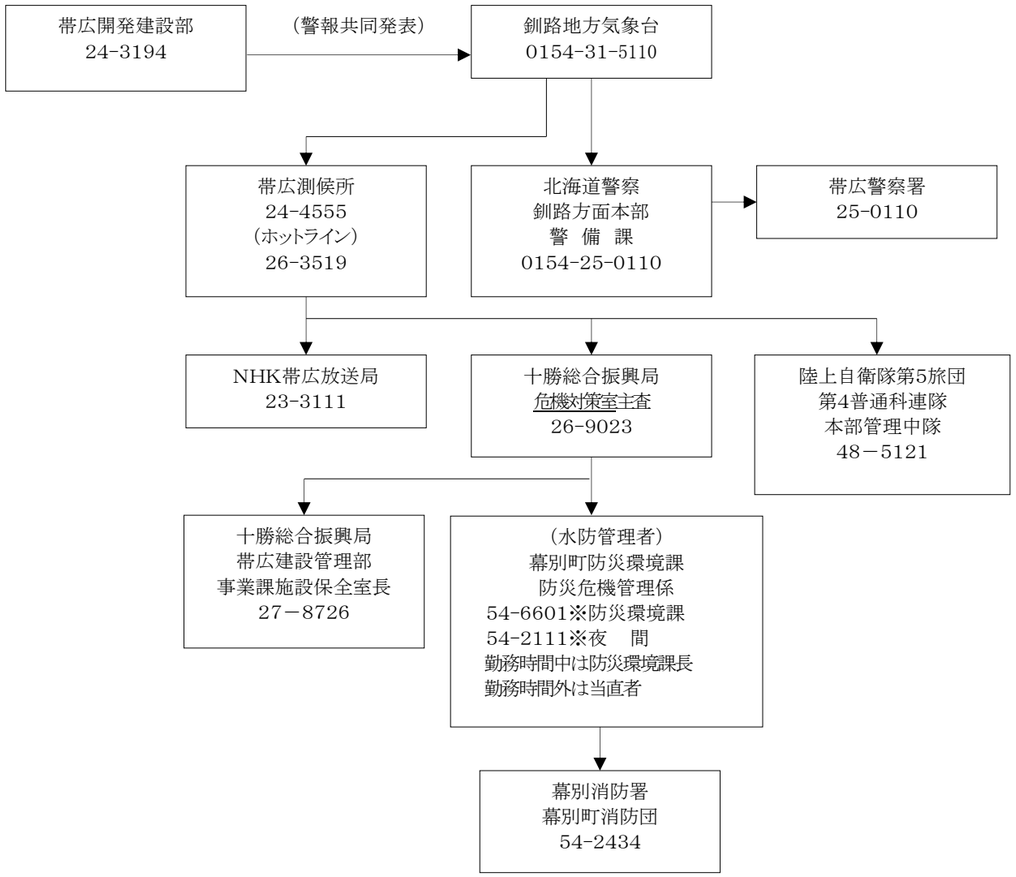 	第 11 節　水害予防計画 １～８　略 ９　報告 略 図表４-11-２　十勝川洪水予報の伝達系統図 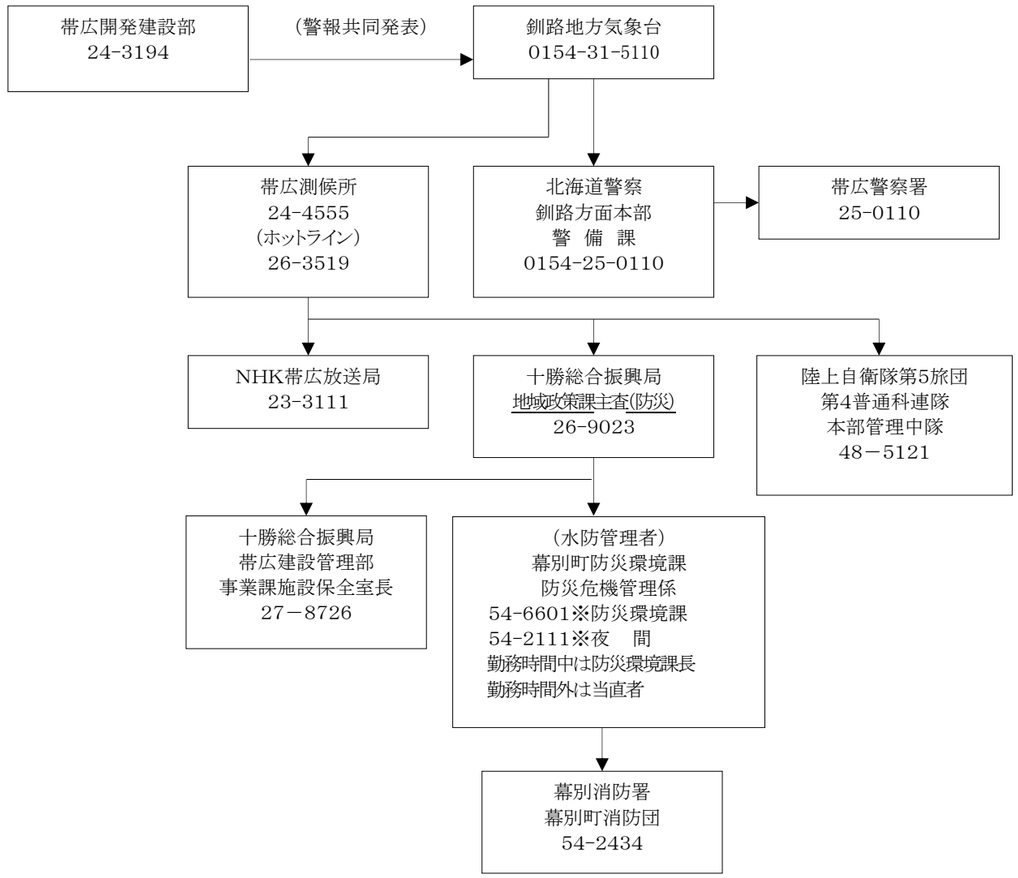 	部署名の変更に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
4-11-6	図表４-11-３　水防警報伝達系統図 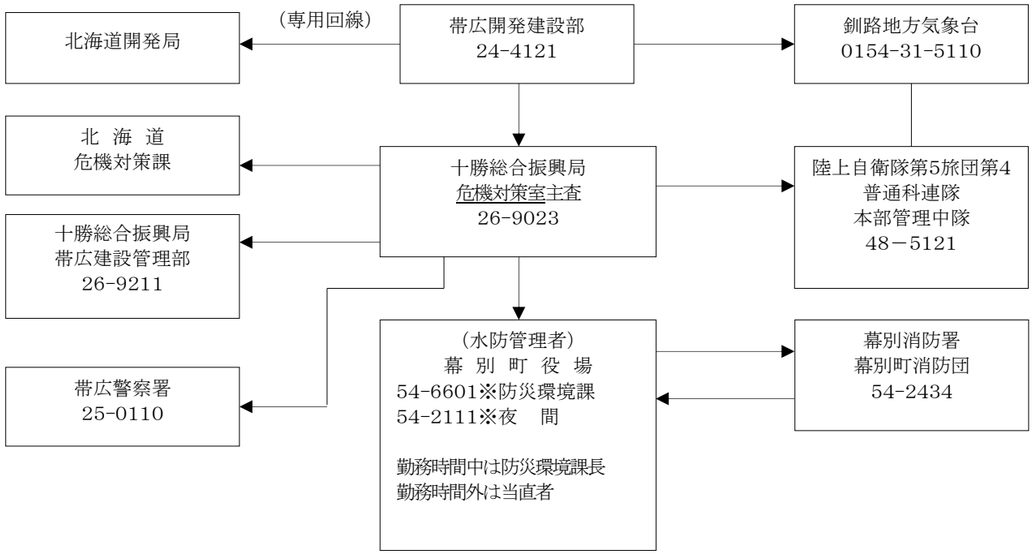 図表４-11-４　水防通報伝達系統図 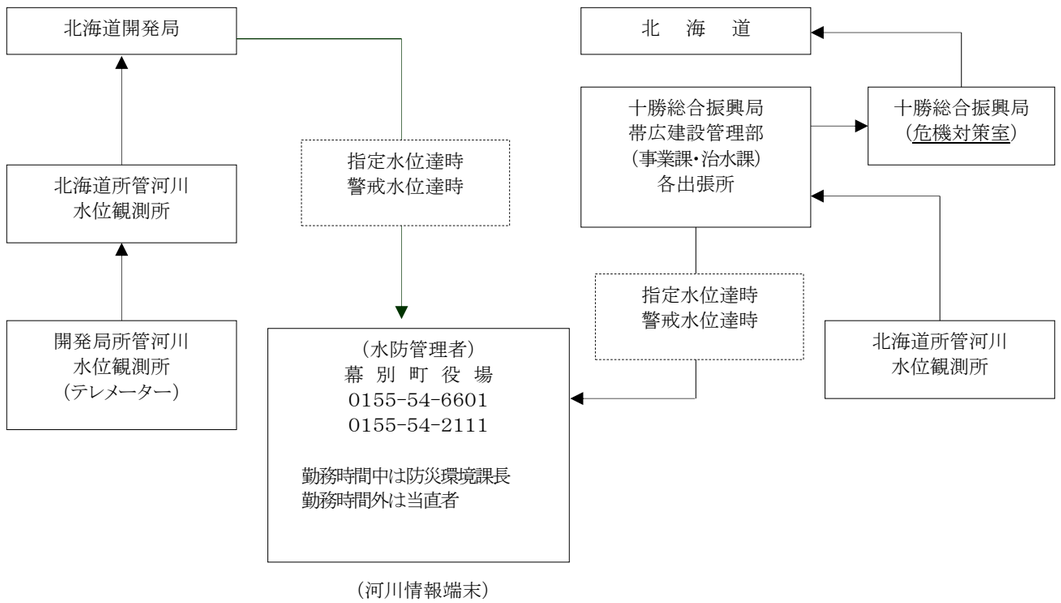 第 12 節　略 第 13 節　雪害予防計画 略 １～４　略	図表４-11-３　水防警報伝達系統図 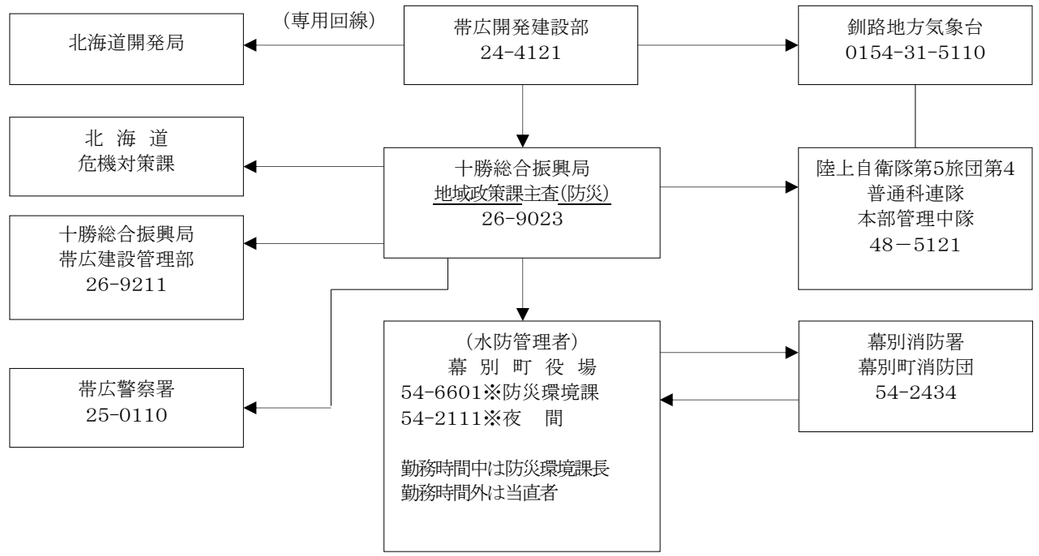 図表４-11-４　水防通報伝達系統図 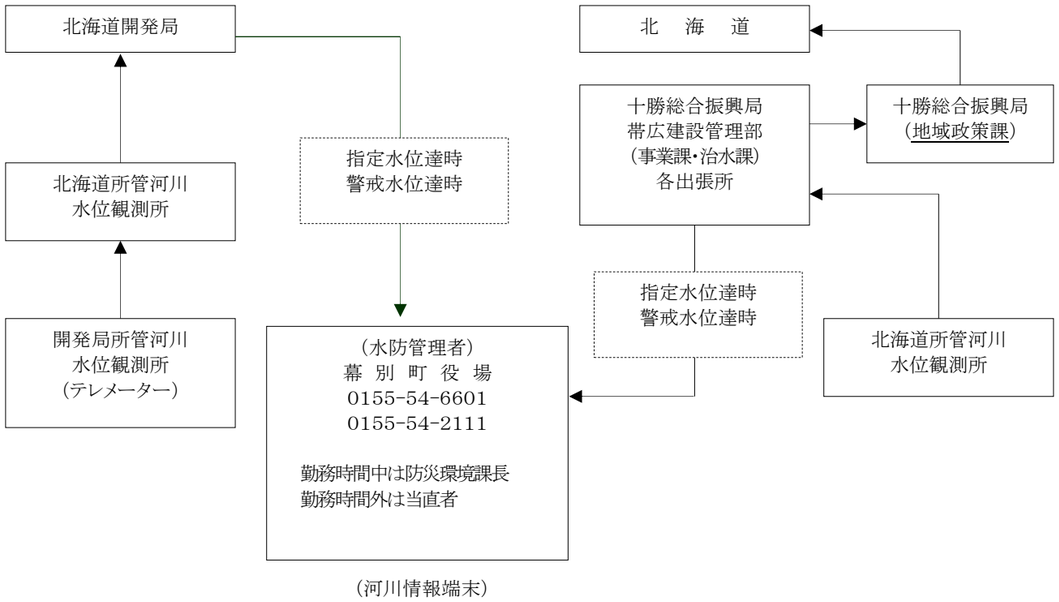 第 12 節　略 第 13 節　雪害予防計画 略 １～４　略	部署名の変更に伴う修正 部署名の変更に伴う修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　　行　（令和４年３月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>4-13-2</td><td>５　電力施設の雪害防止対策
電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社道東統括支店は、送電線の冠雪、着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行う。
６～９　略

第 14 節～第 18 節　略

第５章　災害応急対策計画
第１節　略

第２節　災害通信計画
略
１　電話による通信
(1)　災害時優先電話による連絡
略
【役場庁舎等災害時優先電話】
<table><tr><th>施　設　名</th><th>設　置　部　署　名</th><th>電　話　番　号</th><th>備　　考</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>※災害時優先電話の登録は上記以外も含めて全 39 回線登録（R5.11 現在）
２～５　略

第３節　災害広報計画
略
１　略
２　災害情報等の発表方法
(1)　略
(2)　住民に対する広報の方法及び内容
ア　略
(ｱ)～(ｴ)　略
(ｵ)　町内コンビニエンスストアの利用（「資料編 資料１６-１　災害時における協力要請に関する協定書（町内コンビニエンスストア）」による）
イ　略
(3)～(5)　略
３～４　略
５　災害時の氏名等の公表
町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第４節　略

第５節　避難対策計画</td><td>５　電力施設の雪害防止対策
電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社帯広支店は、送電線の冠雪、着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行う。
６～９　略

第 14 節～第 18 節　略

第５章　災害応急対策計画
第１節　略

第２節　災害通信計画
略
１　電話による通信
(1)　災害時優先電話による連絡
略
【役場庁舎等災害時優先電話】
<table><tr><th>施　設　名</th><th>設　置　部　署　名</th><th>電　話　番　号</th><th>備　　考</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>※災害時優先電話の登録は上記以外も含めて全 39 回線登録（R3.4.1 現在）
２～５　略

第３節　災害広報計画
略
１　略
２　災害情報等の発表方法
(1)　略
(2)　住民に対する広報の方法及び内容
ア　略
(ｱ)～(ｴ)　略
(ｵ)　町内コンビニエンスストアの利用（「資料編 資料１６-２ 災害時における協力要請に関する協定書（町内コンビニエンスストア）」による）
イ　略
(3)～(5)　略
３～４　略

第４節　略

第５節　避難対策計画</td><td>支店名称の変更に伴う修正

資料番号の修正に伴う修正

北海道地域防災計画の修正に伴う修正</td></tr>
</table>

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	略 １～２　略	略 １～２　略	
5-5-2	**３　避難の指示等** 北海道開発局、帯広測候所及び道は、町が行う警戒区域の設定、避難指示等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、指示等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。 北海道開発局は、河道閉塞による湛水寒水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、道は地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 町は、避難指示等を発令する際に、北海道開発局、帯広測候所又は道に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。 さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。 (1)～(6)　略	**３　避難の指示等** 北海道開発局、帯広測候所及び道は、町が行う警戒区域の設定、避難指示等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、指示等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。 北海道開発局は、河道閉塞による湛水寒水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、道は地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 町は、避難指示を行う際に、北海道開発局、帯広測候所又は道に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。 (1)～(6)　略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	４　避難指示等の伝達方法 略 (1)～(2)　略 (3)　要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達 略 要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達系統図	**４　避難指示等の伝達方法** 略 (1)～(2)　略 (3)　要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達 略 要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達系統図	
5-5-7	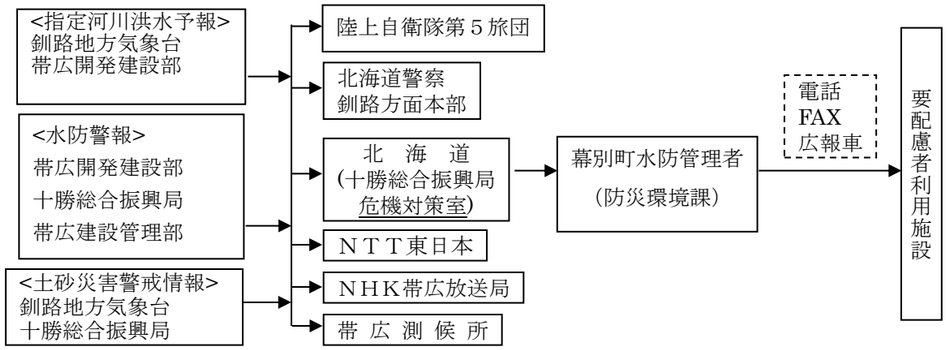	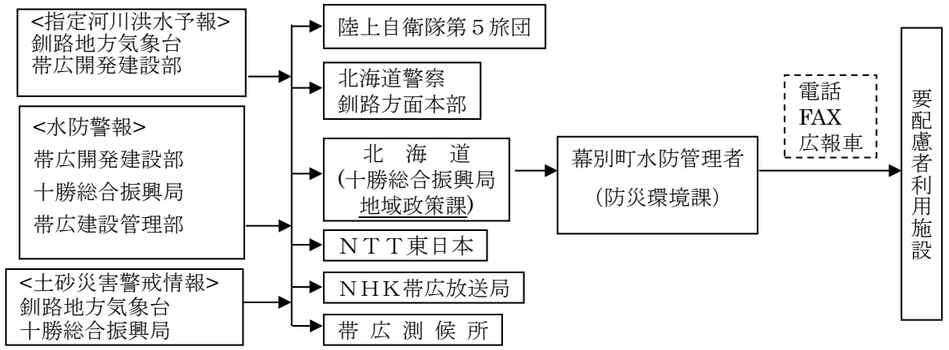	部署名の変更に伴う修正
	５～６　略 **７　指定避難所の設置** (1)～(3)　略 (4)　指定避難所の開設及び管理 ア～オ　略	**５～６　略** **７　指定避難所の設置** (1)～(3)　略 (4)　指定避難所の開設及び管理 ア～オ　略	
5-5-10	カ　避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。 キ　町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切	カ　避難所において収容人数を超過することがないよう、平時から効果的な情報発信の手段について検討する。	北海道地域防災計画の修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。		に伴う修正
	８　指定避難所の運営管理	**８　指定避難所の運営管理**	
	(1)　略	(1)　略	
	(2)　指定避難所の運営管理	(2)　指定避難所の運営管理	
	ア　町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、公区及び避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	ア　町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、公区及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	
	イ～エ　略	イ～エ　略	
	オ　町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道及び医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や衛生面に優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	オ　町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道及び医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や衛生面に優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	
	カ～タ　略	カ～タ　略	
	(3)～(4)　略	(3)～(4)　略	
	９～11　略	**９～11　略**	
	第６節～第９節　略	**第６節～第９節　略**	
	第 10 節　食料供給計画	**第 10 節　食料供給計画**	
	略	略	
	１　主要食料供給計画	**１　主要食料供給計画**	
	(1)～(2)　略	(1)～(2)　略	
5-10-1	(3)　供給の方法及び手続等 町長は、災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保は十勝総合振興局長を通じて知事に要請する。 なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第４章Ⅰ第 11 の規定により、農林水産省農産局長に直接、又は、総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。	(3)　供給の方法及び手続等 町長は、災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保は十勝総合振興局長を通じて知事に要請する。 なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第４Ⅰ第 11 の規定により、農林水産省農産局長に直接、又は、総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正（脱字の修正）
	(4)　主要食料の主な要請先 供給の主な要請先は、別途定める。（「資料編 資料１６－１　４－１ 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照）	(4)　主要食料の主な要請先 供給の主な要請先は、別途定める。（「資料編 資料１４－４ 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照）	資料番号の修正に伴う修正
	２～５　略	**２～５　略**	

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	第 11 節～第 12 節　略	第 11 節～第 12 節　略	
	第 13 節　衣料、生活必需物資供給計画 １～２　略 ３　衣料、生活必需物資の調達 (1)～(2)　略	第 13 節　衣料、生活必需物資供給計画 １～２　略 ３　衣料、生活必需物資の調達 (1)～(2)　略	
5-13-2	(3)　調達方法 ア～エ　略 オ　町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。 ※「資料編 資料１６-１　４-１ 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照 ４～７　略	(3)　調達方法 ア～エ　略 オ　町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。 ※「資料編 資料１４-４ 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照 ４～７　略	資料番号の修正に伴う修正
	第 14 節　石油類燃料供給計画 １　略 ２　石油類燃料の確保 (1)～(4)　略	第 14 節　石油類燃料供給計画 １　略 ２　石油類燃料の確保 (1)～(4)　略	
5-14-1	(参考) ※「資料編　資料１６-１　５-１災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」 ※「資料編　資料１６-１　６-２災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」	(参考) ※「資料編　資料１４-５災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」 ※「資料編　資料１４-６災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」	資料番号の修正に伴う修正
5-15-1	第 15 節　電力施設災害応急計画 災害により電気施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・住民生活の確保のため、北海道電力㈱及び北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、電力施設災害応急計画は次に定めるところによる。 １　非常態勢 (1)　非常災害対策道東統括支店支部の設置 ア　災害時には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織道東統括支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策道東統括支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。 イ　非常災害対策道東統括支店支部を設置したときは、町、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。 ウ　対策会議 非常災害対策道東統括支店支部は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。 (2)～(3)　略 ２　略 ３　広報活動 (1～(2)　略	第 15 節　電力施設災害応急計画 災害により電気施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・住民生活の確保のため、北海道電力㈱及び北海道電力ネットワーク㈱帯広支店は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、電力施設災害応急計画は次に定めるところによる。 １　非常態勢 (1)　非常災害対策帯広支店支部の設置 ア　災害時には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織帯広支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策帯広支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。 イ　非常災害対策帯広支店支部を設置したときは、町、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。 ウ　対策会議 非常災害対策帯広支店支部は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。 (2)～(3)　略 ２　略 ３　広報活動 (1～(2)　略	支店名称の変更に伴う修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　　行　（令和４年３月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>5-15-2</td><td>図表５-15-２　電力施設の災害情報連絡系統図
 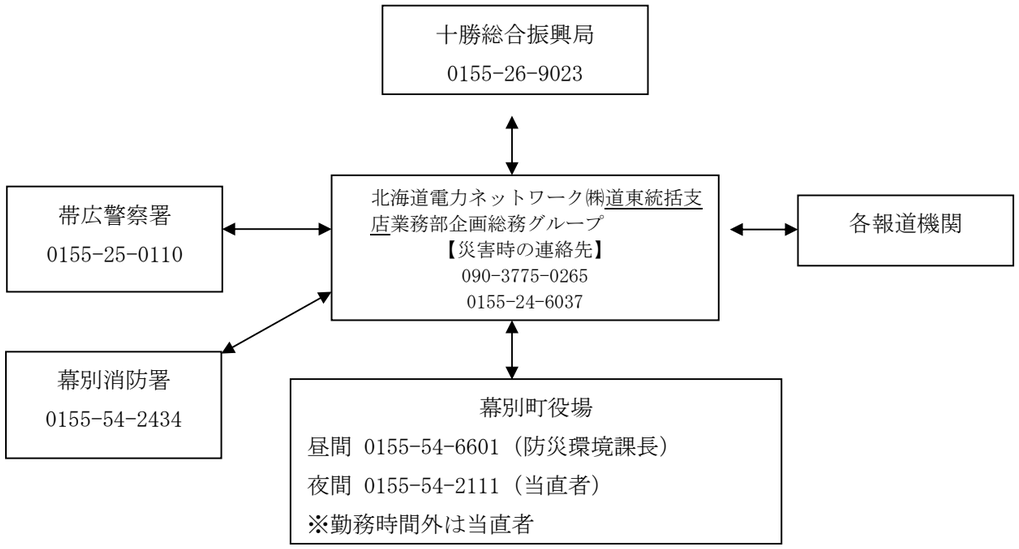
</td><td>図表５-15-２　電力施設の災害情報連絡系統図
 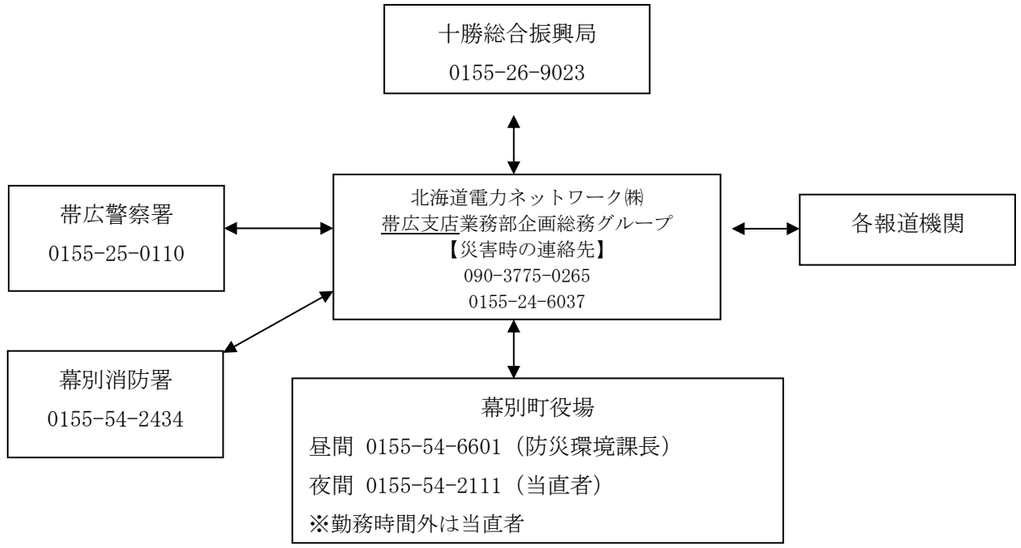
</td><td>支店名称の変更に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第 16 節　略</td><td>第 16 節　略</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第 17 節　医療救護計画
略
１～３　略
４　関係機関の応援
（1）　略
ア～カ　略</td><td>第 17 節　医療救護計画
略
１～３　略
４　関係機関の応援
（1）　略
ア～カ　略</td><td></td></tr>
<tr><td>5-17-1</td><td>なお、十勝医師会への要請は、「資料編 資料１６－１　１－１　災害時の医療救護活動に関する協定書」及び「同資料　災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則」による。</td><td>なお、十勝医師会への要請は、「資料編 資料６－３ 災害時の医療救護活動に関する協定書」及び「同編 資料６－４ 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則」による。</td><td>資料番号の修正に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>（2）　略
５～９　略</td><td>（2）　略
５～９　略</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第 18 節～第 21 節　略</td><td>第 18 節～第 21 節　略</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第 22 節　住宅対策計画
略
１　略</td><td>第 22 節　住宅対策計画
略
１　略</td><td></td></tr>
<tr><td>5-22-1</td><td>２　避難所
町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第５節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。</td><td>２　避難所
町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第５節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。</td><td>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>３　略
４　応急仮設住宅
（1）　入居対象者</td><td>３　略
４　応急仮設住宅
（1）　入居対象者</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　　行　（令和４年３月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>ア　略
イ　居住する<u>住宅</u>がない者であること
ウ　略
(2)～(5)　略</td><td>ア　略
イ　居住する<u>住家</u>がない者であること
ウ　略
(2)～(5)　略</td><td></td></tr>
<tr><td>5-22-2</td><td>(6)　規模、構造、存続期間及び費用
ア　<u>建設型応急</u>住宅の標準規模は、１戸につき 29.7 平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による６連戸以下の連続建てもしくは共同建てとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は１戸建て、または木造住宅により実施する。
イ～ウ　略
(7)～(8)　略</td><td>(6)　規模、構造、存続期間及び費用
ア　<u>応急仮設</u>住宅の標準規模は、１戸につき 29.7 平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による６連戸以下の連続建てもしくは共同建てとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は１戸建て、または木造住宅により実施する。
イ～ウ　略
(7)～(8)　略</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>**５～10　略**

第 23 節　略
第 24 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画
略
１～５　略</td><td>**５～10　略**

第 23 節　略
第 24 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画
略
１～５　略</td><td></td></tr>
<tr><td>5-24-2</td><td>**６　平常時の規制の適用除外措置**
町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第５条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。</td><td>**６　平常時の規制の適用除外措置**
<u>市町村</u>及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第５条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。</td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td></td><td>**７～９　略**
10　遺体の捜索等の記録
(1)～(3)　略</td><td>**７～９　略**
10　遺体の捜索等の記録
(1)～(3)　略</td><td></td></tr>
<tr><td>5-24-3</td><td>**別表５-24-１　遺体安置所**
<table><tr><th>地域</th><th colspan="2">遺体安置所</th></tr><tr><td rowspan="5">幕別地区</td><td>施設名</td><td>幕別南コミュニティセンター（ホール）</td></tr><tr><td>住　所</td><td>幕別町新町１３９番地３</td></tr><tr><td>面　積</td><td>４９３．００㎡</td></tr><tr><td>管　理</td><td>幕別町住民<u>生活</u>部住民課</td></tr><tr><td>電　話</td><td>０１５５－５４－５１２７</td></tr><tr><td rowspan="5">札内地区</td><td>施設名</td><td>幕別町働く婦人の家（ホール）</td></tr><tr><td>住　所</td><td>幕別町札内中央町３９５番地１</td></tr><tr><td>面　積</td><td>１８０．００㎡</td></tr><tr><td>管　理</td><td>幕別町住民<u>生活</u>部住民課</td></tr><tr><td>電　話</td><td>０１５５－５４－６６０２（住民課住民活動支援係）</td></tr><tr><td rowspan="5">忠類地区</td><td>施設名</td><td>忠類ふれあいセンター福寿（多目的ホール）</td></tr><tr><td>住　所</td><td>幕別町忠類白銀町３８４番地１０</td></tr><tr><td>面　積</td><td>１８０．００㎡</td></tr><tr><td>管　理</td><td>幕別町忠類総合支所保健福祉課</td></tr></table></td><td>**別表５-24-１　遺体安置所**
<table><tr><th>地域</th><th colspan="2">遺体安置所</th></tr><tr><td rowspan="5">幕別地区</td><td>施設名</td><td>幕別南コミュニティセンター（ホール）</td></tr><tr><td>住　所</td><td>幕別町新町１３９番地３</td></tr><tr><td>面　積</td><td>４９３．００㎡</td></tr><tr><td>管　理</td><td>幕別町住民<u>福祉</u>部住民<u>生活</u>課</td></tr><tr><td>電　話</td><td>０１５５－５４－５１２７</td></tr><tr><td rowspan="5">札内地区</td><td>施設名</td><td>幕別町働く婦人の家（ホール）</td></tr><tr><td>住　所</td><td>幕別町札内中央町３９５番地１</td></tr><tr><td>面　積</td><td>１８０．００㎡</td></tr><tr><td>管　理</td><td>幕別町住民<u>福祉</u>部住民<u>生活</u>課</td></tr><tr><td>電　話</td><td>０１５５－５４－６６０２（住民課住民活動支援係）</td></tr><tr><td rowspan="5">忠類地区</td><td>施設名</td><td>忠類ふれあいセンター福寿（多目的ホール）</td></tr><tr><td>住　所</td><td>幕別町忠類白銀町３８４番地１０</td></tr><tr><td>面　積</td><td>１８０．００㎡</td></tr><tr><td>管　理</td><td>幕別町忠類総合支所保健福祉課</td></tr></table></td><td>組織改編に伴う修正</td></tr>
</table>

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	電　話　０１５５８－８－２９１０	電　話　０１５５８－８－２９１０	
	第 25 節～第 29 節　略	**第 25 節～第 29 節　略**	
	第 30 節　自衛隊派遣要請及び活動計画 略 **１　略** **２　災害派遣要請の要領等** (1)　略	**第 30 節　自衛隊派遣要請及び活動計画** 略 **１　略** **２　災害派遣要請の要領等** (1)　略	
5-30-1	(2)　担当部及び依頼先 災害派遣要請依頼は、総務広報部総務班が行い、連絡及び関係書類の提出先は、十勝総合振興局地域振興部危機対策室主査とする。	(2)　担当部及び依頼先 災害派遣要請依頼は、総務広報部総務班が行い、連絡及び関係書類の提出先は、十勝総合振興局地域振興部地域政策課主査（防災）とする。	部署名の変更に伴う修正
	(3)　略 **３～８　略**	(3)　略 **３～８　略**	
	第 31 節　広域応援計画 略	**第 31 節　広域応援計画** 略	
5-31-1	**１　「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく要請** 基本法第 67 条第１項及び第 68 条第１項の規定に基づき、道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために締結した「資料編　資料１６-１　９-１　災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援要請する。 また、町は他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。 (1)　応援要請の区分及び連絡系統図 ア　第１要請（同一振興局の市町村への要請）	**１　「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく要請** 基本法第 67 条第１項及び第 68 条第１項の規定に基づき、道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために締結した「資料編　資料１５-１　災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援要請する。 また、町は他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。 (1)　応援要請の区分及び連絡系統図 ア　第１要請（同一振興局の市町村への要請）	資料番号の修正に伴う修正
	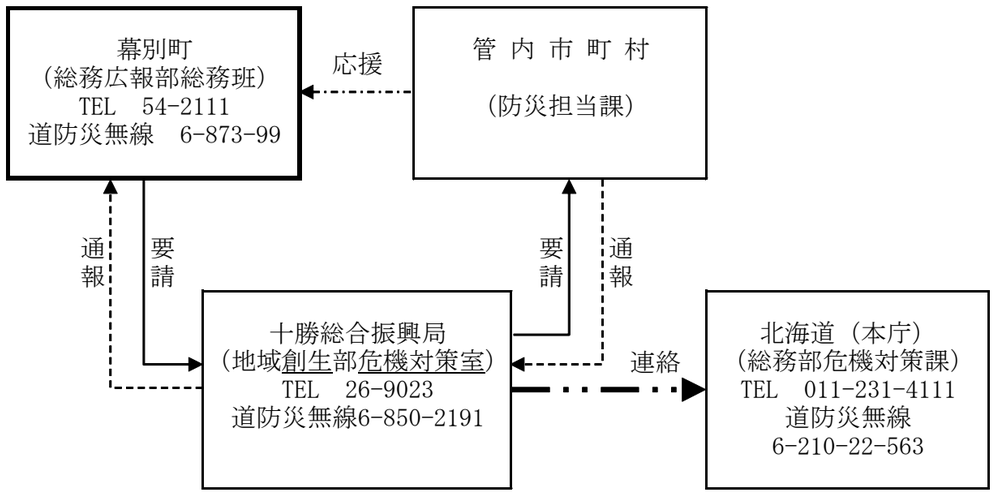	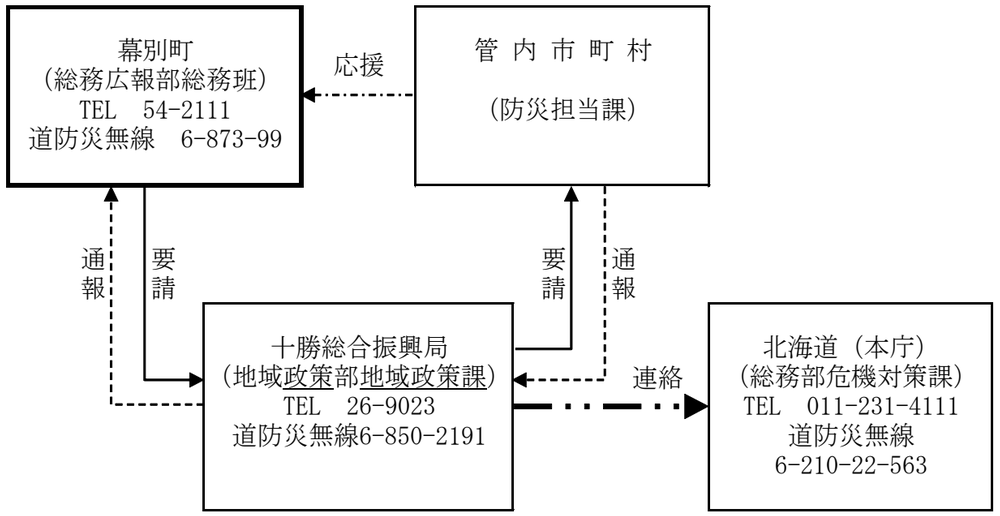	部署名の変更に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
5-31-2	イ　第２要請（他振興局の市町村への要請） 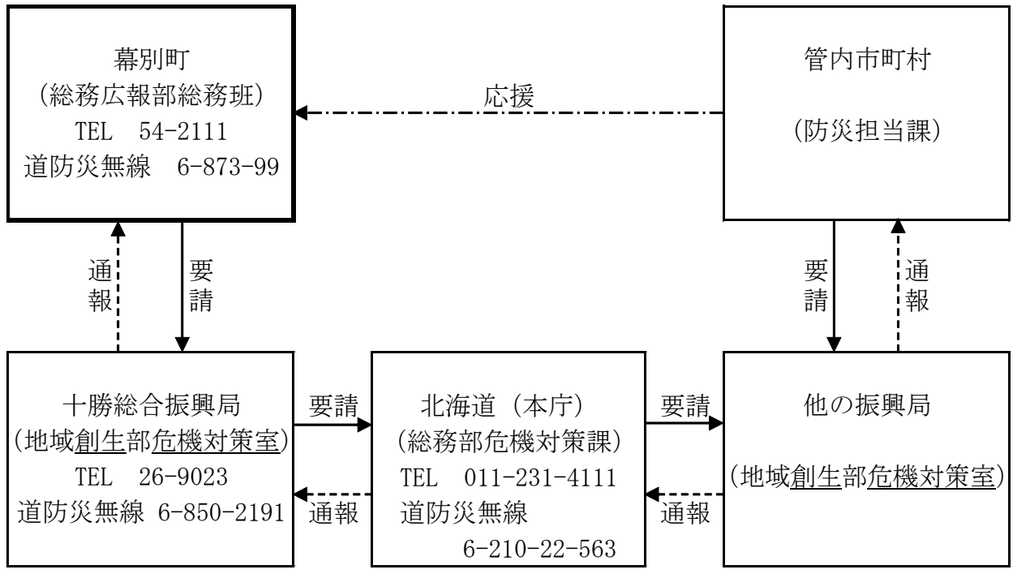 ウ　第３要請　要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請 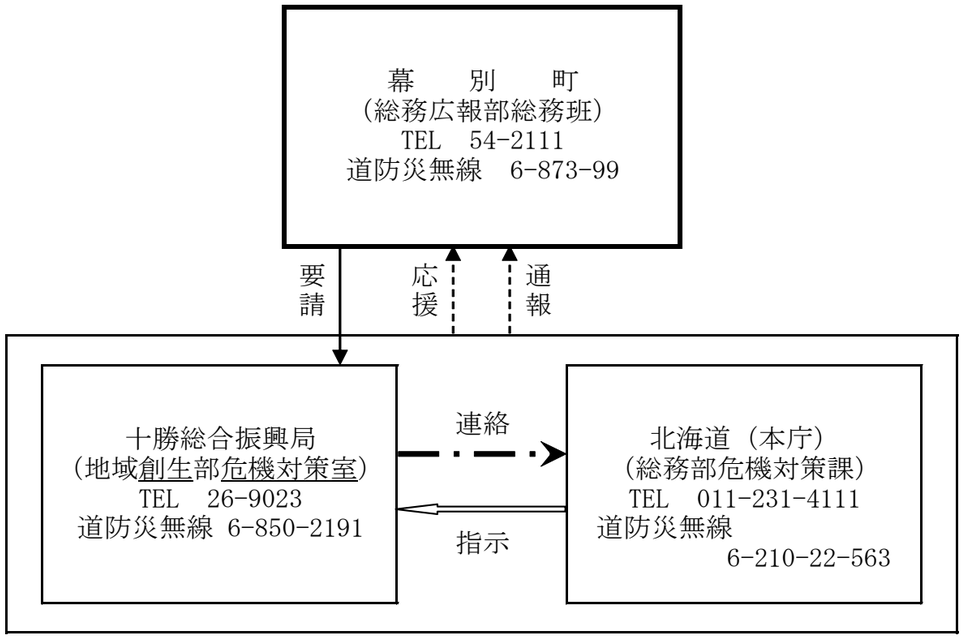 (2)　略	イ　第２要請（他振興局の市町村への要請） 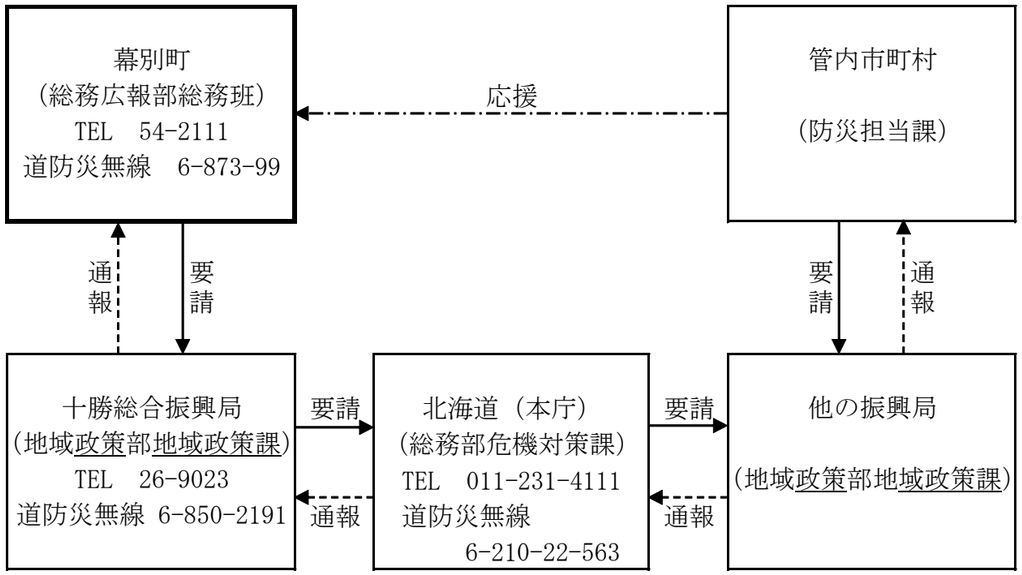 ウ　第３要請　要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請 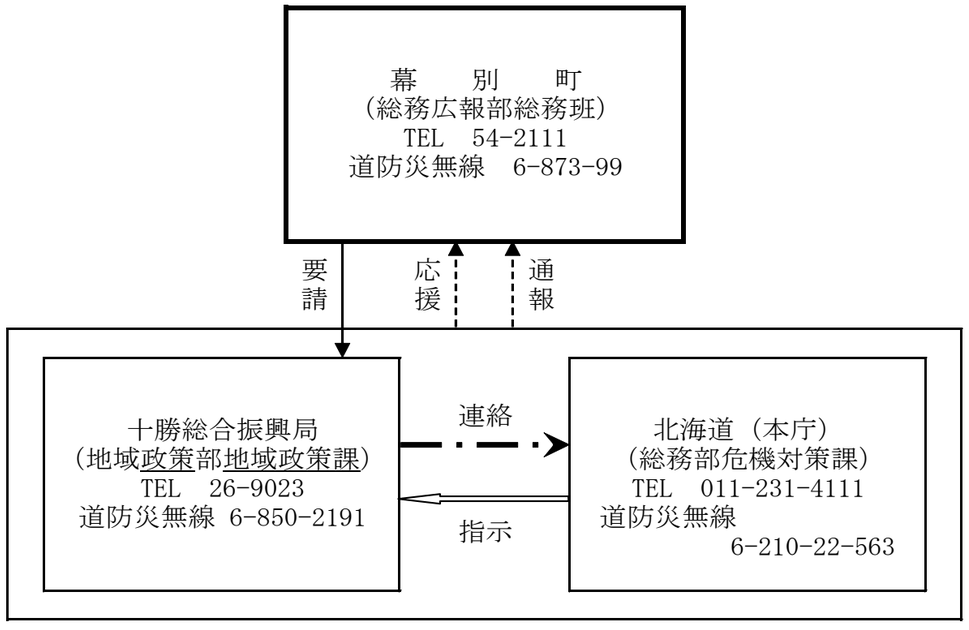 (2)　略	部署名の変更に伴う修正 部署名の変更に伴う修正
5-31-3	**２　他の都道府県の市町村に対する応援要請等** (1)　町長は、基本法第 67 条第１項の規定に基づき、道外の関係市町と締結した「資料編　資料１６－１９－７～９－９ 災害時相互応援に関する協定書」に基づき、幕別町が被災した時は、当該協定市町に対し応援	**２　他の都道府県の市町村に対する応援要請等** (1)　町長は、基本法第 67 条第１項の規定に基づき、道外の関係市町と締結した「資料編　資料１６－２(30)～(32) 災害時相互応援に関する協定書」に基づき、幕別町が被災した時は、当該協定市町に対し応援	資料番号の修正に

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	要請するものとする。 (2)～(3)　略 ３　略 第 32 節～第 36 節　略 第６章　略 第７章　事故災害対策計画 第１節　航空災害対策計画 略 １　略 ２　災害応急対策 (1)　情報通信 ア　情報通信連絡系統 ① 発生地点が明確な場合 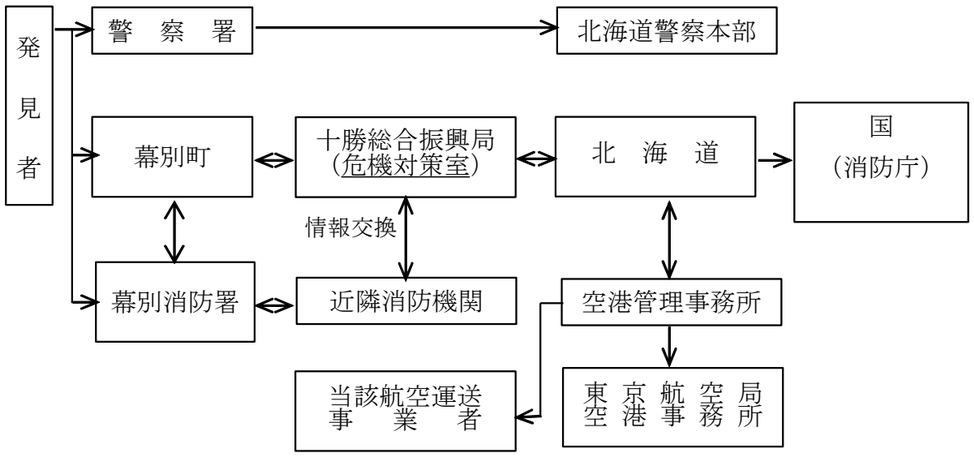 ② 発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）	要請するものとする。 (2)～(3)　略 ３　略 第 32 節～第 36 節　略 第６章　略 第７章　事故災害対策計画 第１節　航空災害対策計画 略 １　略 ２　災害応急対策 (1)　情報通信 ア　情報通信連絡系統 ① 発生地点が明確な場合 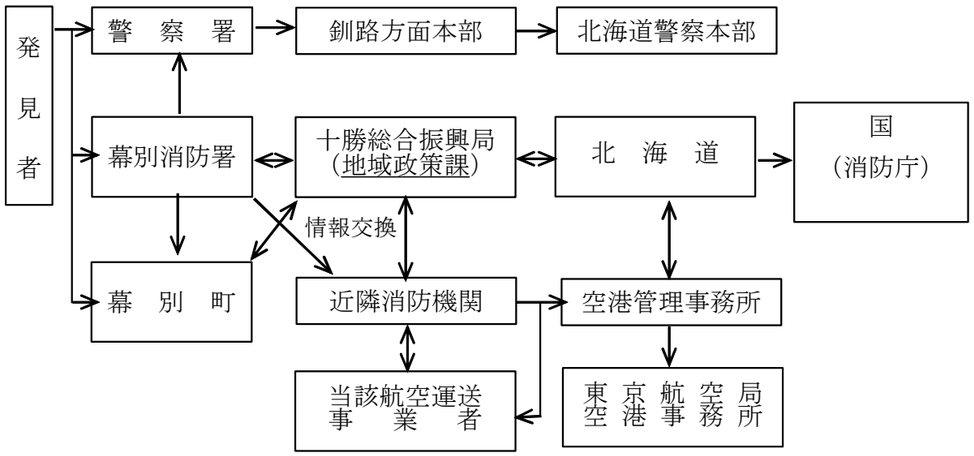 ② 発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）	伴う修正 7-1-2 連絡系統の適正化 部署名の変更に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	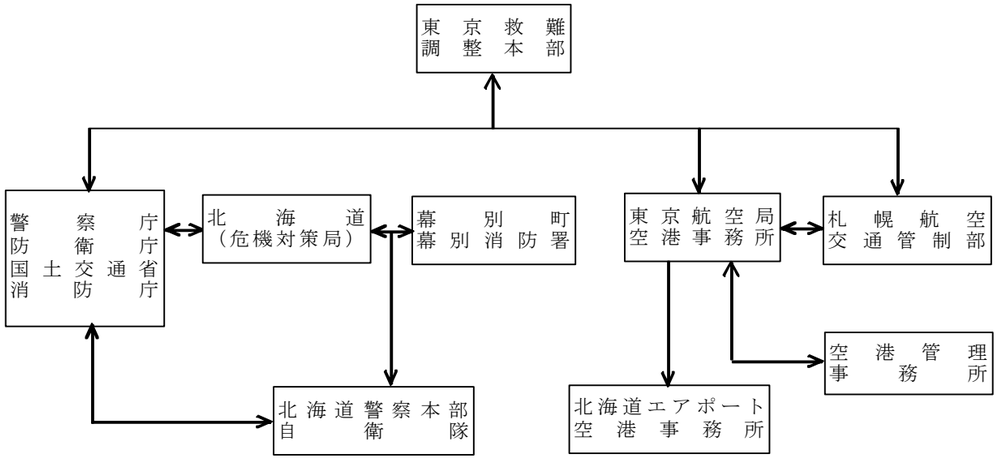 注）　救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる イ　略 (2)～(12)　略 **第２節　鉄道災害対策計画** 略 **１　略** **２　災害応急対策** (1)～(12)　略 7-2-4 **図表７－２－１　鉄道災害情報通信連絡系統図** 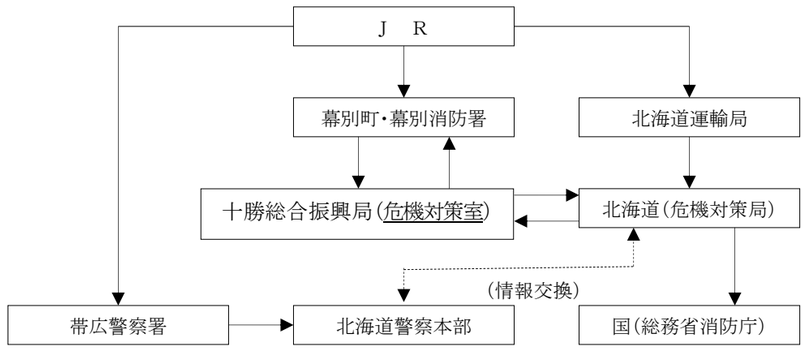 **第３節　道路災害対策計画** **略** **１　略** **２　災害応急対策** (1)～(12)　略	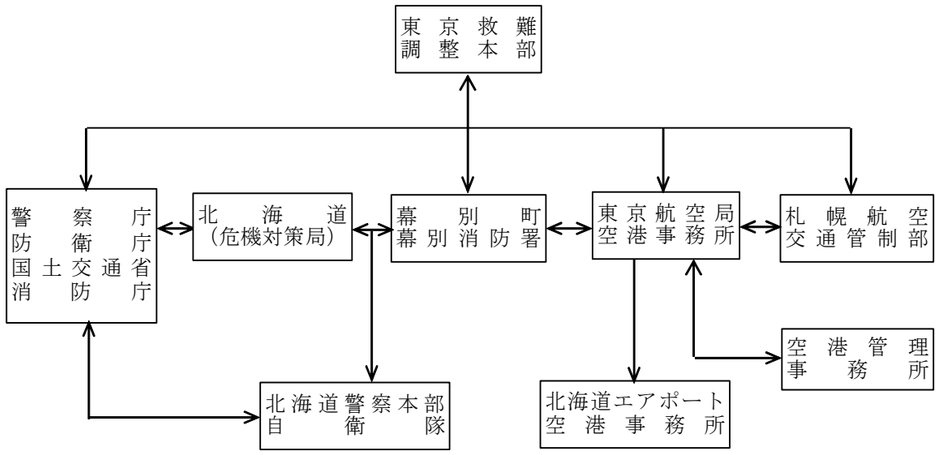 注）　救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる イ　略 (2)～(12)　略 **第２節　鉄道災害対策計画** 略 **１　略** **２　災害応急対策** (1)～(12)　略 **図表７－２－１　鉄道災害情報通信連絡系統図** 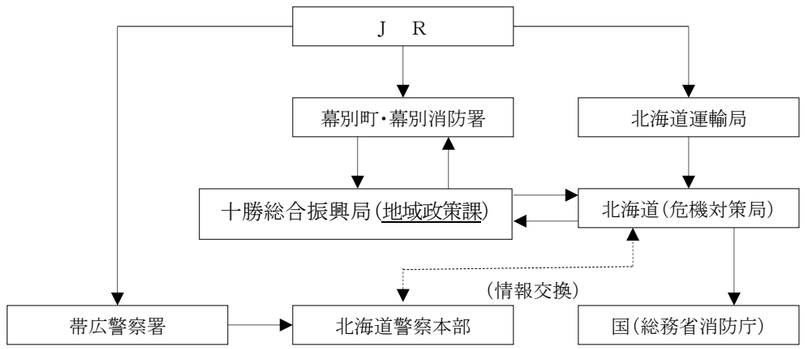 **第３節　道路災害対策計画** **略** **１　略** **２　災害応急対策** (1)～(12)　略	連絡系統の適正化 部署名の変更に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
7-3-5	**図表７－３－１　　道路災害情報通信連絡系統図** **１．国の管理する道路の場合** 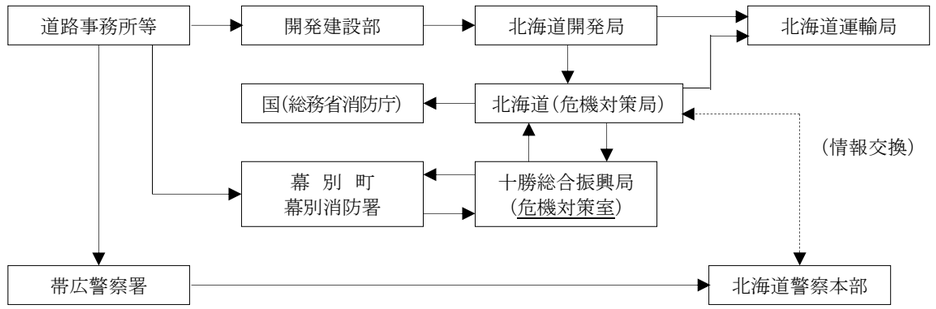 **２．道の管理する道路の場合** 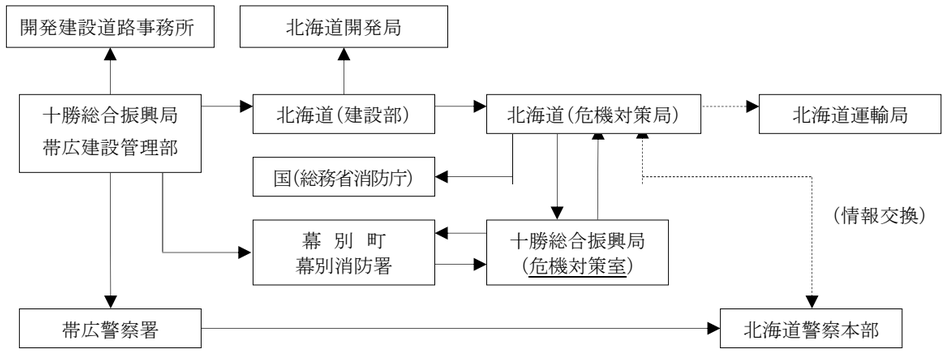 ３．町の管理する道路の場合 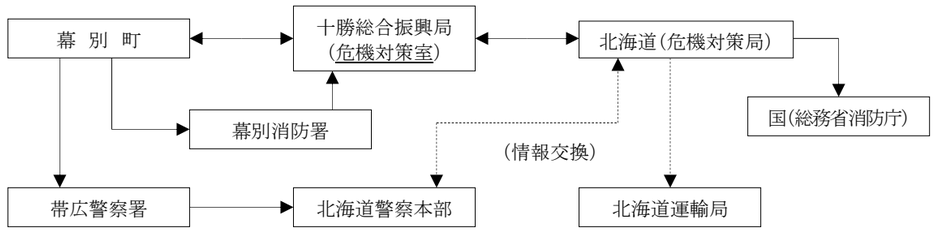 **第４節　危険物等災害対策計画** **略** **１～２　略** **３　災害応急対策** (1)～(11)　略	**図表７－３－１　　道路災害情報通信連絡系統図** １．国の管理する道路の場合 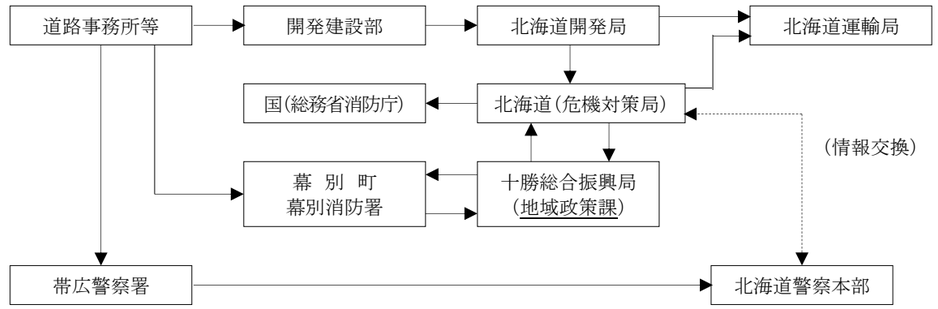 ２．道の管理する道路の場合 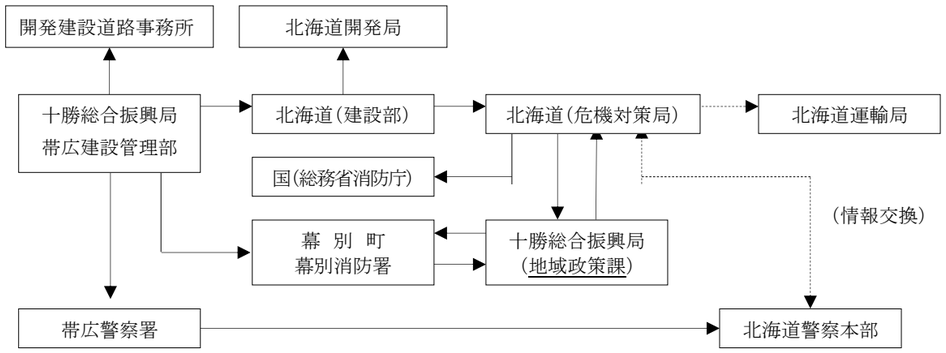 ３．町の管理する道路の場合 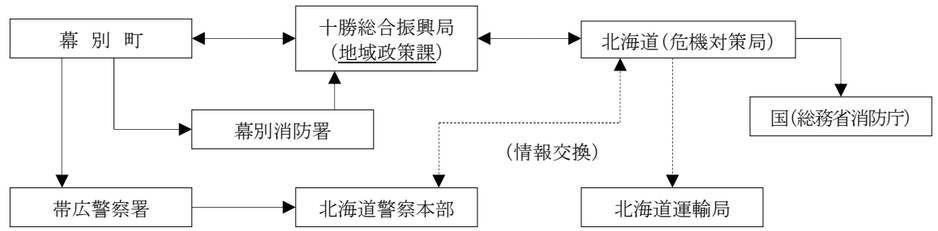 **第４節　危険物等災害対策計画** **略** **１～２　略** **３　災害応急対策** (1)～(11)　略	部署名の変更に伴う修正 部署名の変更に伴う修正 部署名の変更に伴う修正
7-4-4	**図表７－４－１　危険物等災害情報通信連絡系統図**	**図表７－４－１　危険物等災害情報通信連絡系統図**	

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	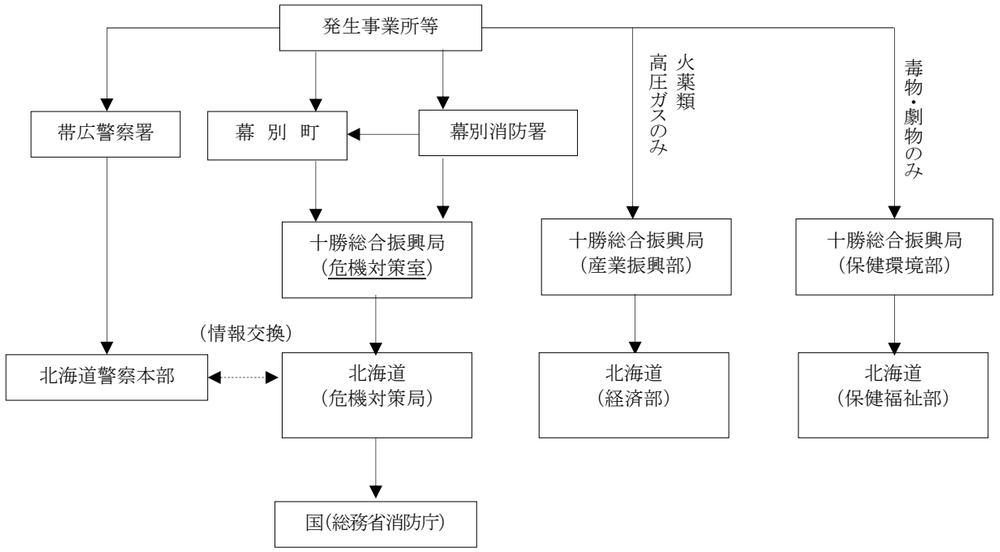 **第５節　大規模な火事災害対策計画** **略** **１　略** **２　災害応急対策** (1)～(11)　略 7-5-4 **図表７－５－１　大規模火災情報通信連絡系統図** 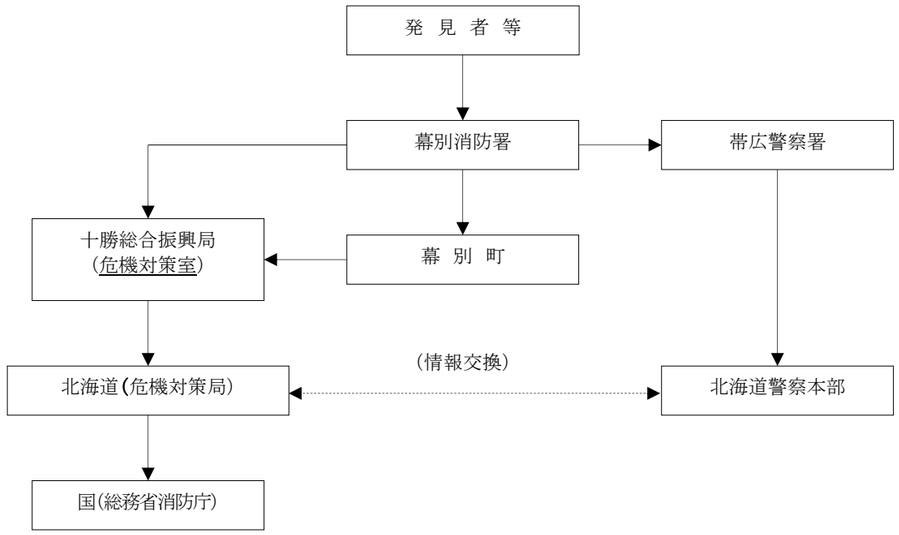 **第６節　林野火災災害対策計画**	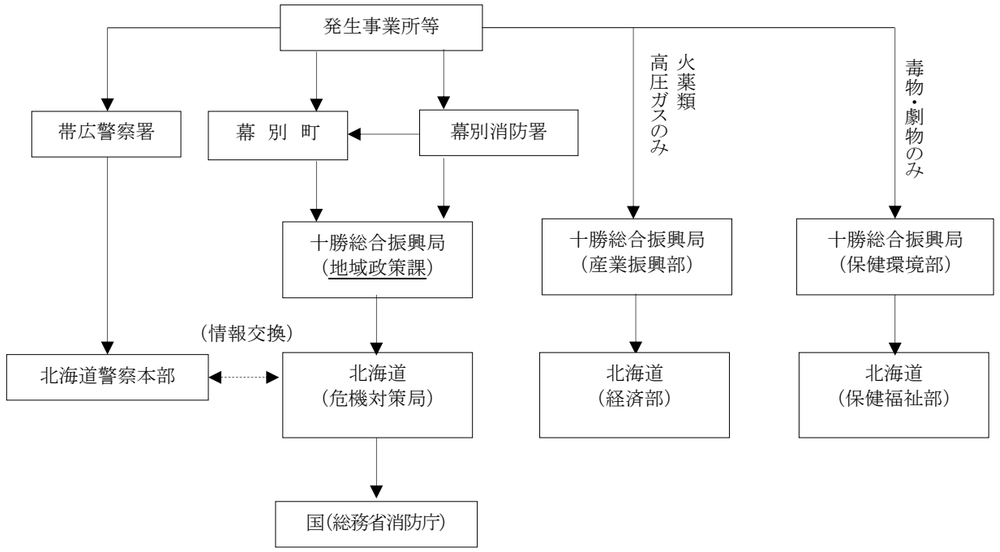 **第５節　大規模な火事災害対策計画** **略** **１　略** **２　災害応急対策** (1)～(11)　略 **図表７－５－１　大規模火災情報通信連絡系統図** 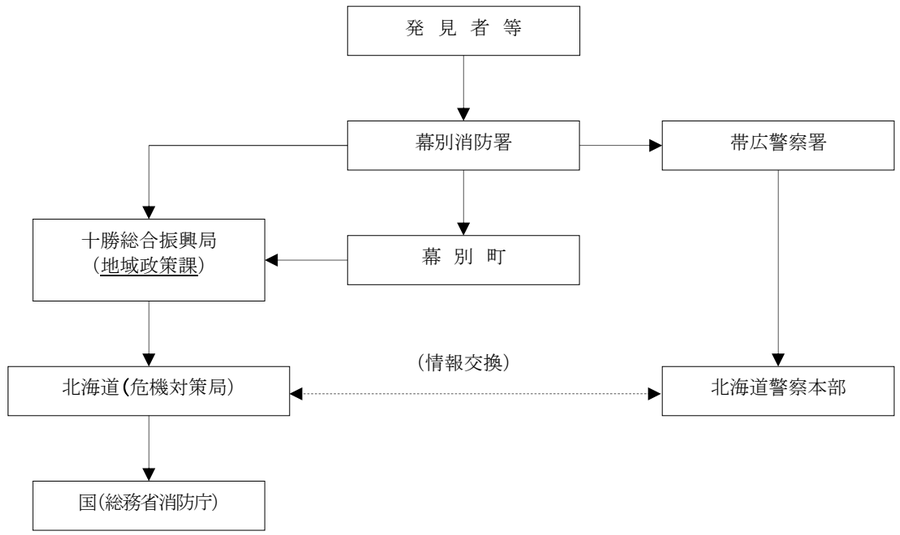 **第６節　林野火災災害対策計画**	部署名の変更に伴う修正 部署名の変更に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
7-6-3	略 **1　災害予防** (1)～(2)　略 (3)　気象情報対策 ア　略 イ　伝達系統 林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。 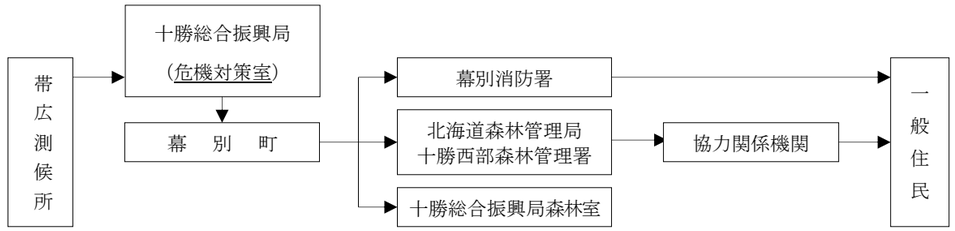 略 **2　災害応急対策** (1)　情報通信 ア　情報通信連絡系統 広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。 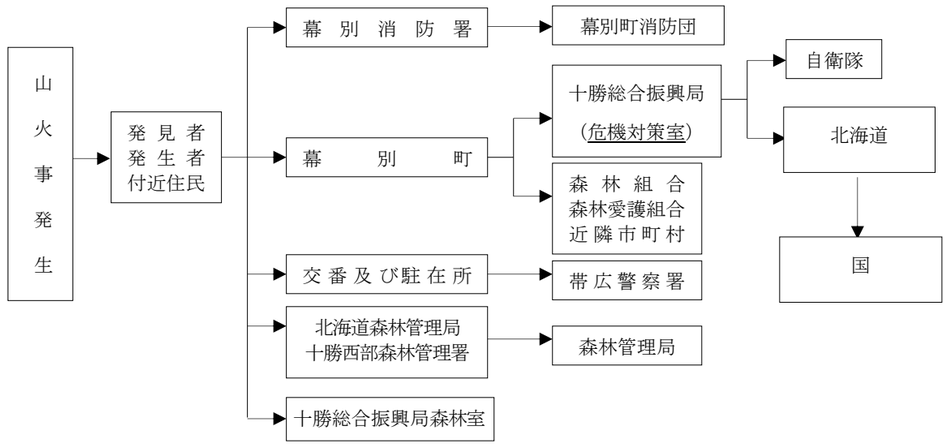 イ　略 (2)～(8)　略 **第７節　大規模停電災害対策計画**	略 **1　災害予防** (1)～(2)　略 (3)　気象情報対策 ア　略 イ　伝達系統 林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。 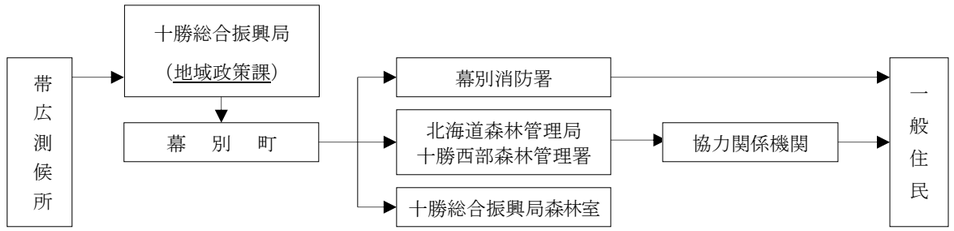 略 **2　災害応急対策** (1)　情報通信 ア　情報通信連絡系統 広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。 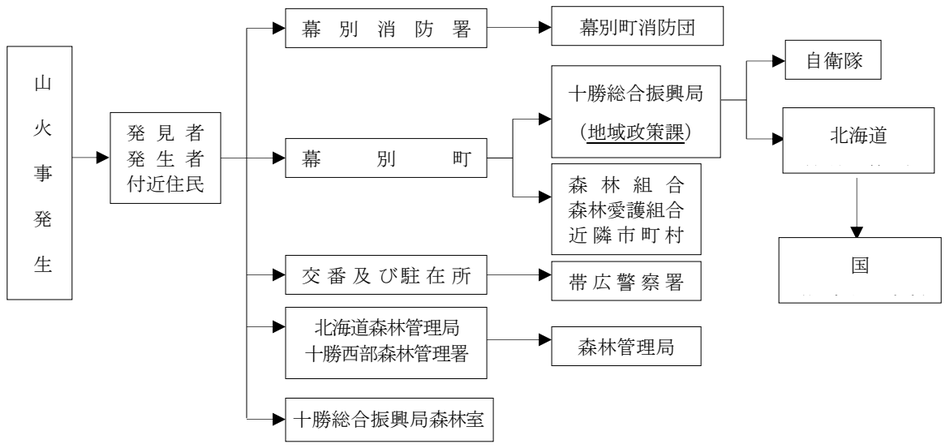 イ　略 (2)～(8)　略 **第７節　大規模停電災害対策計画**	部署名の変更に伴う修正 部署名の変更に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	略	略	
7-7-1	**１　災害予防**	**１　災害予防**	
	(1)　北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店	(1)　北海道電力ネットワーク㈱帯広支店	支店名称の変更に伴う修正
	ア～イ　略	ア～イ　略	
	(2)～(3)　略	(2)～(3)　略	
	２　災害応急対策	**２　災害応急対策**	
7-7-2	(1)　情報通信	(1)　情報通信	
	ア　情報通信連絡系統	ア　情報通信連絡系統	
	大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。	大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。	
	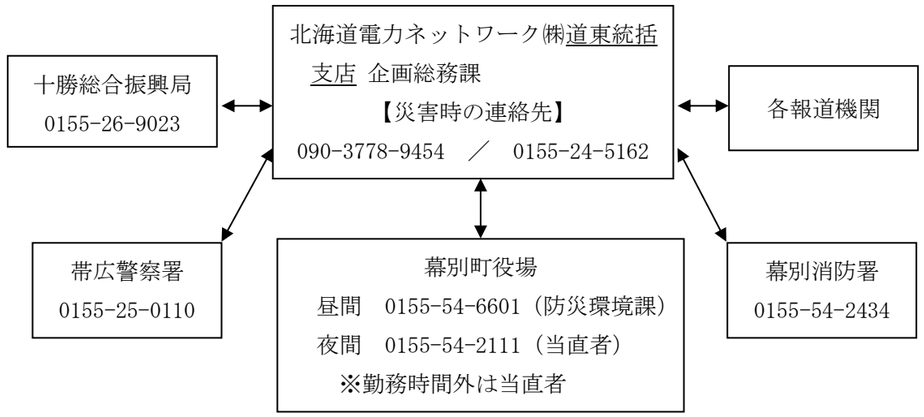	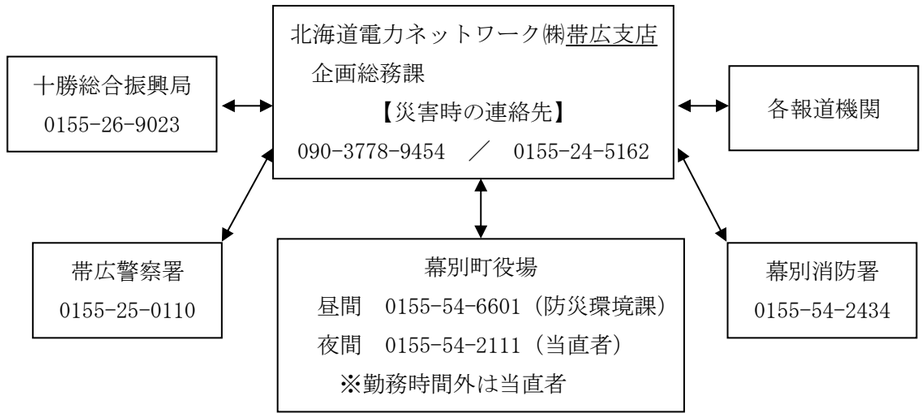	
	イ　略	イ　略	
	(2)　災害広報	(2)　災害広報	
	ア　実施機関	ア　実施機関	
	幕別町、十勝総合振興局、帯広警察署、北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店	幕別町、十勝総合振興局、帯広警察署、北海道電力ネットワーク㈱帯広支店	
	イ　略	イ　略	
	(3)　応急活動体制	(3)　応急活動体制	
7-7-3	ア～イ　略	ア～イ　略	
	ウ　北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店	ウ　北海道電力ネットワーク㈱帯広支店	
	略	略	
	(4)～(7)　略	(4)～(7)　略	
	(8)　応急電力対策	(8)　応急電力対策	
7-7-4	ア　緊急的な電力供給	ア　緊急的な電力供給	
	北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店は、町と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。	北海道電力ネットワーク㈱帯広支店は、町と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。	
	略	略	
	(9)～(13)　略	(9)～(13)　略	
	第８章　略	**第８章　略**	

資料 1−2

幕別町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	※計画全般にわたり、「公区」から「町内会」に呼称を変更		
	第１章　総　　則	第１章　総　　則	
	第１節～第３節　略	第１節～第３節　略	
	第４節　計画の基本方針 略	第４節　計画の基本方針 略	
	１　防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 (1)　略	１　防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 (1)　略	
1-4-2	(2)　指定地方行政機関 機　関　名 ／ 事務または業務の大綱 略 釧路地方気象台帯広測候所 ／ (1)～(2)　略 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること (4)～(5)　略 略	(2)　指定地方行政機関 機　関　名 ／ 事務または業務の大綱 略 釧路地方気象台帯広測候所 ／ (1)～(2)　略 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること (4)～(5)　略 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	(3)　略	(3)　略	
	(4)　北海道 機　関　名 ／ 事務または業務の大綱 十勝総合振興局 地域創生部危機対策室 ／ (1)～(6)　略 略	(4)　北海道 機　関　名 ／ 事務または業務の大綱 十勝総合振興局 地域政策部地域政策課 ／ (1)～(6)　略 略	部署名の変更に伴う修正
	(5)　略	(5)　略	
1-4-3	(6)　指定公共機関 機　関　名 ／ 事務または業務の大綱 略 北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店 ／ (1)～ (3)　略 略	(6)　指定公共機関 機　関　名 ／ 事務または業務の大綱 略 北海道電力ネットワーク(株)　帯広支店 ／ (1)～ (3)　略 略	支店名称の変更に伴う修正
	(7)～(8)　略	(7)～(8)　略	
	２　略	２　略	
	第５節～第６節　略	第５節～第６節　略	
	第７節　幕別町における地震の想定	第７節　幕別町における地震の想定	

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	１　略	１　略	
	２　幕別町における想定地震津波	２　幕別町における想定地震津波	
	（1）　略	（1）　略	
1-7-7	（2）　北海道太平洋沿岸の地震	（2）　北海道太平洋沿岸の地震	
	北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成 24 年度に作成しているが、令和２年４月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和３年７月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。	ア　津波浸水想定の設定 北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成 24 年度に作成しているが、令和２年４月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和３年７月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。	北海道地域防災計画に合わせた修正
	なお、沿岸最大水位・最大遡上高及び予測される津波到達時間については、表１－７－３のとおりである。	イ　津波浸水予測の実施 北海道太平洋沿岸地域の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波は、北海道の太平洋沿岸地域を中心に広範囲に影響を及ぼすものであることから、平成 17～18 年度に表１－７－３に示す北海道に影響の大きい地震津波について、中央防災会議の専門調査会で検討された断層パラメータを用いて、津波の伝播状況、津波水位、遡上（浸水）状況を予測するとともに、この結果に基づき被害想定計算を行っている。	
	（削除）	平成 17 年度には太平洋沿岸中部・東部地区（日高振興局管内から根室振興局管内に至る沿岸市町）の調査を行った。	
		その後、東日本大震災を踏まえ、あらゆる可能性を踏まえた最大クラスの津波の想定に取り組むこととし、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成 24 年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな津波浸水予測を行った。	
		津波の想定において設定した津波波源モデルの断層配置図及び断層パラメータについては図１－7－２及び表１－７－４、沿岸最大水位・最大遡上高及び予測される津波到達時間については、表１－７－５のとおりである。	
		この津波浸水予測により、忠類晩成地区が新たな津波浸水想定区域になった。（資料編　「資料 10－２　津波浸水予測図」参照）	
	（削除）	表１－７－３　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る想定地震津波	
	（削除）	略	
	（削除）	図１－７－２　平成 24 年度想定地震津波の断層配置図	
	（削除）	略	
	（削除）	表１－７－４　平成 24 年度想定地震津波の断層パラメータ	
	（削除）	略	
	（削除）		
	表１-７-３　沿岸最大水位・最大遡上高及び予測される津波到達時間	表１-７-５　沿岸最大水位・最大遡上高及び予測される津波到達時間	
	略	略	
	３　幕別町における被害想定	３　幕別町における被害想定	
	（1）～（2）　略	（1）～（2）　略	
1-7-9	表１-７-４　地震動による幕別町の被害想定	表１-７-６　地震動による幕別町の被害想定	
	略	略	
	第２章　災害予防計画	第２章　災害予防計画	
	第１節　住民の心得	第１節　住民の心得	
	略	略	

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	１～５　略	１～５　略	
	６　津波に対する心得	６　津波に対する心得	
	(1)～(4)　略	(1)～(4)　略	
2-1-3	(5)　強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。	(5)　強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。	北海道地域防災計画に合わせた修正
	(6)～(11)　略	(6)～(11)　略	
	第２節～第５節　略	第２節～第５節　略	
	第６節　相互応援（受援）体制整備計画	第６節　相互応援（受援）体制整備計画	
	略	略	
	１～２　略	１～２　略	
	３　災害時におけるボランティア活動の環境整備	３　災害時におけるボランティア活動の環境整備	
	(1)～(2)　略	(1)～(2)　略	
2-6-1	(3)　道及び町は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	(3)　道及び町は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	北海道地域防災計画に合わせた修正
	(4)　略	(4)　略	
	第７節　略	第７節　略	
	第８節　避難体制整備計画	第８節　避難体制整備計画	
	略	略	
	１　避難誘導体制の構築	１　避難誘導体制の構築	
	(1)～(3)　略	(1)～(3)　略	
2-8-1	(4)　道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。	(4)　道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	北海道地域防災計画に合わせた修正
	(5)　道及び町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。	(5)　道及び町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。	
	(6)　町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	(6)　町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	
	(7)　略	(7)　略	
	２　略	２　略	
	３　指定避難所の確保等	３　指定避難所の確保等	
	(1)～(3)　略	(1)～(3)　略	
2-8-2	(4)　町は、指定福祉避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。	(4)　町は、指定福祉避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。	
	ア　略	ア　略	
	イ　老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを	イ　老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを	北海道地域防災

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。	活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。	計画の修正に伴う修正
	ウ～オ　略	ウ～オ　略	
	(5)～(8)　略	(5)～(8)　略	
	４　避難計画の策定等	**４　避難計画の策定等**	
	(1)～(2)　略	(1)～(2)　略	
2-8-5	(3)　町の避難計画	(3)　町の避難計画	
	略	略	
	町は、道の津波避難計画策定指針を参考に津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、公区、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。	町は、道の津波避難計画策定指針を参考に津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、公区、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。	文言の修正
	ア～キ　略	ア～キ　略	
	５～７　略	**５～７**　略	
	第９節　要配慮者対策計画	**第９節　要配慮者対策計画**	
	略	略	
	１　要配慮者への対策	**１　要配慮者への対策**	
	(1)～(4)　略	(1)～(4)　略	
2-9-1	(5)　福祉避難所の指定	(5)　福祉避難所の指定	
	町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。	町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	２～５　略	**２～５**　略	
2-9-6	**６　外国人に対する対策**	**６　外国人に対する対策**	
	道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。	道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	略	略	
	７～８　略	**７～８　略**	
	第 10 節～第 17 節　略	**第 10 節～第 17 節　略**	
	第３章　災害応急対策計画	**第３章　災害応急対策計画**	
	第１節　応急活動体制	**第１節　応急活動体制**	

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	略	略	
	１～７　略	１～10　略	
	８　本部の運営	**８　本部の運営**	
	略	略	
	(1)　本部会議	(1)　本部会議	
	ア　本部会議は本部長、副部長、対策部長をもって構成する。	ア　本部会議は本部長、副部長、対策部長をもって構成する。	
	(ｱ)～(ｵ)　略	(ｱ)～(ｵ)　略	
3-1-3	(ｶ)　札内地域情報連絡員　住民課職員、住民相談室職員及び本部長が指名した職員	(ｶ)　札内地域情報連絡員　住民課職員、住民相談担当職員及び本部長が指名した職員	組織改編に伴う課名の変更等に伴う修正
	イ～ウ　略	イ～ウ　略	
	(2)　本部情報連絡室・忠類地域情報連絡室・札内地域情報連絡室	(2)　本部情報連絡室・忠類地域情報連絡室・札内地域情報連絡室	
	ア　略	ア　略	
	イ　本部情報連絡室は、住民生活部防災環境課に置き、構成は次のとおりとする。	イ　本部情報連絡室は、住民福祉部防災環境課に置き、構成は次のとおりとする。	
	(ｱ)　室　長　　住民生活部長　（民生対策部長（衛生業務に限る。））	(ｱ)　室　長　　住民福祉部長　（民生対策部長）	
	(ｲ)　略	(ｲ)　略	
	(ｳ)　副室長　　防災環境課参事　（庶務副班長）	(ｳ)　室　員　　防災環境課職員（庶務班員）	
	(ｴ)　室　員　　防災環境課職員（庶務班員）	(ｴ)　連絡員　　各対策部長が指名した職員をもってあてる。	
	(ｵ)　連絡員　　各対策部長が指名した職員をもってあてる。		
	ウ　略	ウ　略	
	エ　札内地域情報連絡室は、札内支所住民課に置き、構成は次のとおりとする。	エ　札内地域情報連絡室は、札内支所住民課に置き、構成は次のとおりとする。	
	(ｱ)　略	(ｱ)　略	
	(ｲ)　副室長　住民課長（庶務班長）及び住民相談室参事（庶務副班長）	(ｲ)　副室長　住民課長（庶務班長）及び住民相談担当参事（庶務副班長）	
	(ｳ)～(ｴ)　略	(ｳ)～(ｴ)　略	
	オ　略	オ　略	
	(3)　略	(3)　略	
	９～10　略	**９～10　略**	

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
3-1-6	図表３－１－１　本部組織図	図表３－１－１　本部組織図	組織改編に伴う課名の変更等に伴う修正

改正案

- 本部会議
  - 本部長（町長）
  - 副本部長（副町長）（教育長）
  - 本部員
    - 企画総務部長
    - 住民生活部長
    - 保健福祉部長
    - 経済部長
    - 建設部長
    - 教育部長
    - 札内支所長
    - 議会事務局長
    - 忠類総合支所長
    - 出納室長
    - 幕別消防署長
- 本部情報連絡室
  - 室長：住民生活部長
  - 副室長(班長)：防災環境課長
  - 副室長(副班長)：防災環境課参事
  - 室員(庶務班)：防災環境課職員
  - 札内地域情報連絡室
    - 室長：札内支所長
    - 副室長(班長)：住民課長
    - 副室長(副班長)：住民相談室参事
    - 室員(庶務班)：住民課職員
  - 忠類地域情報連絡室
    - 室長：忠類総合支所長
    - 副室長(班長)：地域振興課長
    - 室員(庶務班)：地域振興課職員
- 消防組織法・水防法、その他法令に基づく協力団体
  - 幕別消防署
  - 幕別町消防団

- 総務広報部（部長　企画総務部長）
  - 総務班（班長　総務課長）
  - 広報渉外班（班長　政策推進課長）
  - 標準支援　第2支援班（班長　議会事務局議事課長）
  - 標準支援　第4支援班（班長　監査委員事務局長）
- 民生対策部（部長　保健福祉部長）（部長　住民生活部長　但し衛生業務に限る）
  - 衛生班（班長　防災環境課長、副班長　防災環境課参事）
  - 保健班（班長　保健課長）
  - 衛生・保健支援班（班長　住民課長）
  - 福祉班（班長　福祉課長）
  - 福祉支援班（班長　こども課長）
- 経済対策部（部長　経済部長）
  - 農林班（班長　農林課長）
  - 農林支援班（班長　農業委員会事務局長）
  - 土地改良班（班長　農林課参事）
  - 土地改良支援班（班長　農業振興担当参事）
  - 商工観光班（班長　商工観光課長）
- 建設対策部（部長　建設部長）
  - 土木班（班長　土木課長）
  - 都市計画班（班長　都市計画課長）
  - 水道班（班長　水道課長）
- 文教対策部（部長　教育部長）
  - 学校教育班（班長　学校教育課長）
  - 学校教育支援班（班長　給食センター所長）
  - 社会教育班（班長　生涯学習課長）
  - 社会教育支援班（班長　図書館長）
- 札内地域対策部（部長　札内支所長）
  - 札内地域班（班長　住民課長、副班長　住民相談室参事）
  - 標準支援　第1支援班（班長　税務課長）
- 糠内地域対策部（部長　出納室長）
  - 糠内地域班（班長　糠内出張所長）
  - 標準支援　第3支援班（班長　会計課長）
- 忠類地域対策部（部長　忠類総合支所長）
  - 総務・広報・衛生班（班長　地域振興課長）
  - 保健・福祉班（班長　保健福祉課長）
  - 経済建設班（班長　経済建設課長）
  - 経済建設支援班（班長　忠類総合支所長兼務）（班員　農業委員会忠類支局）
  - 教育班（班長　忠類総合支所長兼務）（班員　生涯学習課、忠類学校給食センター）
- 支援対策部（部長　議会事務局長）
  - 第1支援班（班長　税務課長）
  - 第2支援班（班長　議会事務局議事課長）
  - 第3支援班（班長　会計課長）
  - 第4支援班（班長　監査委員事務局長）

現行

- 本部会議
  - 本部長（町長）
  - 副本部長（副町長）（教育長）
  - 本部員
    - 企画総務部長
    - 住民福祉部長
    - 経済部長
    - 建設部長
    - 教育部長
    - 札内支所長
    - 議会事務局長
    - 忠類総合支所長
    - 出納室長
    - 幕別消防署長
- 本部情報連絡室
  - 室長：住民福祉部長
  - 副室長(班長)：防災環境課長
  - 室員(庶務班)：防災環境課職員
  - 札内地域情報連絡室
    - 室長：札内支所長
    - 副室長(班長)：住民課長
    - 副室長(副班長)：住民相談担当参事
    - 室員(庶務班)：住民課職員
  - 忠類地域情報連絡室
    - 室長：忠類総合支所長
    - 副室長(班長)：地域振興課長
    - 室員(庶務班)：地域振興課職員
- 消防組織法・水防法、その他法令に基づく協力団体
  - 幕別消防署
  - 幕別町消防団

- 総務広報部（部長　企画総務部長）
  - 総務班（班長　総務課長）
  - 広報渉外班（班長　政策推進課長）
  - 標準支援　第2支援班（班長　議会事務局議事課長）
  - 標準支援　第4支援班（班長　監査委員事務局長）
- 民生対策部（部長　住民福祉部長）
  - 衛生班（班長　防災環境課長）
  - 保健班（班長　保健課長）
  - 衛生・保健支援班（班長　住民生活課長）
  - 福祉班（班長　福祉課長）
  - 福祉支援班（班長　こども課長）
- 経済対策部（部長　経済部長）
  - 農林班（班長　農林課長）
  - 農林支援班（班長　農業委員会事務局長）
  - 土地改良班（班長　農林課参事）
  - 土地改良支援班（班長　農業振興担当参事）
  - 商工観光班（班長　商工観光課長）
- 建設対策部（部長　建設部長）
  - 土木班（班長　土木課長）
  - 都市計画班（班長　都市計画課長）
  - 水道班（班長　水道課長）
- 文教対策部（部長　教育部長）
  - 学校教育班（班長　学校教育課長）
  - 学校教育支援班（班長　給食センター所長）
  - 社会教育班（班長　生涯学習課長）
  - 社会教育支援班（班長　図書館長）
- 札内地域対策部（部長　札内支所長）
  - 札内地域班（班長　住民課長、副班長　住民相談担当参事）
  - 標準支援　第1支援班（班長　税務課長）
- 糠内地域対策部（部長　出納室長）
  - 糠内地域班（班長　糠内出張所長）
  - 標準支援　第3支援班（班長　会計課長）
- 忠類地域対策部（部長　忠類総合支所長）
  - 総務・広報・衛生班（班長　地域振興課長）
  - 保健・福祉班（班長　保健福祉課長）
  - 経済建設班（班長　経済建設課長）
  - 経済建設支援班（班長　忠類総合支所長兼務）（班員　農業委員会忠類支局）
  - 教育班（班長　忠類総合支所長兼務）（班員　生涯学習課、忠類学校給食センター）
- 支援対策部（部長　議会事務局長）
  - 第1支援班（班長　税務課長）
  - 第2支援班（班長　議会事務局議事課長）
  - 第3支援班（班長　会計課長）
  - 第4支援班（班長　監査委員事務局長）

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考

3-1-7

別表３－１－１　本部の業務分担

部名	班　　名 （属する課）	所　　掌　　事　　項
略		
札内地域情報連絡室	庶　務　班 （住民課） （住民相談室）	１～10　略
略		
札内地域対策部	札内地域班 （住民課） （住民相談室）	１～６　略
略		

3-1-13

別表３－１－２　略

3-1-15

別表３－１－３　配置職員の基準

【地震・津波災害の場合】

部	課	第１種 非常配備	第２種 非常配備	第３種 非常配備
企画総務部	政策推進課	△	◎	◎
	総務課	○	◎	◎
住民生活部	住民課	○	◎	◎
	防災環境課	○・【防災危機管理係】	◎	◎
	税務課	△	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課	○	◎	◎
	こども課	○	○	◎
	保健課	○	◎	◎
経済部	農林課	○	◎	◎
	商工観光課	△	◎	◎
	農業振興担当	△	◎	◎
建設部	土木課	○	◎	◎
	都市計画課	○	◎	◎
	水道課	○	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	○・【住民生活係】	◎	◎
	保健福祉課	○	◎	◎
	経済建設課	○	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	○	◎	◎

別表３－１－１　本部の業務分担

部名	班　　名 （属する課）	所　　掌　　事　　項
略		
札内地域情報連絡室	庶　務　班 （住民課） （住民相談担当）	１～10　略
略		
札内地域対策部	札内地域班 （住民課） （住民相談担当）	１～６　略
略		

別表３－１－２　略

別表３－１－３　配置職員の基準

【地震・津波災害の場合】

部	課	第１種 非常配備	第２種 非常配備	第３種 非常配備
企画総務部	政策推進課	△	◎	◎
	総務課	○	◎	◎
	税務課	△	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎
住民福祉部	住民生活課	○	◎	◎
	防災環境課	○・【防災危機管理係】	◎	◎
	福祉課	○	◎	◎
	こども課	○	○	◎
	保健課	○	◎	◎
経済部	農林課	○	◎	◎
	商工観光課	△	◎	◎
	農業振興担当	△	◎	◎
建設部	土木課	○	◎	◎
	都市計画課	○	◎	◎
	水道課	○	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	○・【住民生活係】	◎	◎
	保健福祉課	○	◎	◎
	経済建設課	○	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談担当	○	◎	◎

組織改編に伴う課名の変更等に伴う修正

組織改編に伴う課名の変更等に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考

改正案

出納室	会計課		○	◎
農業委員会	農業委員会	△	◎	◎
	忠類支局	△	◎	◎
議会事務局		△	◎	◎
監査委員事務局			◎	◎
教育委員会	学校教育課	○	◎	◎
	生涯学習課	○	◎	◎
	（忠類）	○	◎	◎
	幕別学校給食ｾﾝﾀｰ	△	○	◎
	忠類学校給食ｾﾝﾀｰ	△	○	◎
	図書館	△	○	◎

様式３－１－１　略

3-2-1

第２節　地震・津波情報伝達計画

１　緊急地震速報

(1)　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

注）　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2)　略

２　津波警報等の種類及び内容

(1)　略

(2)　発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア　津波警報・注意報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想高さ）	巨大	（巨大）木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなどの安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全
		10m（５ｍ＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ（３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		

現行（令和４年３月）

出納室	会計課		○	◎
農業委員会	農業委員会	△	◎	◎
	忠類支局	△	◎	◎
議会事務局		△	◎	◎
監査委員事務局			◎	◎
教育委員会	学校教育課	○	◎	◎
	生涯学習課	○	◎	◎
	（忠類）	○	◎	◎
	幕別学校給食ｾﾝﾀｰ	△	○	◎
	忠類学校給食ｾﾝﾀｰ	△	○	◎
	図書館	△	○	◎

様式３－１－１　略

第２節　地震・津波情報伝達計画

１　緊急地震速報

(1)　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

注）　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2)　略

２　津波警報等の種類及び内容

(1)　略

(2)　発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア　津波警報・注意報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想高さ）	巨大	（巨大）木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなどの安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全
		10m（５ｍ＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ（３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高	３ｍ（１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	

備考

北海道地域防災計画の修正に伴う修正

北海道地域防災計画の修正に伴う修正（仕切り線の追加）

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　　行　（令和４年３月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合</td><td>３ｍ
（１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）</td><td>高い</td><td>（高い）
標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなどの安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
</table>
イ　略
3-2-3 **３　地震・津波に関する情報の種類と内容**
(1)　地震に関する情報
<table>
<tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>・震度３以上</td><td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</td></tr>
</table>
(2)～(3)　略
４～７　略

第３節　略

第４節　災害広報計画
略
１　略
２　災害情報等の発表方法
(1)　略
(2)　住民に対する広報の方法及び内容
ア　略
(ｱ)～(ｴ)　略
3-4-1 (ｵ)　町内コンビニエンスストアの利用（「資料編 資料１６-1　災害時における協力要請に関する協定書</td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td>いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合</td><td></td><td></td><td>な場所から離れない。
（高い）
標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなどの安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
</table>
イ　略
３　地震・津波に関する情報の種類と内容
(1)　地震に関する情報
<table>
<tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
(2)～(3)　略
４～７　略

第３節　略

第４節　略
略
１　略
２　災害情報等の発表方法
(1)　略
(2)　住民に対する広報の方法及び内容
ア　略
(ｱ)～(ｴ)　略
(ｵ)　町内コンビニエンスストアの利用（「資料編 資料１６-2 災害時における協力要請に関する協定書</td>
<td>北海道地域防災計画に基づき追加

資料番号の修正</td>
</tr>
</table>

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	（町内コンビニエンスストア）」による）	（町内コンビニエンスストア）」による）	に伴う修正
	イ　略	イ　略	
	(3)～(5)　略	(3)～(5)　略	
	３～４　略	**３～４　略**	
	第５節　避難対策計画	**第５節　避難対策計画**	
	略	略	
	１～２　略	**１～２**　略	
	３　避難の指示等	**３　避難の指示等**	
	(1)　町長及び水防管理者（町長）の行う措置	(1)　町長及び水防管理者（町長）の行う措置	
	ア　略	ア　略	
	イ　(ｱ)～(ｳ)　略	イ　(ｱ)～(ｳ)　略	
3-5-2	(ｴ)　町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。		北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	ウ　略	ウ　略	
	(2)～(6)　略	(2)～(6)　略	
	４～６　略	**４～６　略**	
	７　指定避難所等の設置	**７　指定避難所等の設置**	
	(1)～(3)　略	(1)～(3)　略	
	(4)　指定避難所の開設及び管理	(4)　指定避難所の開設及び管理	
	ア～カ　略	ア～カ　略	
3-5-7	キ　市町村は、避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。		北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	８　指定避難所の運営管理	**８　指定避難所の運営管理**	
	(1)　略	(1)　略	
	(2)　指定避難所の運営管理	(2)　指定避難所の運営管理	
	ア　町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、公区及び避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	ア　町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、公区及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	イ～エ　略	イ～エ　略	
	オ　町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道及び医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指	オ　町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道及び医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の	

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　　行　（令和４年３月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
カ～タ　略
(3)～(4)　略
９～11　略

第６節　救助救出計画
略
１～５　略
６　関係機関への応援要請
(1)～(3)　略</td><td>把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
カ～タ　略
(3)～(4)　略
９～11　略

第６節　救助救出計画
略
１～５　略
６　関係機関への応援要請
(1)～(3)　略</td><td></td></tr>
<tr><td>3-6-1</td><td>(4)　町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
７　略</td><td>７　略</td><td>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第７節　地震火災等対策計画
略
１～５　略</td><td>第７節　地震火災等対策計画
略
１～５　略</td><td></td></tr>
<tr><td>3-7-4</td><td>図表３－７－１　地震火災等情報通信連絡系統図
 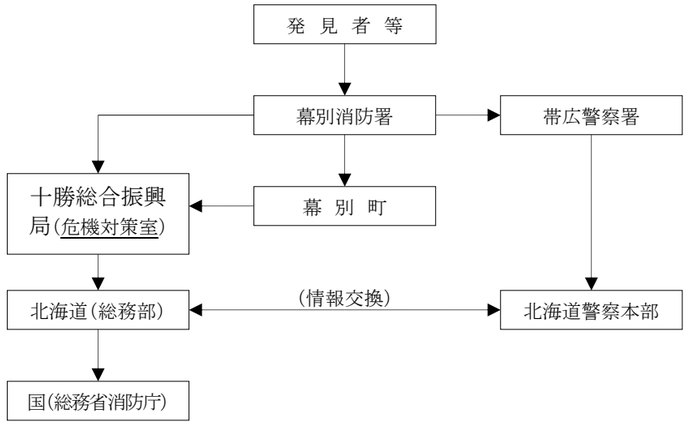
</td><td>図表３－７－１　地震火災等情報通信連絡系統図
 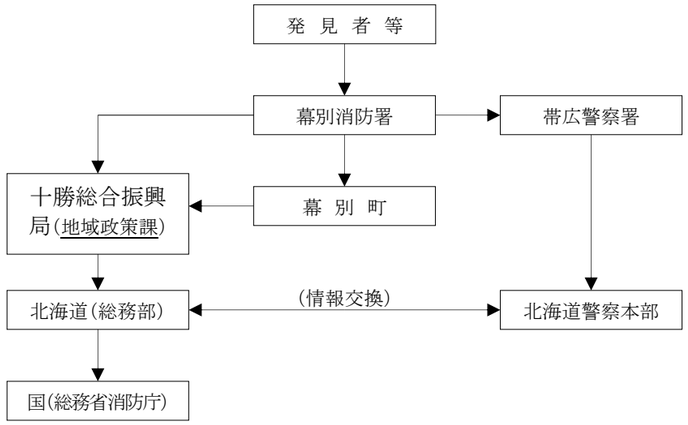
</td><td>部署名の変更に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第８節～第 12 節　略</td><td>第８節～第 12 節　略</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第 13 節　食料供給計画
略
１　主要食料供給計画
(1)～(3)　略</td><td>第 13 節　食料供給計画
略
１　主要食料供給計画
(1)～(3)　略</td><td></td></tr>
<tr><td>3-13-1</td><td>(4)　主要食料の主な要請先
供給の主な要請先は、別途定める。（「資料編 資料１６－１　４－１ 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照）</td><td>(4)　主要食料の主な要請先
供給の主な要請先は、別途定める。（「資料編 資料１４－４ 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照）</td><td>資料番号の修正に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>２～５　略</td><td>２～５　略</td><td></td></tr>
</table>

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	第 14 節　略	第 14 節　略	
	第 15 節　衣料、生活必需物資供給計画	第 15 節　衣料、生活必需物資供給計画	
	１～２　略	１～２　略	
	３　衣料、生活必需物資の調達	３　衣料、生活必需物資の調達	
	(1)～(2)　略	(1)～(2)　略	
	(3)　調達方法	(3)　調達方法	
	ア～エ　略	ア～エ　略	
3-15-2	オ　町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。	オ　町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。	
	※「資料編 資料１６-１　４-１ 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照	※「資料編 資料１４-４ 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照	資料番号の修正に伴う修正
	４～７　略	４～７　略	
	第 16 節　略	第 16 節　略	
	第 17 節　生活関連施設対策計画	第 17 節　生活関連施設対策計画	
	略	略	
	１～２　略	１～２　略	
	３　電気	３　電気	
3-17-4	(1)　応急復旧体制の確立	(1)　応急復旧体制の確立	
	電気事業者（北海道電力㈱及び北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店）は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、被害状況を早急に把握し、施設に被害（停電）があった場合は、次の対策を講じて、早期復旧体制を確立する。	電気事業者（北海道電力㈱及び北海道電力ネットワーク㈱帯広支店）は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、被害状況を早急に把握し、施設に被害（停電）があった場合は、次の対策を講じて、早期復旧体制を確立する。	支店名称の変更に伴う修正
	ア～ウ　略	ア～ウ　略	
	(2)～(3)　略	(2)～(3)　略	
	４～６　略	４～６　略	
	第 18 節　医療救護計画	第 18 節　医療救護計画	
	略	略	
	１～３　略	１～３　略	
	４　関係機関の応援	４　関係機関の応援	
	(1)　略	(1)　略	
3-18-2	ア～カ　略	ア～カ　略	
	なお、十勝医師会への要請は、「資料編 資料１６-１　１-１　災害時の医療救護活動に関する協定書」及び「同資料　災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則」による。	なお、十勝医師会への要請は、「資料編 資料６-３　災害時の医療救護活動に関する協定書」及び「同編 資料６-４ 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則」による。	資料番号の修正に伴う修正
	(2)　略	(2)　略	
	５～９　略	５～９　略	
	第 19 節～第 22 節　略	第 19 節～第 22 節　略	
	第 23 節　住宅対策計画	第 23 節　住宅対策計画	
	１　略	１　略	

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　　行　（令和４年３月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>3-23-1</td><td>**２　避難所**
町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第５節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。
３　略
４　応急仮設住宅
(1)　入居対象者
ア　略
イ　居住する住宅がない者であること
ウ　略
(2)　略
(3)　建設型応急住宅の建設
原則として、建設型応急住宅の設置は知事が行う。
(4)　略
(5)　建設予定場所
原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地または私有地とする。
道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</td><td>**２　避難所**
町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第５節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。
３　略
４　応急仮設住宅
(1)　入居対象者
ア　略
イ　居住する住家がない者であること
ウ　略
(2)　略
(3)　応急仮設住宅の建設
原則として、応急仮設住宅の設置は知事が行う。
(4)　略
(5)　建設予定場所
原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地または私有地とする。
道及び町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</td><td>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</td></tr>
<tr><td>3-23-2</td><td>(6)　規模、構造、存続期間及び費用
ア　建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は１戸建て、または木造住宅により実施する。
イ～ウ　略
(7)～(8)　略
５　略
６　災害公営住宅
町長は、必要により災害のため住宅が半壊または半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、空いている町営住宅を災害公営住宅として利用する。
７～10　略

第24節～第25節　略

第26節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画
略
１～10　略</td><td>(6)　規模、構造、存続期間及び費用
ア　応急仮設住宅の標準規模は、１戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による６連戸以下の連続建てもしくは共同建てとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は１戸建て、または木造住宅により実施する。
イ～ウ　略
(7)～(8)　略
５　略
６　災害公営住宅
町長は、必要により災害のため住家が半壊または半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、空いている町営住宅を災害公営住宅として利用する。
７～10　略

第24節～第25節　略

第26節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画
略
１～10　略</td><td></td></tr>
<tr><td>3-26-3</td><td>**別表３-26-１　遺体安置所**
<table><tr><th>地域</th><th colspan="2">遺体安置所</th></tr><tr><td rowspan="5">幕別地区</td><td>施設名</td><td>幕別南コミュニティセンター（ホール）</td></tr><tr><td>住　所</td><td>幕別町新町１３９番地３</td></tr><tr><td>面　積</td><td>４９３．００㎡</td></tr><tr><td>管　理</td><td>幕別町住民生活部住民課</td></tr><tr><td>電　話</td><td>０１５５－５４－５１２７</td></tr></table></td><td>**別表３-26-１　遺体安置所**
<table><tr><th>地域</th><th colspan="2">遺体安置所</th></tr><tr><td rowspan="5">幕別地区</td><td>施設名</td><td>幕別南コミュニティセンター（ホール）</td></tr><tr><td>住　所</td><td>幕別町新町１３９番地３</td></tr><tr><td>面　積</td><td>４９３．００㎡</td></tr><tr><td>管　理</td><td>幕別町住民福祉部住民生活課</td></tr><tr><td>電　話</td><td>０１５５－５４－５１２７</td></tr></table></td><td>組織改編に伴う課名の変更等に伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　　行　（令和４年３月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>3-28-1</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="5">札内地区</td><td>施設名</td><td>幕別町働く婦人の家（ホール）</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td>幕別町札内中央町３９５番地１</td></tr>
<tr><td>面　積</td><td>１８０．００㎡</td></tr>
<tr><td>管　理</td><td>幕別町住民生活部住民課</td></tr>
<tr><td>電　話</td><td>０１５５－５４－６６０２（住民課住民活動支援係）</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>

第 28 節　広域応援計画
略
１　「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく要請
基本法第 67 条第１項及び第 68 条第１項の規定に基づき、道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために締結した「資料編　資料１６-１　９-１　災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援要請する。
また、町は他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。
(1)　応援要請の区分及び連絡系統図
ア　第１要請（十勝総合振興局の市町村への要請）
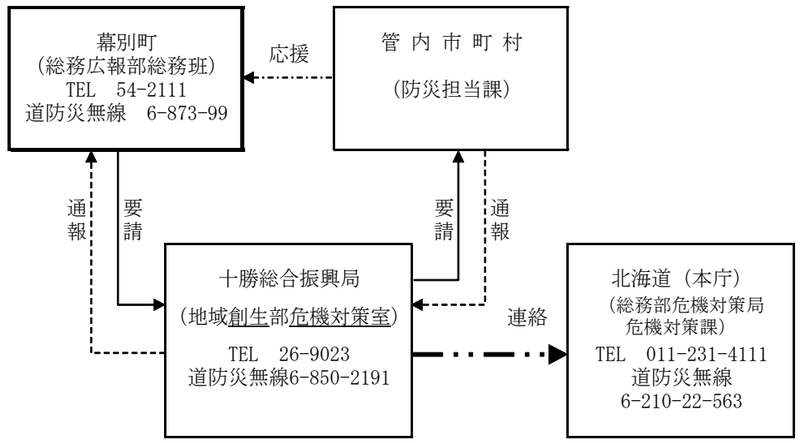

</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="5">札内地区</td><td>施設名</td><td>幕別町働く婦人の家（ホール）</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td>幕別町札内中央町３９５番地１</td></tr>
<tr><td>面　積</td><td>１８０．００㎡</td></tr>
<tr><td>管　理</td><td>幕別町住民福祉部住民生活課</td></tr>
<tr><td>電　話</td><td>０１５５－５４－６６０２（住民課住民活動支援係）</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>

第 28 節　広域応援計画
略
１　「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく要請
基本法第 67 条第１項及び第 68 条第１項の規定に基づき、道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために締結した「資料編　資料１５-１　災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援要請する。
また、町は他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。
(1)　応援要請の区分及び連絡系統図
ア　第１要請（十勝総合振興局の市町村への要請）
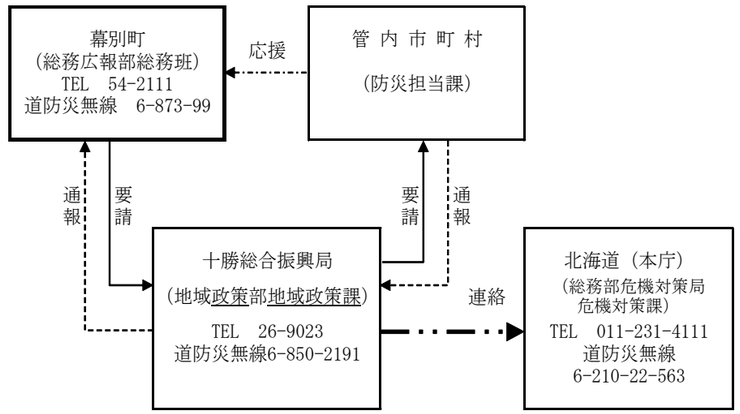

</td><td>資料番号の修正に伴う修正

部署名の変更に伴う修正</td></tr>
</table>

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
3-28-2	イ　第２要請（他振興局の市町村への要請） 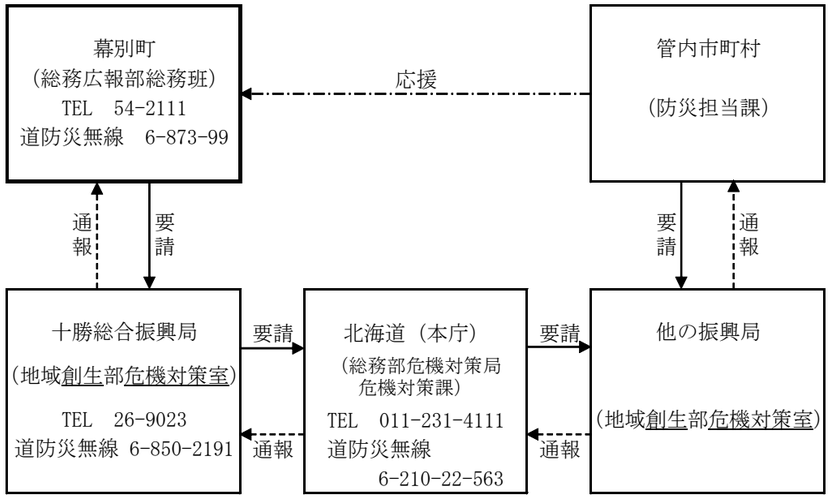 ウ　第３要請　要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請 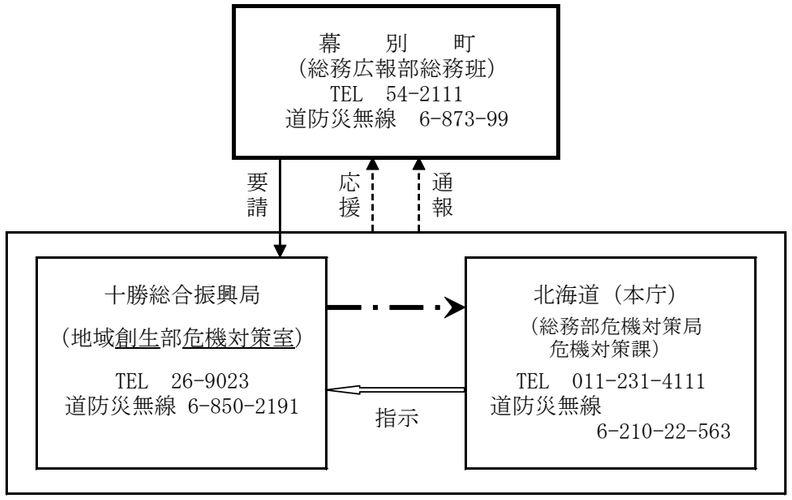 (2)　略 **２　他の都道府県の市町村に対する応援要請等** (1)　町長は、基本法第 67 条第１項の規定に基づき、道外の関係市町と締結した「資料編　資料１６－１９－７～９－９ 災害時相互応援に関する協定書」に基づき、幕別町が被災した時は、当該協定市町に対し応援要請するものとする。 (2)～(3)　略 **３　略** **第 29 節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画** 略 **１**　略	イ　第２要請（他振興局の市町村への要請） 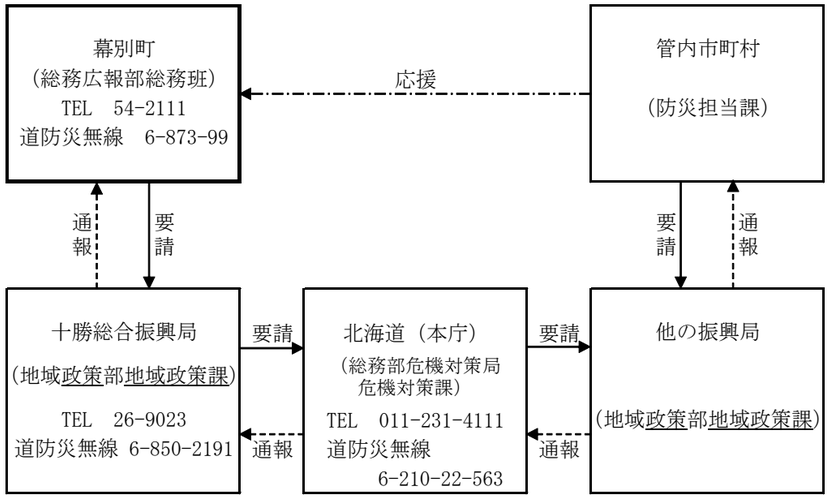 ウ　第３要請　要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請 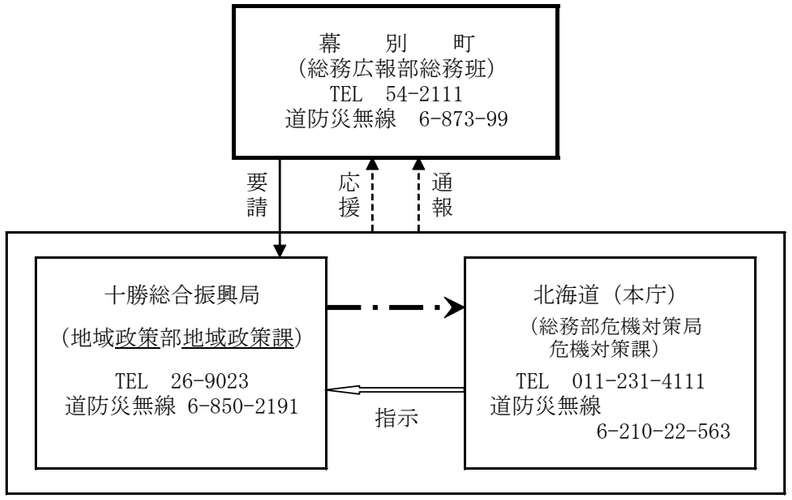 (2)　略 **２　他の都道府県の市町村に対する応援要請等** (1)　町長は、基本法第 67 条第１項の規定に基づき、道外の関係市町と締結した「資料編　資料１６－２(30)～(32) 災害時相互応援に関する協定書」に基づき、幕別町が被災した時は、当該協定市町に対し応援要請するものとする。 (2)～(3)　略 **３　略** **第 29 節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画** 略 **１**　略	部署名の変更に伴う修正
3-28-3			資料番号の修正に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	２　災害派遣要請の要領等 （1）　略	２　災害派遣要請の要領等 （1）　略	
3-29-1	（2）　担当部及び依頼先 災害派遣要請依頼は、総務広報部総務班が行い、連絡及び関係書類の提出先は、十勝総合振興局地域創生部危機対策室主査とする。	（2）　担当部及び依頼先 災害派遣要請依頼は、総務広報部総務班が行い、連絡及び関係書類の提出先は、十勝総合振興局地域政策部地域政策課主査（防災）とする。	部署名の変更に伴う修正
	（3）　略 ３～８　略 第 30 節～第 32 節　略 第４章　略	（3）　略 ３～８　略 第 30 節～第 32 節　略 第４章　略	
	第５章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	第５章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
5-1-1	第１節　総則 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「日本海溝特措法」という。）第５条第２項の規程に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 １　推進地域 日本海溝特措法第３条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。 （削除） （令和４年 10 月３日　内閣府告示第 99 号） 函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町の 62 市町村。	第１節　総則 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「日本海溝特措法」という。）第６条第１項の規程に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 １　推進地域 日本海溝特措法第３条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。 表５－１－１　本道の推進地域 （平成 18 年４月３日・内閣府告示第５８号） 函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、厚真町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町の 43 市町村。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	（図削除）		
	推進地域のうち、日本海溝特措法第９条に基づき指定された本道の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）の区域は、次表のとおりである。 （令和４年 10 月３日　内閣府告示第 100 号） 函館市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町の 39 市町。	（新設）	
5-2-1	**第２節　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性** **１　想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要** 日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（M）７からＭ８を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。 令和２年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。 **２　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性** 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道が公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定（Ｒ４）等における被害の特性は、次のとおりである。 (1) 津波による被害 ア　津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、建物被害（全壊棟）は発生する時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で千島海溝モデルでは約 42,000 棟、日本海溝モデルでは約 130,000	**第２節　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性** **１　想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要** 日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生していることから、近い将来発生する可能性が高く、北海道に著しい被害を生ずるおそれのある地震として想定した、色丹島沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、５００年間隔地震、三陸沖北部の地震の５つの地震は、いずれもＭ８クラスの大地震であり、津波被害が著しい。 このうち、根室沖・釧路沖の地震は切迫性が高いとされており、５００年間隔地震はある程度の切迫性を有している可能性があるとされている。 **２　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性** 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道が実施した津波浸水予測・被害想定の調査結果（H16～H18）等に基づく被害の特性は、次のとおりである。 (1)　津波による被害 ア　津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、５００年間隔地震による津波被害が最大で、建物被害は構造物の効果がない場合で最大全壊棟数約 4,500 棟、人的被害は冬期に避難意識の低い	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	棟となる。 イ　人的被害は、冬の夕方で早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）に死者数が最大となり、千島海溝モデルで約 106,000 人、日本海溝モデルで約 149,000 人に及ぶ。 これは、人口が多い都市部では浸水域内に商工業施設等が多く、勤務通勤などのため昼から夕方に多くの人が浸水地域内に滞留し、冬は積雪により避難速度が下がることなどから、冬の夕方が最大死者数となるもの。 しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難者比率が高く(70%)、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで死者数は、千島海溝モデルでは 54.7%減の 48,000 人、日本海溝モデルでは 72.5%減の 41,000 人と推計される。 (2)　揺れに伴う被害 揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、千島海溝モデルは約 6,200 棟、日本海溝モデルは約 120 棟となり、人的被害は冬の深夜で早期避難意識が低い場合の死者数が約 160 人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約 3,600 棟を超える。 (3)　積雪・寒冷地による被害の拡大 地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。 中央防災会議の被害想定（Ｒ３）では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約 600 棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合は約 3,100 棟となる。 （全文削除）	場合で、最大死者数約 900 人に及ぶ。 イ　想定される地震の震源は陸域から遠く、津波が到達するまで比較的猶予があるため、迅速かつ的確な避難行動の実現により、被害を大きく軽減させることができる。 津波第一波のピークとなる津波到達時間は、いずれの想定地震でも 20 分以上と予測され、早いところで 30 分前後の地域が多いと予測される。ただし、20cm の水位変動時点である津波影響開始時間で見ると、十勝沖・釧路沖の地震や５００年間隔地震では、地域によって 10 分未満と予測され、留意を要する。 ５００年間隔地震における津波による人的被害では、避難意識が低い場合には死者約 900 人であるのに対して、いち早い避難行動が期待される避難意識が高い場合には死者約 110 人に減少する。 (2)　揺れに伴う被害 揺れに伴う本道での被害は、十勝沖・釧路沖の地震が最大で、中央防災会議の被害想定（H18）では全壊棟数約 1,900 棟、死者約 10 人が予測されているほか、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟数も 1,300 棟を超える。 (3)　積雪・寒冷地による被害の拡大 地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。 中央防災会議の被害想定では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏 18 時に発生した場合の焼失棟数は約 1,300 棟であるのに対し、冬 18 時に発生した場合は約 14,000 棟となる。 (4)　孤立集落発生の可能性 津波等により、沿岸部を中心に孤立集落が発生する可能性がある。内閣府の調査結果によると、本道の推進地域に存する漁業集落約 200 のうち、津波浸水等により孤立する可能性のある集落は約 80 に及んでいる。	
5-2-2	(4)　長周期地震動による被害 2003 年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧で火災が発生している。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。 十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。 また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。 （全文削除）	(5)　長周期地震動による被害 2003 年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧で火災が発生している。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。 十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。 また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。 **第３節　災害対策本部等の設置等** **１　本部の設置** 町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判断されうる規模の地震（以下本章において、「海溝型地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに幕別町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。 **２　本部の組織及び運営** 本部の組織及び運営は、基本法及び幕別町災害対策本部条例に定めるところによるほか、「第３章 第１節 応急活動体制」による。 **３　災害応急対策要員の参集**	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
		町内に地震が発生した場合は、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災に関わる各種計画に定めるところにより、万全の活動体制をとるものとする。 また、町職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。 その他については、「第３章 第３節 災害情報等の収集、伝達計画」による。 **４　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織及び動員体制** 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における海溝型地震発生時の防災組織及び動員体制については、各機関の定めるところによる。	
5-3-1	**第３節　関係者との連携協力の確保に関する事項** （全文削除） **１　資機材、人員等の配備手配** (1)　物資の備蓄・調達 ア　町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、幕別町商工会との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請することができる。 このほか、物資調達については、「第２章 第５節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、「第３章 第 13 節 食料供給計画」、「同第 14 節 給水計画」及び「同 15 節 衣料、生活必需品等物資供給計画」に準ずる。 (2)　物資等の調達手配 略 (3)　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 略 (4)　機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。 **２　他機関に対する応援要請** 略	**第４節　地震発生時の応急対策等** **１　地震発生時の応急対策** 略 **２　資機材、人員等の配備手配** （新設） (1)　物資等の調達手配 略 (2)　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 略 (3)　機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。 **３　他機関に対する応援要請** 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正 北海道地域防災計画に合わせた修正（現行第４節１の(6)を記載）
5-4-1	**第４節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項** **１　津波からの防護** 略 **２　津波に関する情報の伝達等** 津波に関する情報の伝達に関する基本的事項及び関係者の連絡体制は、第２章第 10 節「津波災害予防計画」及び第３章第２節「地震・津波情報伝達計画」に準じるほか、次の事項にも配慮する。 (1)～(3)　略 (4)　町及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報伝達体制を整備するものとする。 **３　地域住民等の避難行動等** 町は、避難対象地区の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。	**第５節　津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項** **１　津波からの防護のための施設の整備等** 略 **２　津波に関する情報の伝達等** 津波に関する情報の伝達に関する基本的事項は、第４節の１の(1)及び(2)のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。 (1)～(3)　略 (4)　町及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて円滑な情報伝達体制を整備するものとする。 **３　避難対策等** （新設）	北海道地域防災計画に合わせた修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	(1)　略 (2)　避難の確保 ア～エ　略	(1)　略 (2)　避難の確保 ア～エ　略	
5-4-2	オ　避難のための指示 (ｱ)　町長 ①　町長は、津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象が発見された場合、忠類晩成地域の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。 また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高所に緊急避難するよう指示するものとする。 ②　町は、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、忠類晩成地域の住民等に対し、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに安全な場所に避難するよう指示を行うものとする。 ③　避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。	（新設）	
5-4-3	(ｲ)　知事 知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。 (ｳ)　警察官 町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を十勝総合振興局長に報告する。 警察官は天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。 (ｴ)　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。		
	カ　避難の指示の発令 町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、上記オにより、適切に避難の指示を行うものとする。 (ｱ)～(ｳ)　略 キ　避難場所の指定 略 ク　避難場所の維持・運営 (ｱ)　略 (ｲ)　町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。	オ　避難の指示の発令 町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、第４節の１の(2)のイにより、適切に避難の指示を行うものとする。 (ｱ)～(ｳ)　略 カ　避難場所の指定 略 キ　避難場所の維持・運営 (ｱ)　略 (ｲ)　町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。	

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	(ｳ)　略 (3)～(4)　略 (5)　避難誘導等 ア～イ　略	(ｳ)　略 (3)～(4)　略 (5)　避難誘導等 ア～イ　略	
5-4-4	ウ　町は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。 エ　略	ウ　町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。 エ　略	
	(6)　意識の普及啓発等 町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。	(6)　意識の普及啓発等 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。	
	4　消防機関等の活動	**4　消防機関等の活動**	
	(1)　町の措置 略 ア～イ　略	(1)　町の措置 略 ア～イ　略	
5-4-5	ウ　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援 エ　津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 （削除）	ウ　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導 エ　救助・救急 オ　緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等	
	(2)　略	(2)　略	
	5　水道、電気、ガス、通信、放送関係	**5　水道、電気、ガス、通信、放送関係**	
	(1)　水道 水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。	(1)　水道 水道事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。	
	(2)　電気 ア　津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。 イ　指定公共機関北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーを切る操作等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。	(2)　電気 ア　電気事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーを切る操作等の措置に関する広報を実施するものとする。 イ　指定公共機関北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。	
	(3)　ガス ア（削除） 指定地方公共機関北海道ガス株式会社などガス事業者が行う利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な対応に関する広報等の措置は、別に定めるところによる。	(3)　ガス ア　ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。 イ　指定地方公共機関北海道ガス株式会社などガス事業者が行う措置は、別に定めるところによる。	
5-4-6	(4)　通信 ア　略 イ　指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道支店、同株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社が	(4)　通信 ア　略 イ　指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道支店、同株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社が	

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。	行う措置は、別に定めるところによる。	
	(5)～(6)　略	(5)～(6)　略	
	6　交通対策	**6　交通対策**	
	(1)　道路	(1)　道路	
	ア　北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。	ア　北海道公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。	
	イ　冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。	イ　道路管理者は、避難場所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。	
	(2)　略	(2)　略	
5-4-7	**7　町自らが管理等を行う施設等に関する対策**	**7　町自らが管理又は運営する施設に関する対策**	
	略	略	
	(1)　津波情報等の入場者等への伝達	(1)　津波情報等の入場者等への伝達	
	ア　来場者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。	ア　来場者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。	
	イ　避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。	イ　避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。	
	(2)　入場者等の避難のための措置	(2)　入場者等の安全確保のための退避等の措置	
	(3)　防災行政無線、テレビ、ラジオなど情報を入手するための機器の整備	(3)　防災行政無線、テレビ・ラジオなど情報を入手するための機器の整備	
	(4)　略	(4)　略	
5-5-1	**第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画**	**第６節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画**	北海道地域防災計画に合わせた修正
	1　整備方針	**1　整備方針**	
	(1)　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。	(1)　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。	
	(2)　町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施できるよう努める。	(2)　町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施できるよう努める。	
	(3)～(5)　略	(3)～(5)　略	
	２～４　略	**２～４**　略	
5-6-1	**第６節　防災訓練計画**	**第７節　防災訓練計画**	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	1　町及び防災関係機関における防災訓練の実施	**1　町及び防災関係機関における防災訓練の実施**	
	(1)～(2)　略	(1)～(2)　略	
	(3)　(1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。	(3)　(1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。	
	(4)～(6)　略	(4)～(6)　略	
5-7-1	**第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項**	**第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画**	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	略	略	
	1　職員等に対する防災教育	**1　職員に対する防災教育**	

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	(1)～(2)　略 ア～イ　略 ウ　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 エ　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割 オ　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 カ　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題 キ　後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 ク　家庭内での地震防災対策の内容 ケ　要配慮者に関する知識 **２　住民等に対する教育・広報** (1)　略 ア～イ　略 ウ　後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 エ　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 オ　正確な情報の入手方法 カ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 キ　各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 ク　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識 ケ　避難生活に関する知識 コ　地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法 サ　住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 シ　要配慮者に関する知識 ス　防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品 (2)～(3)　略 **３～６**　略	(1)～(2)　略 ア～イ　略 ウ　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 エ　職員等が果たすべき役割 オ　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 カ　今後地震対策として取り組む必要のある課題 （新設） キ　家庭内での地震防災対策の内容 ク　要配慮者に関する知識 **２　住民等に対する教育・広報** (1)　略 ア～イ　略 （新設） ウ　地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 エ　正確な情報入手の方法 オ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 カ　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 キ　各地域における避難地及び避難路に関する知識 ク　避難生活に関する知識 ケ　平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容 コ　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施 サ　要配慮者に関する知識 （新設） (2)～(3)　略 **３～６**　略	
5-8-1	**第８節　地域防災力の向上に関する計画** 略	**第９節　地域防災力の向上に関する計画** 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-9-1	**第９節　後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項** 日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間をおいて、Mw８クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、道及び町から地域住民に対して注意を促すものとする。 **１　後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等** (1)　後発地震への注意を促す情報の伝達	（新設）	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	道から後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達を受けた際は、次の事項にも配慮する。 ア　防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。 イ　地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。 ウ　状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。 エ　外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう務めるものとする。 (2)　町の災害に関する組織等の設置 災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、「第３章第１節　応急活動体制」に準ずる。 **２　後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知** 道及び町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。 **３　災害応急対策をとるべき期間等** 道及び町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から１週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。 **４　町のとるべき措置** 町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。 また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。		

議案第2号

令和5年度　幕別町水防計画の改定について

１ 北海道水防計画の修正に伴う改正

【 第４章　予報及び警報 】

◆第１節（気象庁が行う予報及び警報）

・警報・注意報の基準の変更に伴う基準値の修正

・気象庁が公表するキキクル（災害危険度の予測情報）の改善に伴う修正

※「非常に危険」な地域をうす紫で表示していたが、「危険」な地域を紫で表示する運用に変更

２ その他の改正

・「公区」から「町内会」に呼称を変更

・組織改編に伴う課名の変更等による幕別町災害対策本部の組織図の修正（第３章第１節）

・部署名や支店名称の変更に伴う修正

（十勝総合振興局地域政策部地域政策課 ⇒ 十勝総合振興局地域創生部危機対策室）

（北海道電力ネットワーク㈱帯広支店 ⇒ 北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店）

資料 2

幕別町水防計画 新旧対照表

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
	※計画全般にわたり、「公区」から「町内会」に呼称を変更		
	第１章　総　則	第１章　総　則	
	第１節～第２節　略	第１節～第２節　略	
	第３節　水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱 略 １　略 ２　処理すべき事務又は業務の大綱 (1)　幕別町の責務 ①～⑥　略	第３節　水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱 略 １　略 ２　処理すべき事務又は業務の大綱 (1)　幕別町の責務 ①～⑥　略	
1-3	⑦　浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15 条の６、法第15 条の７、法第15 条の８）	（新規）	北海道水防計画に基づく修正
	⑧　予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）	⑦　予想される水災の危険の周知（法第15条の11）	
	⑨　水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）	⑧　水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17 条）	
	⑩　緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第２項）	⑨　緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第２項）	
	⑪　警戒区域の設定（法第 21 条）	⑩　警戒区域の設定（法第21 条）	
	⑫　警察官の援助の要求（法第 22 条）	⑪　警察官の援助の要求（法第22 条）	
	⑬　他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）	⑫　他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23 条）	
	⑭　堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）	⑬　堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25 条、法第26 条）	
	⑮　公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第３項）	⑭　公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28 条第３項）	
	⑯　避難のための立退きの指示（法第 29 条）	⑮　避難のための立退きの指示（法第29 条）	
	⑰　水防訓練の実施（法第 32 条の２）	⑯　水防訓練の実施（法第32 条の２）	
	⑱　水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第１項及び第３項）	⑰　水防計画の作成及び要旨の公表（法第33 条第１項及び第３項）	
	⑲　水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）	⑱　水防従事者に対する災害補償（法第45 条）	
	⑳　消防事務との調整（法第50 条）	⑲　消防事務との調整（法第50 条）	
	(2)～(4)　略	(2)～(4)　略	
	(5)　河川管理者の責務	(5)　河川管理者の責務	
	①　略	①　略	
1-5	②　水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）	②　市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）	北海道水防計画に基づく修正
	(6)～(7)　略	(6)～(7)　略	
	３～５　略	３～５　略	

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考

第２章　水防組織

第１節　町の組織

１　組織

略

2-1　≪水防本部の組織≫

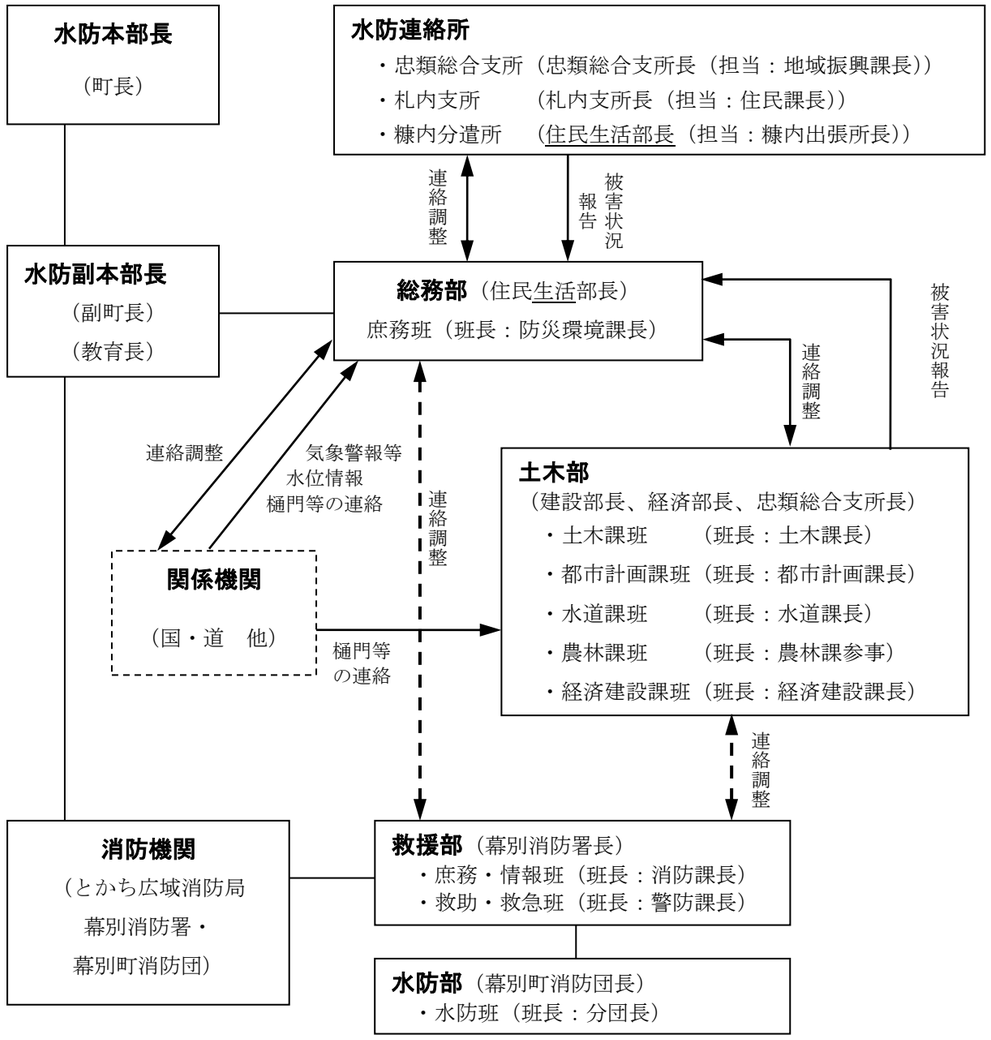

第３章　略

第４章 予報及び警報

第１節　気象庁が行う予報及び警報

１　気象台（測候所）が発表又は伝達する注意報及び警報

略

(1)　略

第２章　水防組織

第１節　町の組織

１　組織

略

≪水防本部の組織≫

組織改編に伴う修正

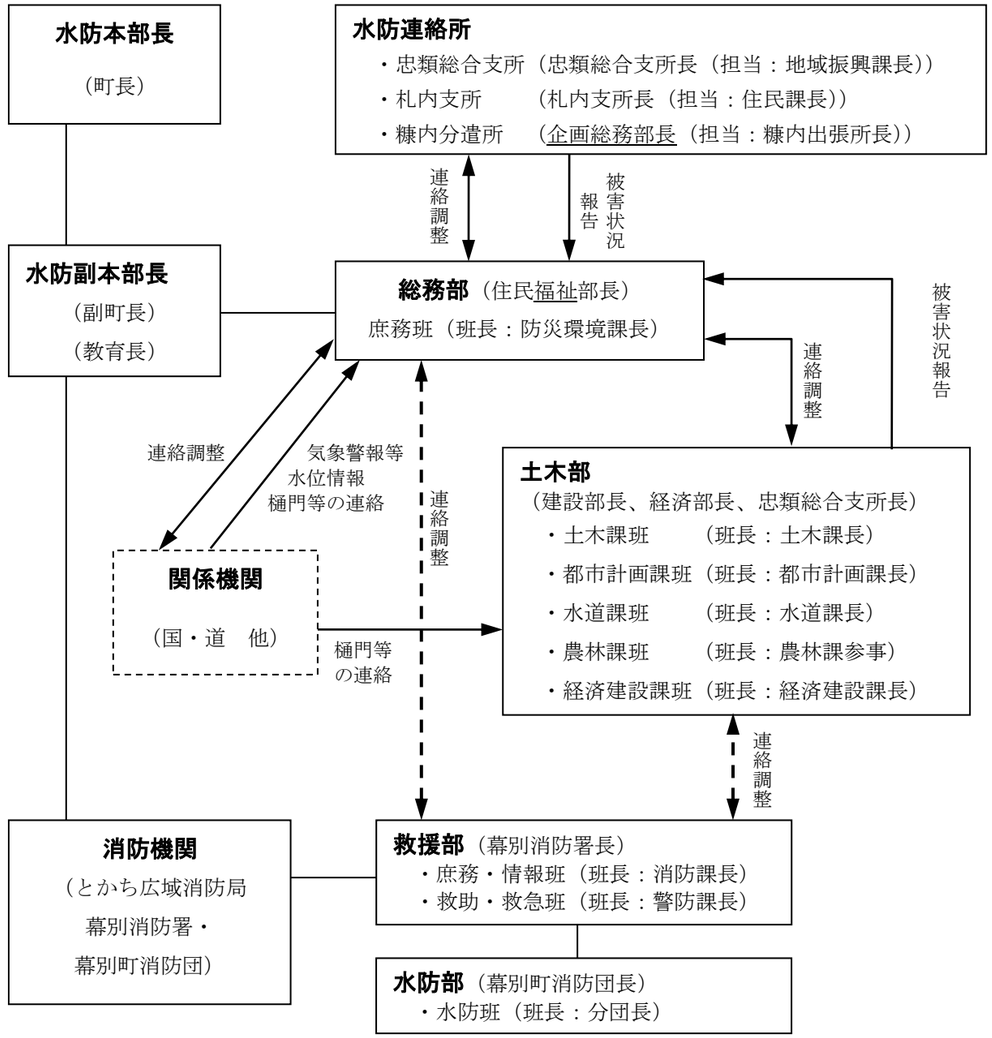

第３章　略

第４章 予報及び警報

第１節　気象庁が行う予報及び警報

１　気象台（測候所）が発表又は伝達する注意報及び警報

略

(1)　略

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　　行　（令和４年３月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>4-2
4-3
4-5</td><td>
(2) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報等の種類並びに内容
略
【大雨注意報の基準】
<table>
<tr><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td>十勝地方</td><td>十勝中部</td><td>幕別町</td><td>6</td><td>85</td></tr>
</table>
【大雨警報の基準】
<table>
<tr><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td>十勝地方</td><td>十勝中部</td><td>幕別町</td><td>13</td><td>138</td></tr>
</table>
【大雨特別警報の基準】
略
【洪水注意報の基準】
<table>
<tr><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th><th>流域雨量指数基準</th><th>指定河川洪水予報による基準[基準観測点]</th></tr>
<tr><td>十勝地方</td><td>十勝中部</td><td>幕別町</td><td>猿別川流域＝20.1
途別川流域＝16
旧途別川流域＝6.1
糠内川流域＝11.8
当縁川流域＝15.1
茂発谷川流域＝8.5</td><td>十勝川[帯広]
札内川[第二大川橋]</td></tr>
</table>
【洪水警報の基準】
<table>
<tr><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th><th>流域雨量指数基準</th><th>指定河川洪水予報による基準[基準観測点]</th></tr>
<tr><td>十勝地方</td><td>十勝中部</td><td>幕別町</td><td>猿別川流域＝25.2
途別川流域＝20
旧途別川流域＝7.7
糠内川流域＝14.8
当縁川流域＝18.9
茂発谷川流域＝
10.7</td><td>十勝川[帯広]
札内川[第二大川橋]</td></tr>
</table>
略
2　気象情報等の種類
(1)～(3)　略
(4)　記録的短時間大雨情報
大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険（紫）」が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）
</td><td>
(2) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報等の種類並びに内容
略
【大雨注意報の基準】
<table>
<tr><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td>十勝地方</td><td>十勝中部</td><td>幕別町</td><td>6</td><td>72</td></tr>
</table>
【大雨警報の基準】
<table>
<tr><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td>十勝地方</td><td>十勝中部</td><td>幕別町</td><td>13</td><td>119</td></tr>
</table>
【大雨特別警報の基準】
略
【洪水注意報の基準】
<table>
<tr><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th><th>流域雨量指数基準</th><th>指定河川洪水予報による基準[基準観測点]</th></tr>
<tr><td>十勝地方</td><td>十勝中部</td><td>幕別町</td><td>猿別川流域＝20
途別川流域＝16
旧途別川流域＝6.1
糠内川流域＝11.8
当縁川流域＝15.1
茂発谷川流域＝8.5</td><td>十勝川[帯広]
札内川[第二大川橋]</td></tr>
</table>
【洪水警報の基準】
<table>
<tr><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th><th>流域雨量指数基準</th><th>指定河川洪水予報による基準[基準観測点]</th></tr>
<tr><td>十勝地方</td><td>十勝中部</td><td>幕別町</td><td>猿別川流域＝25.1
途別川流域＝20
旧途別川流域＝7.7
糠内川流域＝14.8
当縁川流域＝18.9
茂発谷川流域＝
10.7</td><td>十勝川[帯広]
札内川[第二大川橋]</td></tr>
</table>
略
2　気象情報等の種類
(1)～(3)　略
(4)　記録的短時間大雨情報
大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険（うす紫）」が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による
</td><td>
基準の変更
基準の変更
基準の変更
基準の変更
北海道水防計画の修正に伴う修正
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　　行　（令和４年３月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>4-8

4-11</td><td>
又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。
(5)～(6)　略
３　略
４　警報等の伝達経路及び手段
(1)　略
(2)　津波の場合
図４－１－２　気象警報等伝達系統図（津波の場合）
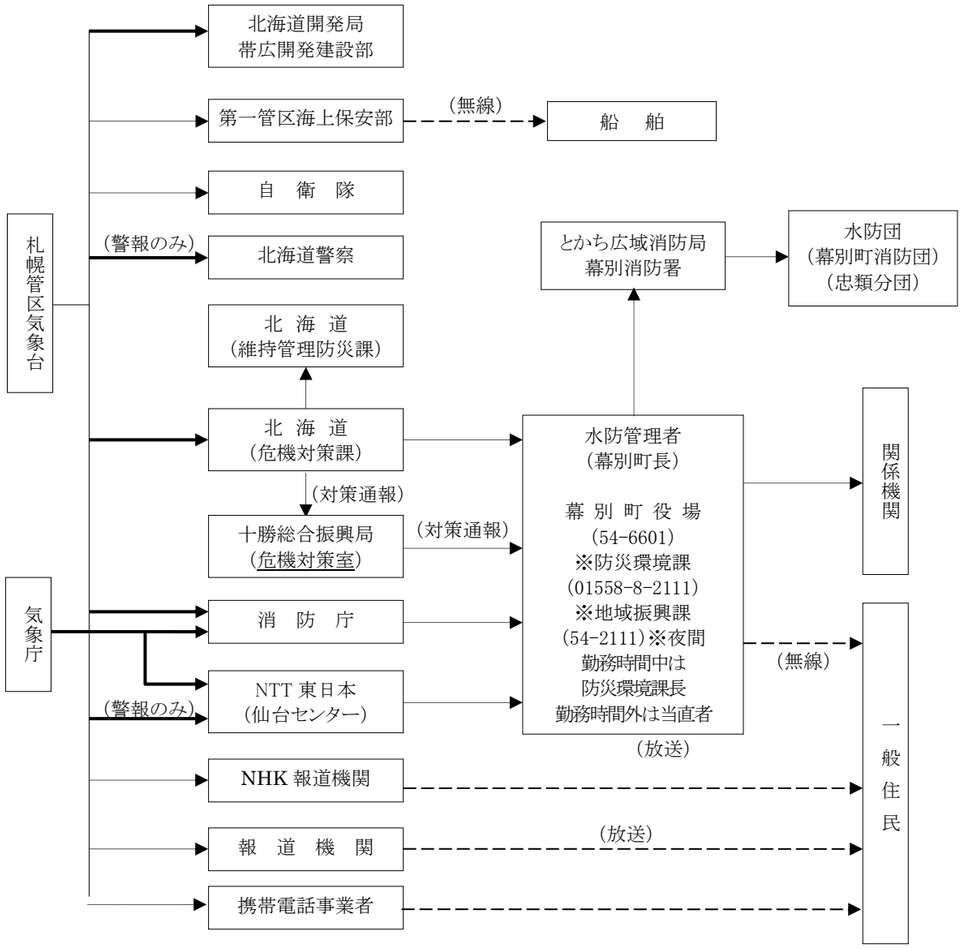

第２節　洪水予報河川における洪水予報
１　略
２　国が行う洪水予報
(1)～(4)　略
(5)　洪水予報の伝達経路及び手段
水防法<u>及び気象業務法</u>に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、次のとおり。
略
</td><td>
観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。
(5)～(6)　略
３　略
４　警報等の伝達経路及び手段
(1)　略
(2)　津波の場合
図４－１－２　気象警報等伝達系統図（津波の場合）
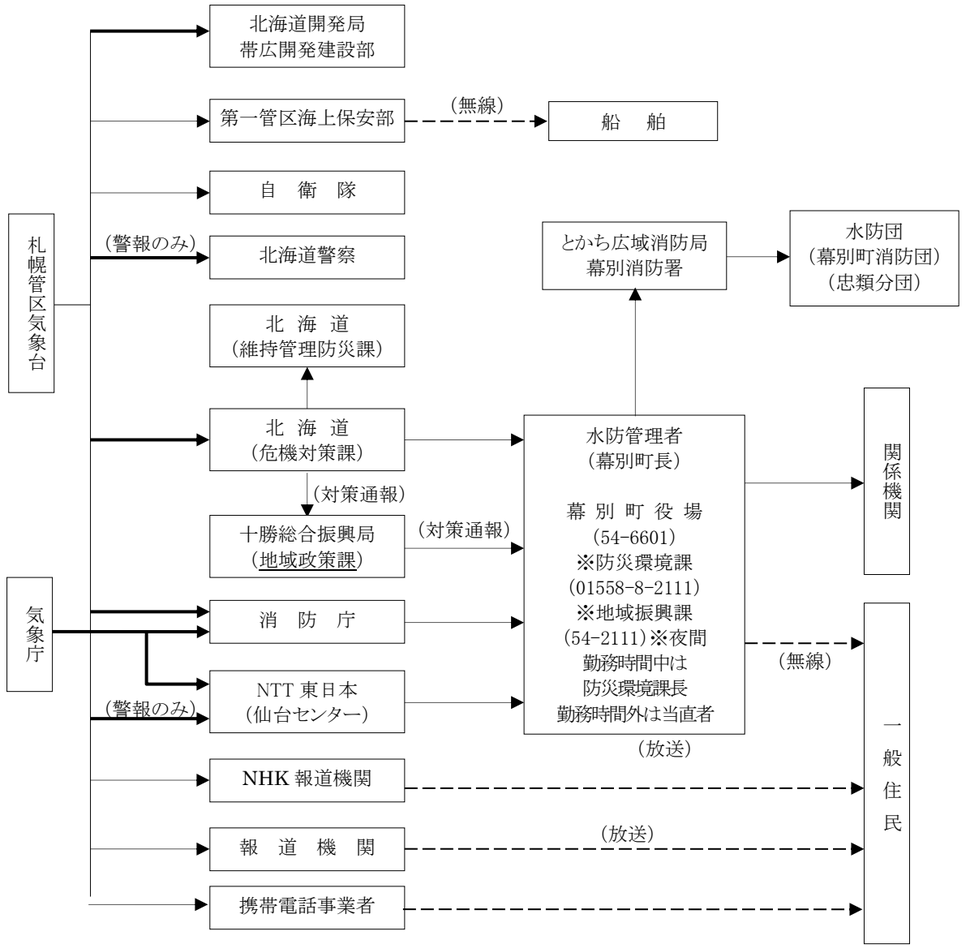

第２節　洪水予報河川における洪水予報
１　略
２　国が行う洪水予報
(1)～(4)　略
(5)　洪水予報の伝達経路及び手段
水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、次のとおり。
略
</td><td>
部署名の変更に伴う修正

北海道水防計画の修正に伴う修正
</td></tr>
</table>

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
4-13	**第３節　水位周知河川における水位到達情報** **１　略** **２　国土交通省が行う水位到達情報の通知** (1)～(4)　略 (5)　水位到達情報の伝達経路及び手段 略 図４－３－１　水位観測通報系統図 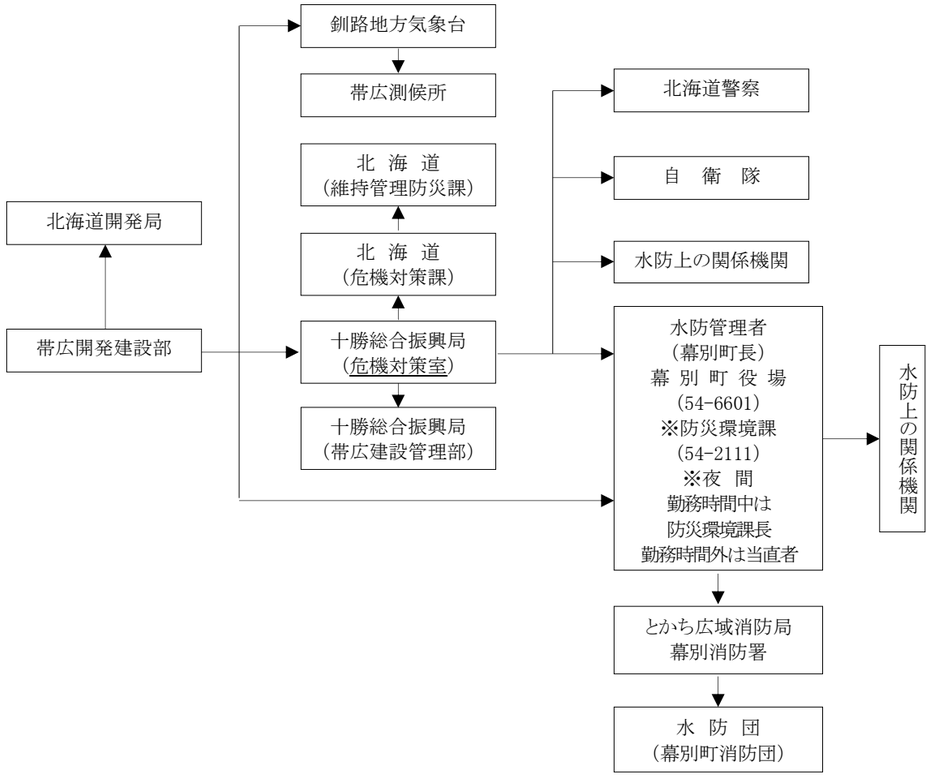 	**第３節　水位周知河川における水位到達情報** **１　略** **２　国土交通省が行う水位到達情報の通知** (1)～(4)　略 (5)　水位到達情報の伝達経路及び手段 略 図４－３－１　水位観測通報系統図 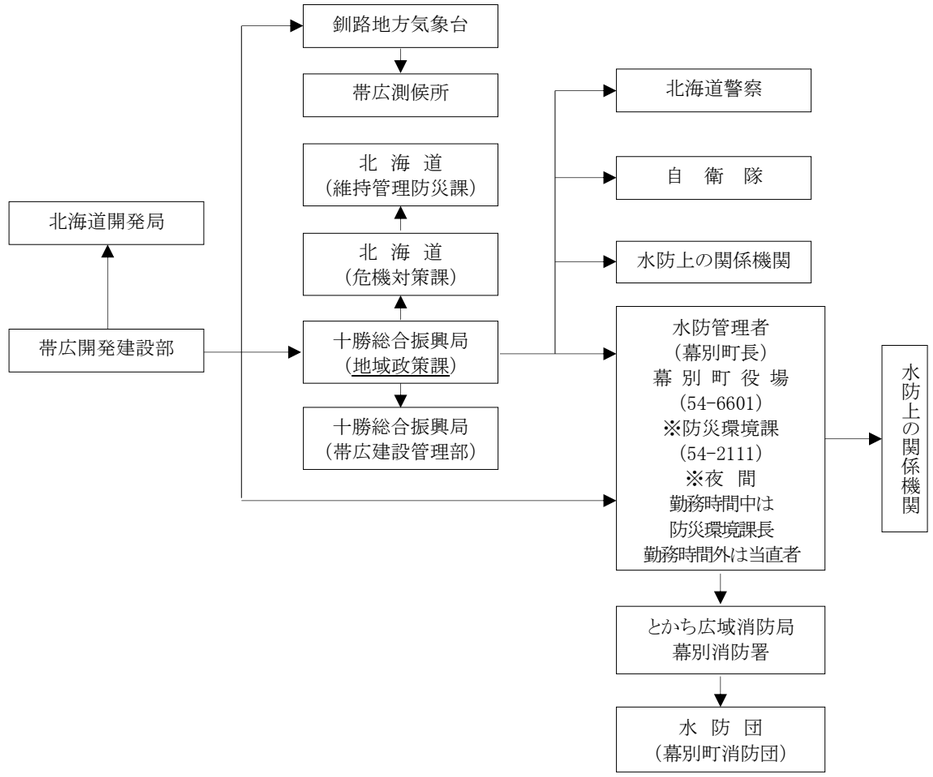 	部署名の変更に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
4-15	**３　道が行う水位到達情報の通知** (1)～(4)　略 (5)　水位到達情報の伝達経路及び手段 略 図４－３－２　水位観測通報系統図 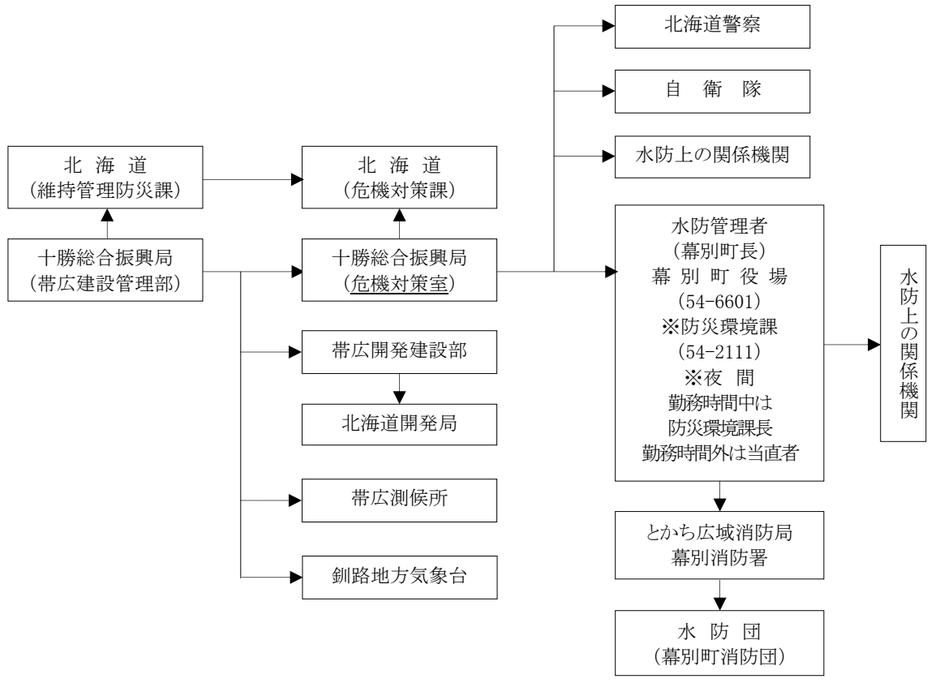 	**３　道が行う水位到達情報の通知** (1)～(4)　略 (5)　水位到達情報の伝達経路及び手段 略 図４－３－２　水位観測通報系統図 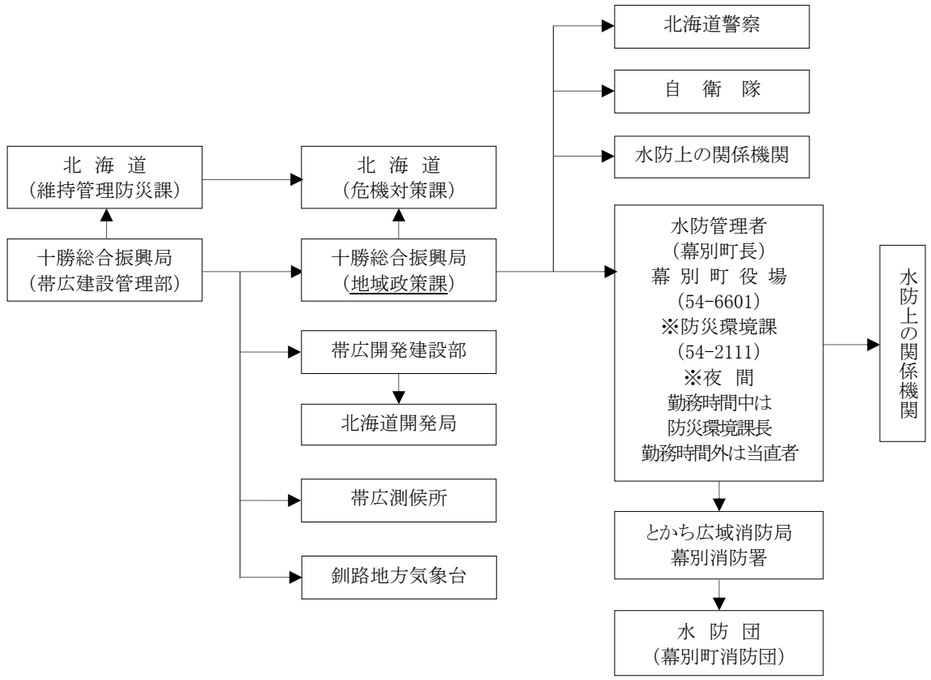 	部署名の変更に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
4-17	**第４節　水防警報** **１～２　略** **３　国土交通大臣が行う水防警報** (1)～(3)　略 (4)　水防警報の伝達経路及び手段 略 図４－４－１　国土交通大臣が行う水防警報伝達系統図 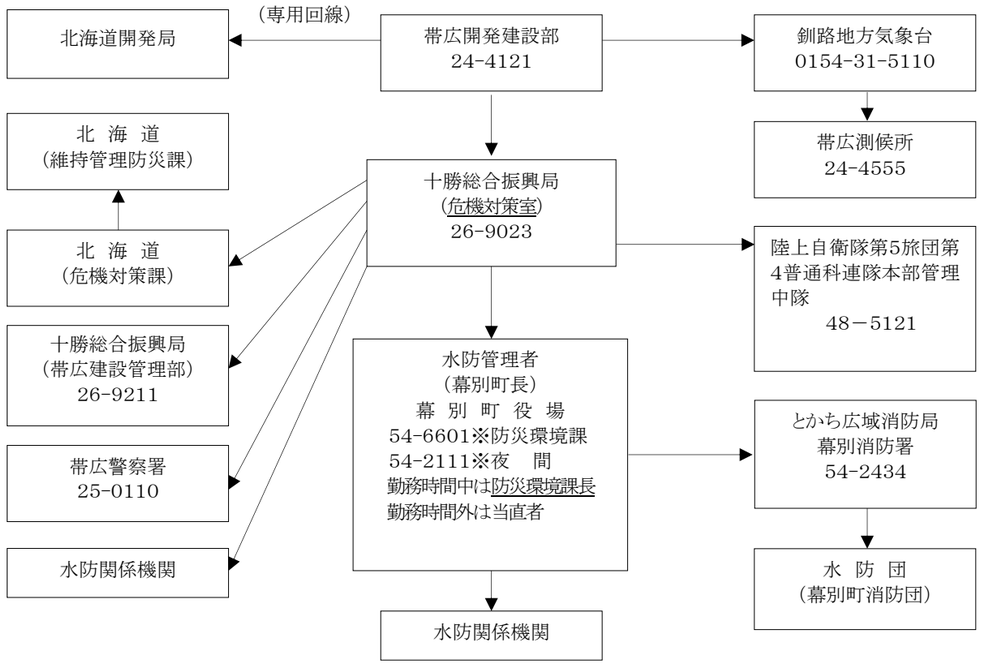 	**第４節　水防警報** **１～２　略** **３　国土交通大臣が行う水防警報** (1)～(3)　略 (4)　水防警報の伝達経路及び手段 略 図４－４－１　国土交通大臣が行う水防警報伝達系統図 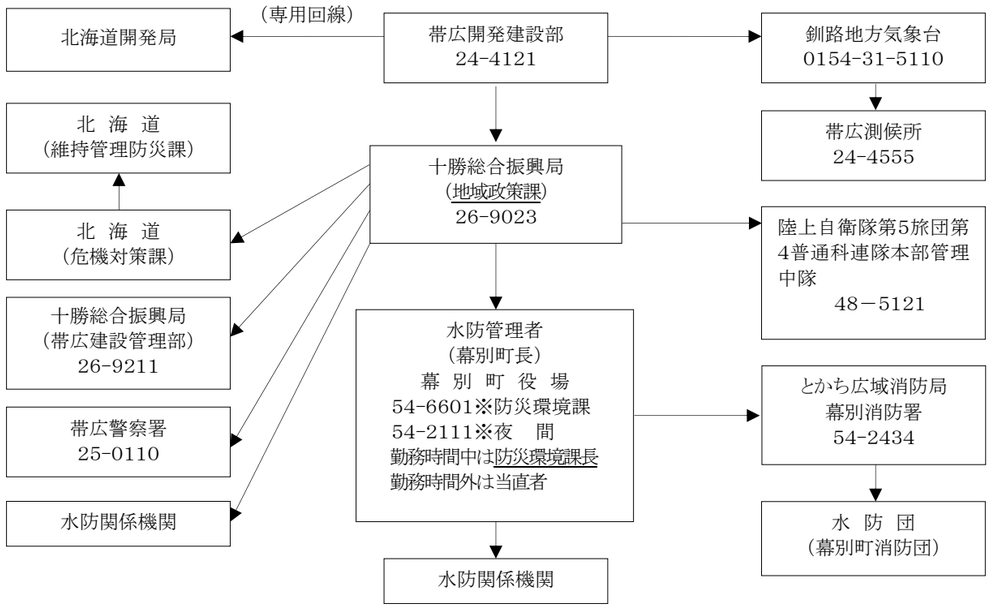 	部署名の変更に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
4-19	**４　道が行う水防警報** (1)～(3)　略 (4)　水防警報の伝達経路及び手段 略 図４－４－２　道が行う水防警報伝達系統図 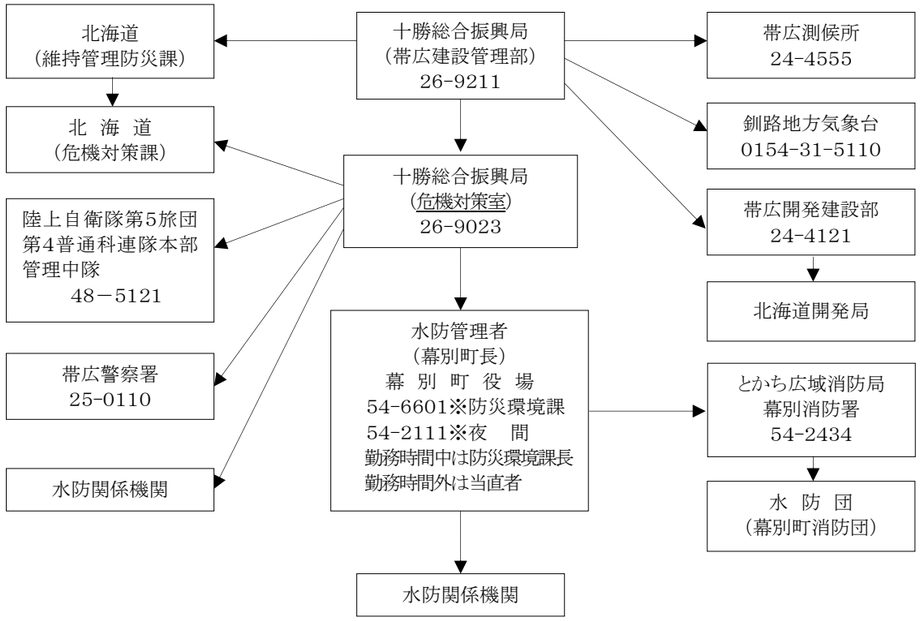 	**４　道が行う水防警報** (1)～(3)　略 (4)　水防警報の伝達経路及び手段 略 図４－４－２　道が行う水防警報伝達系統図 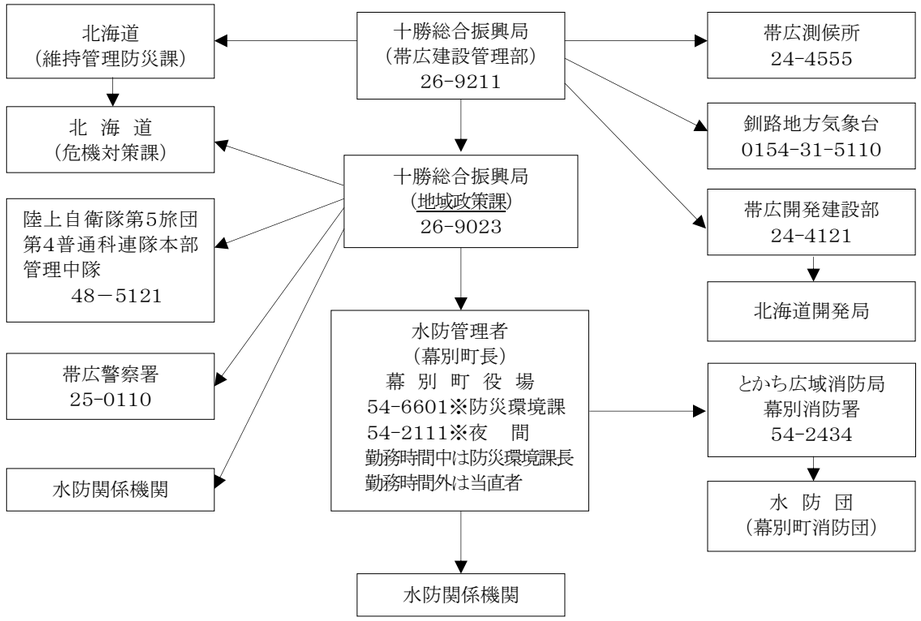 	部署名の変更に伴う修正

改　正　案

第５章　水位等の観測、通報及び公表

第１節　水位の観測、通報及び公表

１～２　略

３　水位の通報

略

5-2　図５－１－１　水位等通報系統図（国・道）

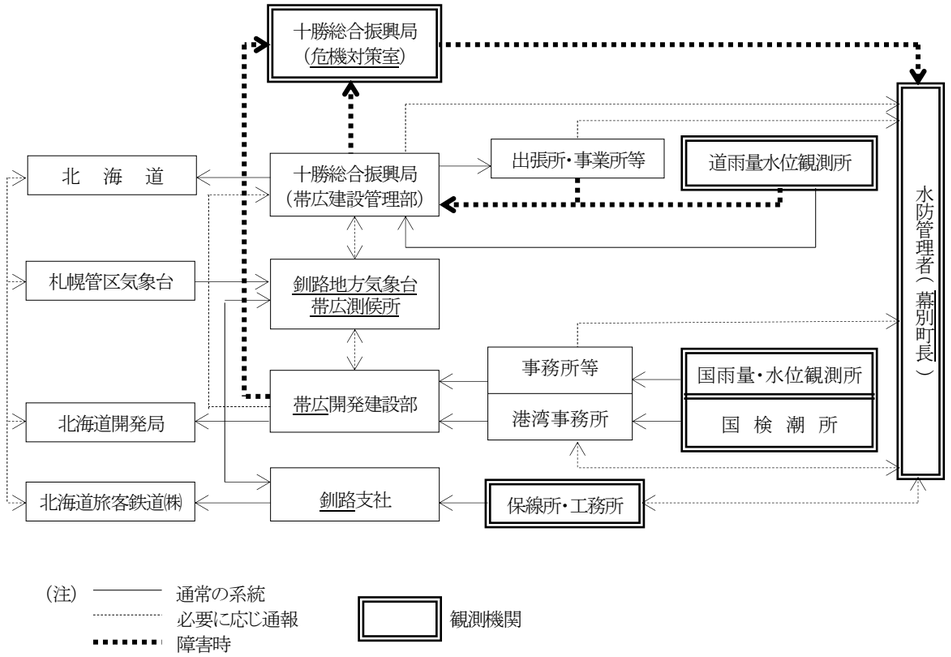

４　略

第２節　略

第６章　気象予報等の情報収集

略

１　市町村向け情報提供

略

6-1　**２　一般向け情報提供**

名称	ホームページアドレス	提供情報
略		
帯広測候所ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/obihiro/	十勝の気象速報、十勝の気候、十勝の防災等
略		

現　　行　（令和４年３月）

第５章　水位等の観測、通報及び公表

第１節　水位の観測、通報及び公表

１～２　略

３　水位の通報

略

図５－１－１　水位等通報系統図（国・道）

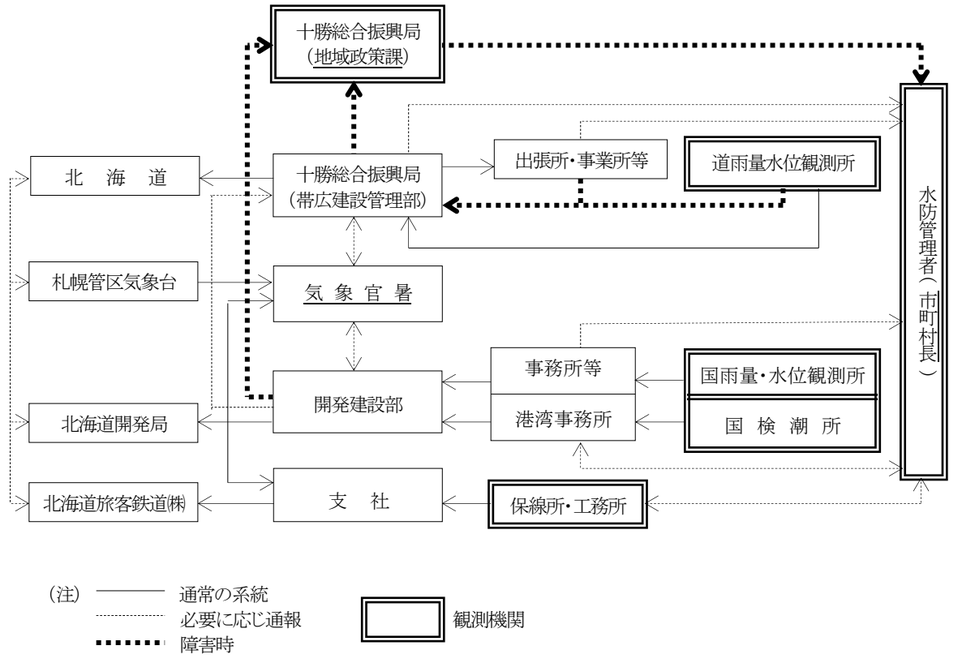

４　略

第２節　略

第６章　気象予報等の情報収集

略

１　市町村向け情報提供

略

２　一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
略		
帯広測候所	https://www.jma-net.go.jp/obihiro/	十勝の気象速報、十勝の気候、十勝の防災等
略		

備　考

部署名の変更に伴う修正

現状に即して修正

語句の追加

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考
7-2	**第７章　ダム・水門等の操作** **第１節～第２節　略** **第３節　連絡系統** 略 (1)　直轄ダム 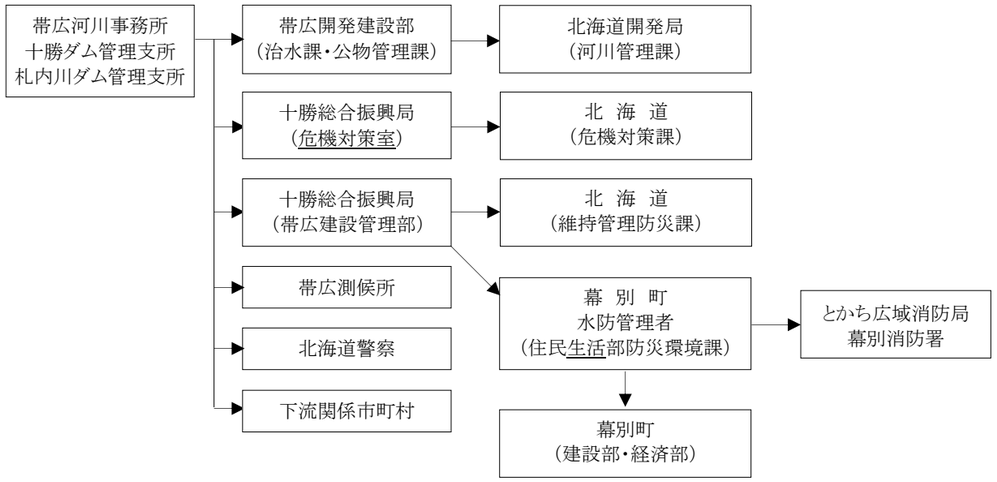 (2)　利水ダム（国許可） 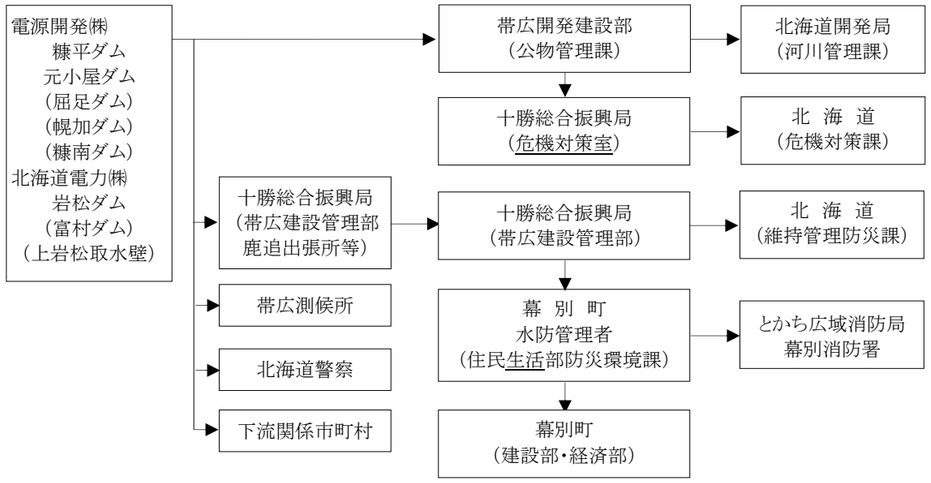 	**第７章　ダム・水門等の操作** **第１節～第２節　略** **第３節　連絡系統** 略 (1)　直轄ダム 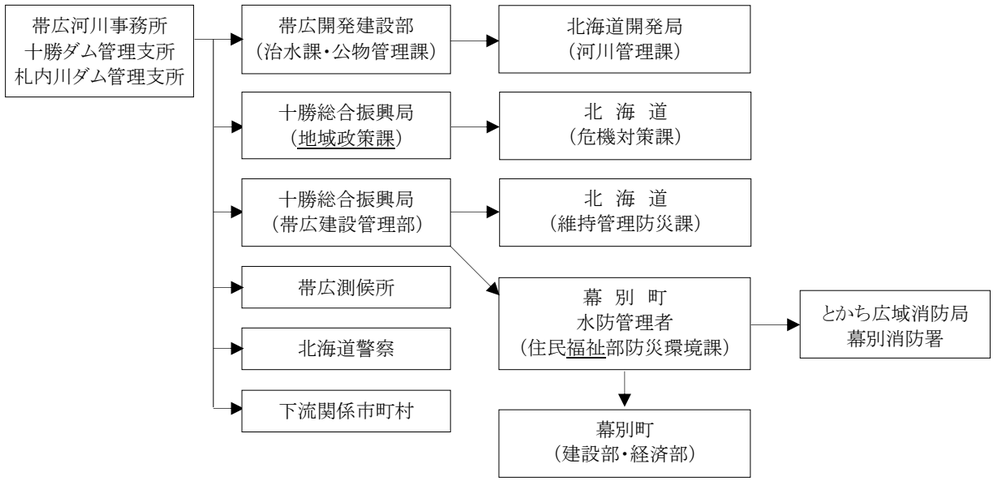 (2)　利水ダム（国許可） 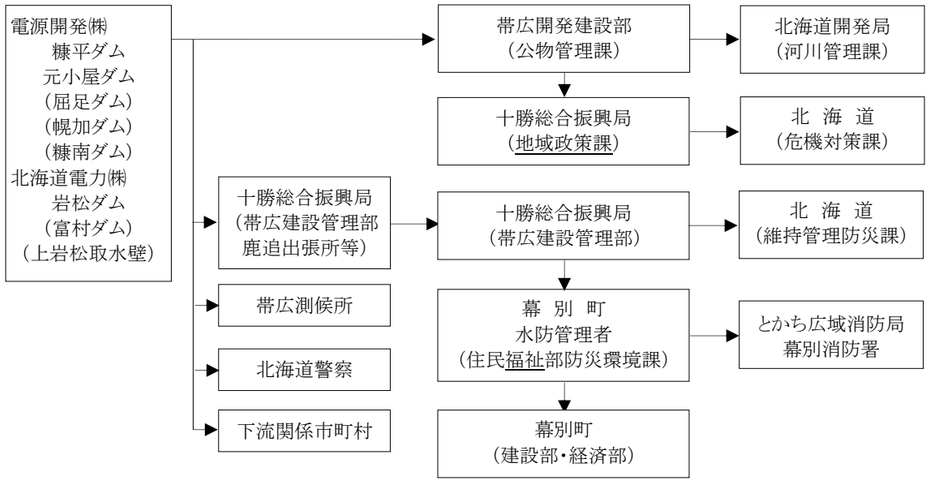 	部署名の変更に伴う修正 組織改編に伴う修正 部署名の変更に伴う修正 組織改編に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考

改正案

第８章　通信連絡

第１節　水防通信網の確保

１　略

２　災害時優先電話等の取扱い

(1)　略

(2)　災害時優先電話による連絡

略

8-1 【役場庁舎等災害時優先電話】

施設名	設置部署名	電話番号	備　　考
略			

※災害時優先電話の登録は上記以外も含めて全39回線登録（Ｒ５.11現在）

(3)～(4)　略

３　略

４　水防通信連絡

略

	名　　称	所　在　地	電話番号	備　　考
8-2	幕別町住民生活部防災環境課	幕別町本町130番地1	0155-54-6601	0155-54-2111(代)
	略			
8-3	十勝総合振興局地域創生部危機対策室	帯広市東３条南３丁目1番地	0155-26-9023	主査
	略			
	北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店	帯広市西5条南7丁目2番地1	0155-24-6037	企画総務グループ
	略			

第９章　略

第10章　水防活動

第１節　水防配備

１　町の警戒体制及び非常配備体制

略

(1)～(2)　略

(3)　職員の配置基準

10-4

部	課	第１次警戒	第２次警戒	第１種 非常配備	第２種 非常配備	第３種 非常配備
企画総務部	政策推進課			○	◎	◎
	総務課			【総務係】	◎	◎
住民生活部	住民課			○	◎	◎
	防災環境課	※ △・【防災危機管理係】	◎	◎	◎	◎
	税務課			○	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎	◎	◎
	福祉課			○	◎	◎

現行（令和４年３月）

第８章　通信連絡

第１節　水防通信網の確保

１　略

２　災害時優先電話等の取扱い

(1)　略

(2)　災害時優先電話による連絡

略

【役場庁舎等災害時優先電話】

施設名	設置部署名	電話番号	備　　考
略			

※災害時優先電話の登録は上記以外も含めて全39回線登録（Ｒ３.４.１１現在）

(3)～(4)　略

３　略

４　水防通信連絡

略

名　　称	所　在　地	電話番号	備　　考
幕別町住民福祉部防災環境課	幕別町本町130番地1	0155-54-6601	0155-54-2111(代)
略			
十勝総合振興局地域政策部地域政策課	帯広市東３条南３丁目1番地	0155-26-9023	主査（防災）
略			
北海道電力ネットワーク㈱帯広支店	帯広市西5条南7丁目2番地1	0155-24-6037	企画総務グループ
略			

第９章　略

第10章　水防活動

第１節　水防配備

１　町の警戒体制及び非常配備体制

略

(1)～(2)　略

(3)　職員の配置基準

部	課	第１次警戒	第２次警戒	第１種 非常配備	第２種 非常配備	第３種 非常配備
企画総務部	政策推進課			○	◎	◎
	総務課			【総務係】	◎	◎
	税務課			○	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎	◎	◎
住民福祉部	住民生活課			○	◎	◎
	防災環境課	※ △・【防災危機管理係】	◎	◎	◎	◎
	福祉課			○	◎	◎

備考

組織改編に伴う修正

部署名の変更に伴う修正

支店名称の変更に伴う修正

組織改編に伴う課名の変更等に伴う修正

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考

改正案

保健福祉部	こども課			△	○	◎
	保健課			○	◎	◎
経済部	農林課	※ △	※ △	○	◎	◎
	商工観光課			○	◎	◎
	農業振興担当			○	◎	◎
建設部	土木課	※ △	◎	◎	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎	◎
	水道課	※ △	◎	◎	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	※ △・【住民生活係】	※ △・【住民生活係】	○	◎	◎
	保健福祉課			○	◎	◎
	経済建設課	※ △	◎	◎	◎	◎
札内支所	住民課・住民相談室	△	○	○	◎	◎
出納室	会計課			△	○	◎
農業委員会	農業委員会			○	◎	◎
	忠類支局			○	◎	◎
議会事務局				○	◎	◎
監査委員事務局				◎	◎	◎
教育委員会	学校教育課			○	◎	◎
	生涯学習課			○	◎	◎
	（忠類）			○	◎	◎
	幕別学校給食ｾﾝﾀｰ			△	○	◎
	忠類学校給食ｾﾝﾀｰ			△	○	◎
	図書館			△	○	◎

（4）　略

第２節～第６節　略

現行

	こども課			△	○	◎
	保健課			○	◎	◎
経済部	農林課	※ △	※ △	○	◎	◎
	商工観光課			○	◎	◎
	農業振興担当			○	◎	◎
建設部	土木課	※ △	◎	◎	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎	◎
	水道課	※ △	◎	◎	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	※ △・【住民生活係】	※ △・【住民生活係】	○	◎	◎
	保健福祉課			○	◎	◎
	経済建設課	※ △	◎	◎	◎	◎
札内支所	住民課・住民相談担当	△	○	○	◎	◎
出納室	会計課			△	○	◎
農業委員会	農業委員会			○	◎	◎
	忠類支局			○	◎	◎
議会事務局				○	◎	◎
監査委員事務局				◎	◎	◎
教育委員会	学校教育課			○	◎	◎
	生涯学習課			○	◎	◎
	（忠類）			○	◎	◎
	幕別学校給食ｾﾝﾀｰ			△	○	◎
	忠類学校給食ｾﾝﾀｰ			△	○	◎
	図書館			△	○	◎

（4）　略

第２節～第６節　略

頁	改　正　案	現　　行　（令和４年３月）	備　考

第７節　決壊・越水等の通報

１　略

２　決壊・越水等の通報系統

略

10-8

図10－１　堤防等の決壊・越水等通報系統図

幕別町水防管理者（防災環境課長）

通　報　先	担　当　課	電　話
帯広警察署長	警備課	0155-25-0110
帯広開発建設部長	防災対策官	0155-24-3194
帯広河川事務所長	計画課	0155-25-1294
池田河川事務所長	計画課	015-572-2661
帯広建設管理部長	事業課	0155-27-8726
十勝総合振興局長	危機対策室	0155-26-9023
帯広市長	総務課	0155-24-4103
音更町長	情報・防災課	0155-42-2111
池田町長	総務課	015-572-3111
豊頃町長	総務課	015-574-2211
浦幌町長	総務課	015-576-2111
住民		

図10－２　異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

ダム管理者

通　報　先	担　当　課	電　話
帯広警察署長	警備課	0155-25-0110
帯広開発建設部長	防災対策官	0155-24-3194
帯広河川事務所長	計画課	0155-25-1294
池田河川事務所長	計画課	01557-2-2661
帯広建設管理部長	事業課	0155-27-8726
十勝総合振興局長	危機対策室	0155-26-9023
帯広市長	総務課	0155-24-4103
音更町長	情報・防災課	0155-42-2111
池田町長	総務課	015-572-3111
豊頃町長	総務課	015-574-2211
浦幌町長	総務課	015-576-2111
住民		

略

３　略

第８節　略

第７節　決壊・越水等の通報

１　略

２　決壊・越水等の通報系統

略

図10－１　堤防等の決壊・越水等通報系統図

幕別町水防管理者（防災環境課長）

通　報　先	担　当　課	電　話
帯広警察署長	警備課	0155-25-0110
帯広開発建設部長	防災対策官	0155-24-3194
帯広河川事務所長	計画課	0155-25-1294
池田河川事務所長	計画課	015-572-2661
帯広建設管理部長	事業課	0155-27-8726
十勝総合振興局長	地域政策課	0155-26-9023
帯広市長	総務課	0155-24-4103
音更町長	情報・防災課	0155-42-2111
池田町長	総務課	015-572-3111
豊頃町長	総務課	015-574-2211
浦幌町長	総務課	015-576-2111
住民		

図10－２　異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

ダム管理者

通　報　先	担　当　課	電　話
帯広警察署長	警備課	0155-25-0110
帯広開発建設部長	防災対策官	0155-24-3194
帯広河川事務所長	計画課	0155-25-1294
池田河川事務所長	計画課	01557-2-2661
帯広建設管理部長	事業課	0155-27-8726
十勝総合振興局長	地域政策課	0155-26-9023
帯広市長	総務課	0155-24-4103
音更町長	情報・防災課	0155-42-2111
池田町長	総務課	015-572-3111
豊頃町長	総務課	015-574-2211
浦幌町長	総務課	015-576-2111
住民		

略

３　略

第８節　略

部署名の変更に伴う修正

部署名の変更に伴う修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　　行　（令和４年３月）</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第11章　略</td><td>第11章　略</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第12章　協力及び応援</td><td>第12章　協力及び応援</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　河川管理者の協力及び活動</td><td>第１節　河川管理者の協力及び活動</td><td></td></tr>
<tr><td>12-1</td><td>河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。</td><td>河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。</td><td>北海道水防計画に基づく修正</td></tr>
<tr><td></td><td>１　略</td><td>１　略</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第２節　水防管理団体相互の応援及び相互協定
略
幕別町水防管理者（防災環境課
要請先：帯広市水防管理者／音更町水防管理者／池田町水防管理者／豊頃町水防管理者／浦幌町水防管理者
担当課：総務課／危機対策課／総務課／総務課／総務課
電話：0155-24-4111／0155-42-2111／015-572-3111／015-574-2211／015-576-2111
消防本部：とかち広域消防局　電話：0155-26-9126</td><td>第２節　水防管理団体相互の応援及び相互協定
略
幕別町水防管理者（防災環境課
要請先：帯広市水防管理者／音更町水防管理者／池田町水防管理者／豊頃町水防管理者／浦幌町水防管理者
担当課：総務課／情報・防災課／総務課／総務課／総務課
電話：0155-24-4111／0155-42-2111／015-572-3111／015-574-2211／015-576-2111
消防本部：とかち広域消防局　電話：0155-26-9126</td><td>部署名の変更に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第３節～第６節　略</td><td>第３節～第６節　略</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第13章～第15章　略</td><td>第13章～第15章　略</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第16章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</td><td>第16章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　洪水</td><td>第１節　洪水</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>１～５　略</td><td>１～５　略</td><td></td></tr>
<tr><td>16-2</td><td>６　浸水被害軽減地区
浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。</td><td>（新規）</td><td>北海道水防計画に基づく修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第２節　津波</td><td>第２節　津波</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>１～２　略</td><td>１～２　略</td><td></td></tr>
<tr><td>16-3</td><td>３　津波ハザードマップの作成・周知
町長は、幕別町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に関する情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。</td><td>３　津波ハザードマップの作成・周知
津波災害警戒区域をその区域に含む町長は、幕別町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に関する情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。</td><td>文言の修正</td></tr>
</table>

議案第3号

幕別町防災会議運営規程の改正について

幕別町防災会議運営規程（昭和58年12月１日規程第１号）の一部を次のとおり改正する。

第２条に次の１項を加える。

４　会長は、やむを得ない事情により委員の招集が困難な場合は、書面により会議を開催することができる。

第４条に次の３項を加える。

２　会長は、会議の議長となる。

３　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　第２条第４項の規定により、書面により会議を開催する場合は、議事の承認の可否を表明する書面の提出をもって出席したものとみなす。

幕別町防災会議運営規程 新旧対照表

資料 3－1

現　行　規　則（旧）	改　正　規　則（新）
○幕別町防災会議運営規程 （昭和 58 年 12 月 1 日規程第 1 号） 第１条　略 （防災会議の招集） 第２条　防災会議は、会長が招集する。 ２　委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。 ３　防災会議招集の通知には、会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。 第３条　略 （議事） 第４条　防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、災害発生時緊急を要する場合は、この限りでない。 第５条　略	○幕別町防災会議運営規程 （昭和 58 年 12 月 1 日規程第 1 号） 第１条　略 （防災会議の招集） 第２条　防災会議は、会長が招集する。 ２　委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。 ３　防災会議招集の通知には、会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。 ４　会長は、やむを得ない事情により委員の招集が困難な場合は、書面により会議を開催することができる。 第３条　略 （議事） 第４条　防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、災害発生時緊急を要する場合は、この限りでない。 ２　会長は、会議の議長となる。 ３　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ４　第２条第４項の規定により、書面により会議を開催する場合は、議事の承認の可否を表明する書面の提出をもって出席したものとみなす。 第５条　略

資料 3－2

○幕別町防災会議運営規程【改正後】

（昭和 58 年 12 月 1 日規程第１号）

改正

平成 18 年１月 16 日規程第６号

改正

令和５年 12 月●日規程第●号

（趣旨）

第１条　幕別町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）及び幕別町防災会議条例（昭和 38 年３月 23 日条例第２号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（防災会議の招集）

第２条　防災会議は、会長が招集する。

２　委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

３　防災会議招集の通知には、会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

４　会長は、やむを得ない事情により委員の招集が困難な場合は、書面により会議を開催することができる。

（委員の代理者）

第３条　委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

２　委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておくものとする。

（議事）

第４条　防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、災害発生時緊急を要する場合は、この限りでない。

２　会長は、会議の議長となる。

３　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　第２条第４項の規定により、書面により会議を開催する場合は、議事の承認の可否を表明する書面の提出をもって出席したものとみなす。

（雑則）

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が会議に諮って定める。

附　則

この規程は、昭和 58 年 12 月１日から施行する。

附　則（令和５年 12 月●日規程第●号）

この規程は、公布の日から施行する。

防災気象情報について

～令和5年12月1日　幕別町防災会議にて～

気象庁 帯広測候所

おかげさまで１３１年

明治25年当時は北海道庁内務部農商課

十勝農事試作場が開設される昭和28年までは農事試験も兼務

気象庁の組織

官署配置図
稚内
網走
旭川
札幌
釧路
新千歳
帯広
室蘭
函館
青森
秋田
盛岡
山形
仙台
新潟
福島
金沢
富山
彦根
福井
前橋
宇都宮
長野
松江
鳥取
岐阜
熊谷
水戸
銚子
下関
広島
岡山
京都
名古屋
甲府
福岡
神戸
中部
高松
佐賀
大分
奈良
津
静岡
成田
横浜
東京
松山
徳島
長崎
高知
大阪
関西
熊本
和歌山
宮崎
鹿児島
名瀬
沖縄
那覇
宮古島
南大東島
石垣島
水戸
熊谷
地磁気観測所
高層気象台
気象研究所
気象衛星センター
東京
気象大学校
気象庁
東京
成田
銚子
横浜
本庁
施設等機関
管区気象台等
地方気象台
航空地方気象台
測候所
航空測候所
管区等境界線

測候所の業務

＜主な仕事＞（◎は24時間）

◎　天気予報の発表
◎　警報・注意報・気象情報の発表
◎　観測（風向風速・気温・湿度・降水量・気圧・天気など）
○　電話対応・報道対応
○　防災機関との連携（水防や道路防災等の各種協議会の幹事や委員）
○　広報・啓発活動
○　調査（気象に関する調査研究、災害発生後の追跡調査など）

今年の帯広の気温経過

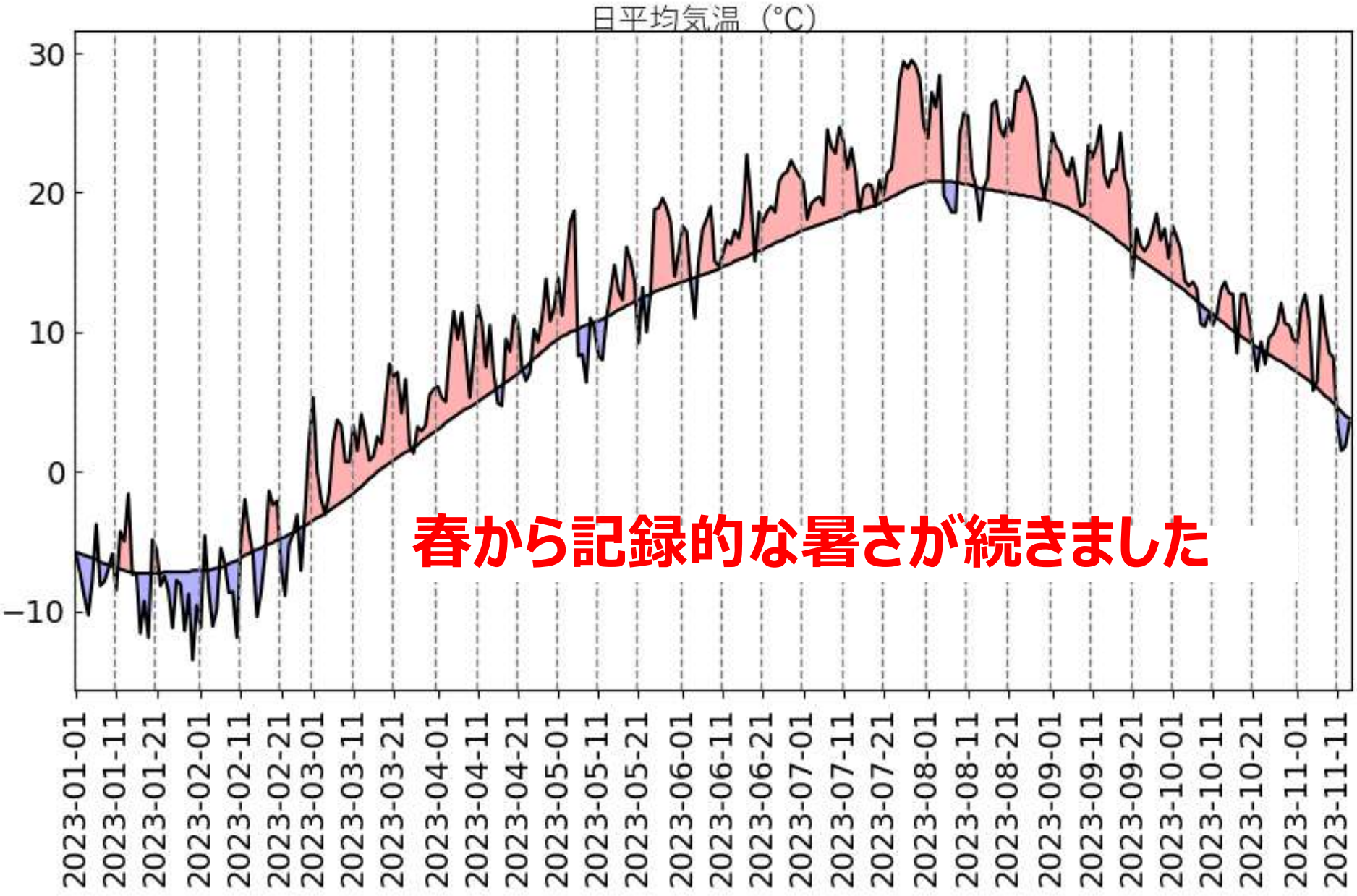
日平均気温（℃）
30
20
10
0
−10
2023-01-01
2023-01-11
2023-01-21
2023-02-01
2023-02-11
2023-02-21
2023-03-01
2023-03-11
2023-03-21
2023-04-01
2023-04-11
2023-04-21
2023-05-01
2023-05-11
2023-05-21
2023-06-01
2023-06-11
2023-06-21
2023-07-01
2023-07-11
2023-07-21
2023-08-01
2023-08-11
2023-08-21
2023-09-01
2023-09-11
2023-09-21
2023-10-01
2023-10-11
2023-10-21
2023-11-01
2023-11-11
春から記録的な暑さが続きました

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高いと予想される場合、**前日の夕方5時ごろと当日の朝5時ごろ**に都道府県ごと※に発表　※北海道、鹿児島、沖縄は地域を分割

環境省や気象庁のウェブページ、メディアの**報道**、**各種スマホアプリ**で確認

熱中症警戒アラートが発表されたら積極的な予防行動を

熱中症警戒アラートが発表されたら

- 外出はできるだけ控え暑さを避ける
- 屋外、エアコンがない屋内での運動は原則中止
- 高齢者、子供、持病がある人などにも声かけを
- 昼夜を問わずエアコンを使用
- こまめな水分補給（1日あたり1.2L目安）

監修:環境省、気象庁　制作:Yahoo!ニュース

暑さ指数（WBGT）とは

熱中症の危険度を判断するための指標

気温、湿度、日射などの要素から算出

暑さ指数33以上の極めて危険な状況が予想されると**熱中症警戒アラート**が発表される

WBGT	日常生活の指針
危険 31以上	「運動は原則中止」「不要不急の外出を避ける」
厳重警戒 28-31	「激しい運動は中止」「外出時は炎天下を避ける」

※暑さ指数は「環境省熱中症予防情報サイト」で確認
（https://www.wbgt.env.go.jp/）

監修:環境省、気象庁　制作:Yahoo!ニュース

北海道の年平均気温の変化

北海道７地点平均の年平均気温平年差の長期変化（1898～2022年）

旭川、網走、札幌、帯広、根室、寿都、函館の７地点

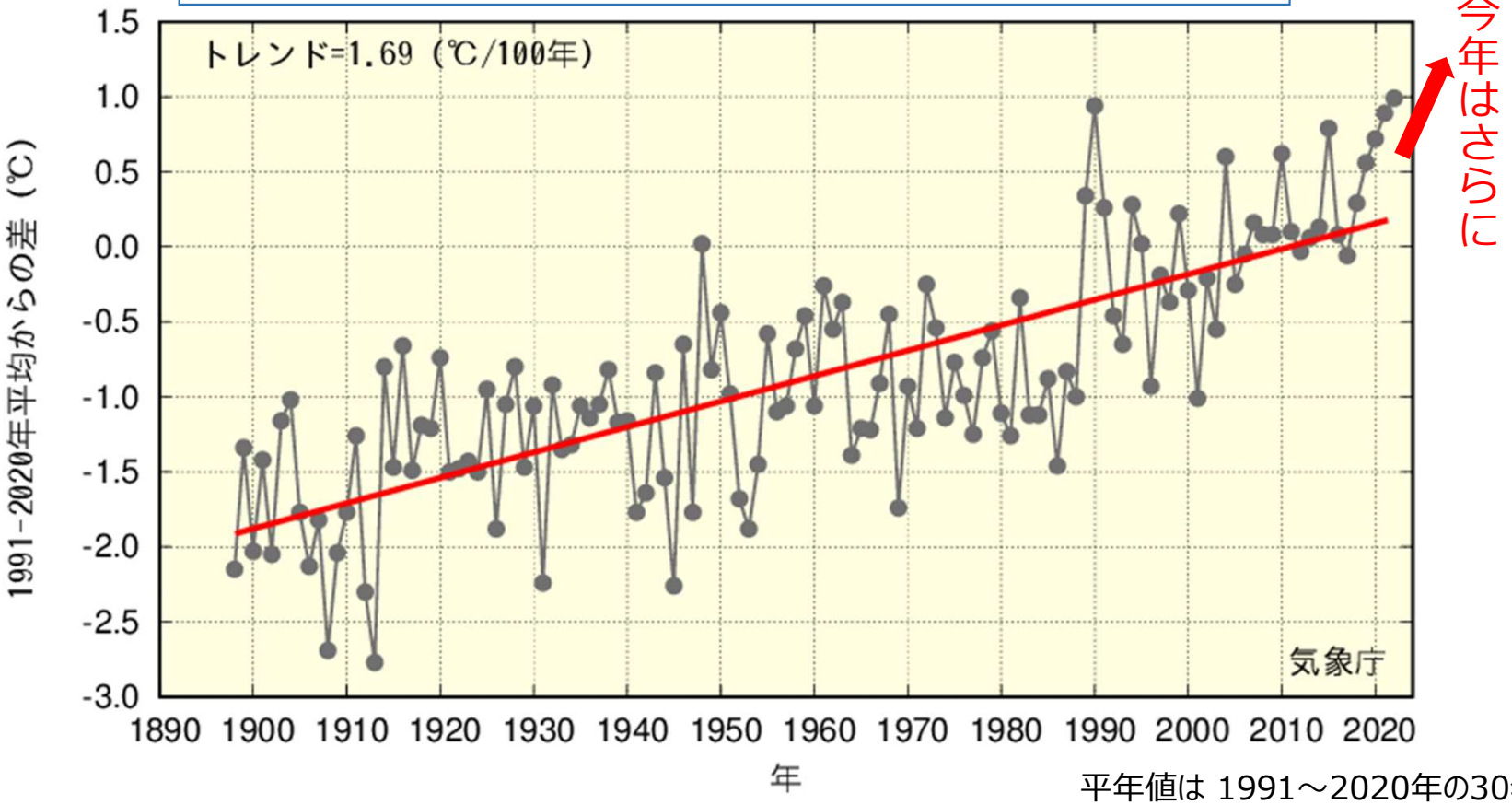

平年値は 1991～2020年の30年平均値

- ●長期的に100年当たり1.69℃の割合で上昇している
  - ➢ 都市化の影響を受けている地点を含んでいる
  - ➢ 帯広では100年当たり2.1℃の割合で上昇(都市化の影響：大)

北海道の雨の降り方の変化

北海道地方[アメダス] 1 時間降水量30mm以上の年間発生回数の長期変化（１地点当たりに換算）（1979～2022年）

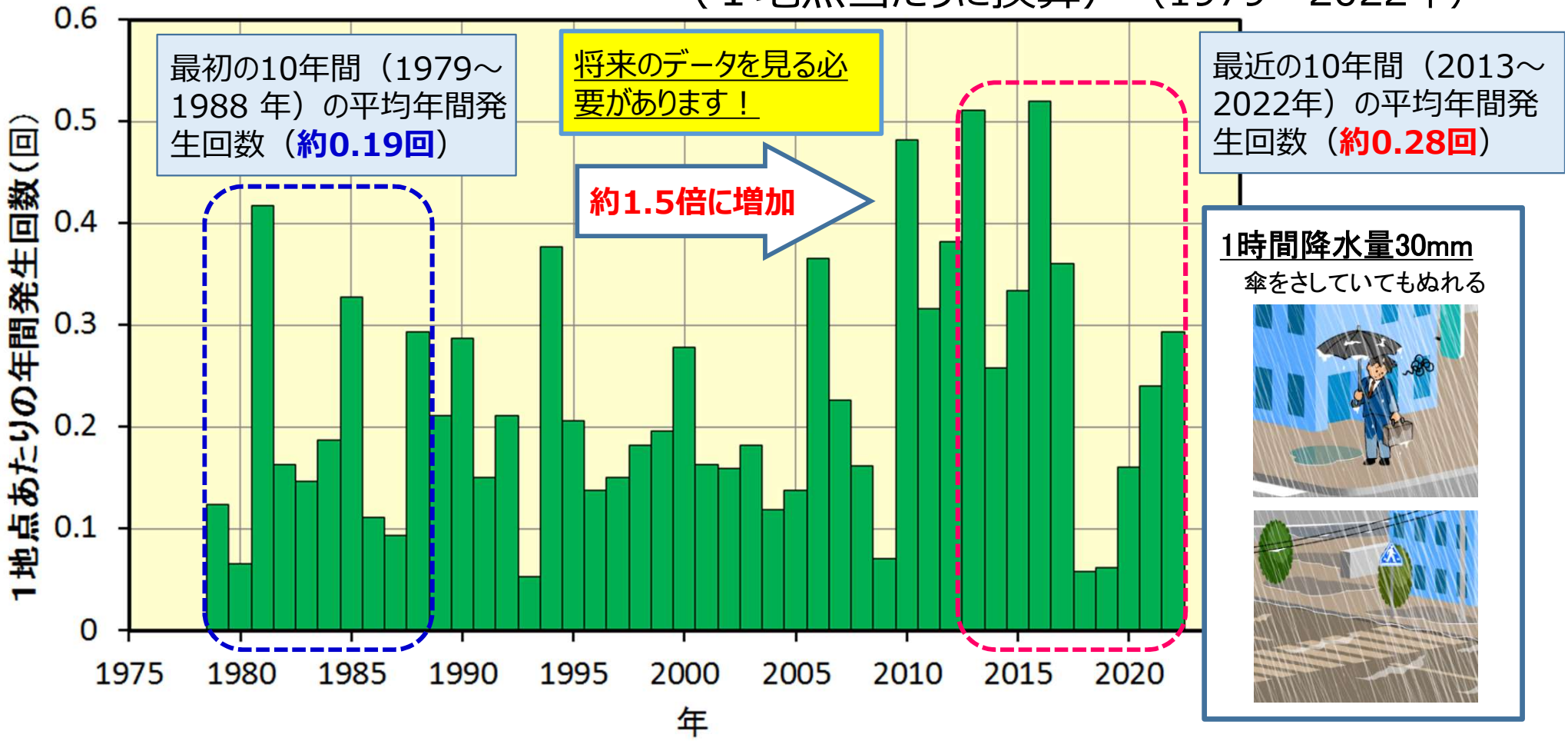

- 1時間降水量30mm以上の年間発生回数の変化：統計的に有意ではない

☞ 日本全国では、年間発生回数が増加している

- 年降水量は、年々の変化が大きく、変化傾向 見られない。

温暖化による影響

- 大雨や激しい雨の頻度が増える一方で、無降水日が増える地域も
  （北海道地方では現時点では有意ではない）

…☞… 相反する感じ？

地球温暖化によって気温が上昇 ➡ 飽和水蒸気量が増加
（大気中に含み得る「水」が増加）

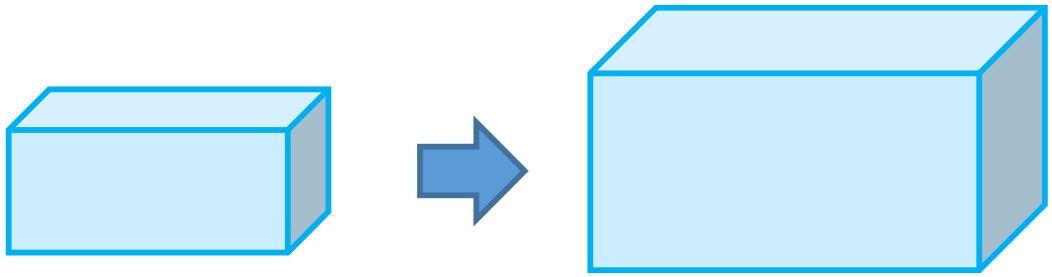

スポンジ（水を吸う）

温暖化する➡スポンジが大きくなる
（水をたくさん含み得る）

水を含ませていっても…

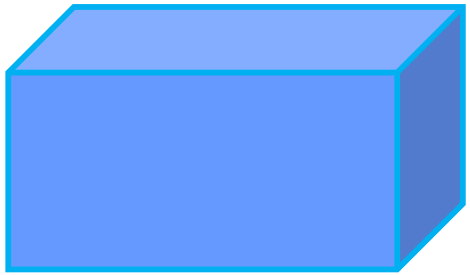

なかなかいっぱいにならない ➡

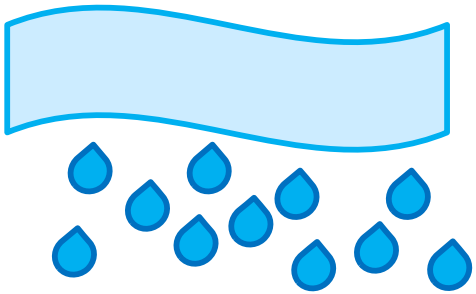

いっぱいになったのを絞ると
大量の水

ここからが本題です

警戒レベルの目的と概要

- 住民がとるべき行動を５段階に分け、情報と行動の対応を明確化。
  - 【警戒レベル３】高齢者等避難、【警戒レベル４】危険な場所から全員避難とし、避難のタイミングを明確化
  - 災害が発生又は切迫している状況で、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、緊急的に身の安全を確保する行動へと行動変容するよう促す情報を【警戒レベル５】緊急安全確保として位置付ける。
- 様々な防災気象情報と警戒レベルとの関係を明確化し、住民の自発的な避難判断等を支援

警戒レベル		新たな避難情報等
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保※1（きんきゅうあんぜんかくほ）
～～～<警戒レベル４までに必ず避難！>～～～		
4	災害のおそれ高い	避難指示※2（ひなんしじ）
3	災害のおそれあり	高齢者等避難※3（こうれいしゃとうひなん）
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁）

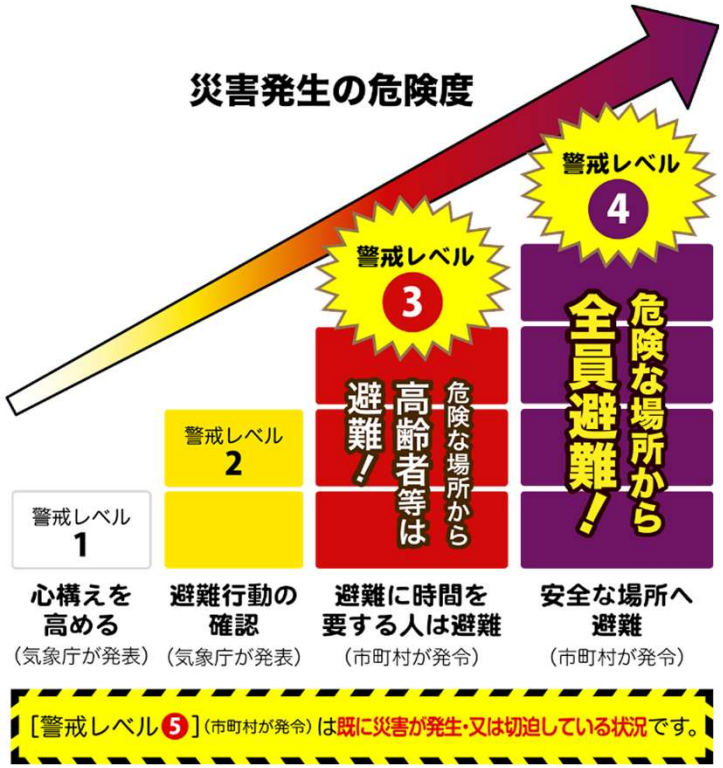

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

・警戒レベルとは、5段階に整理した「住民が取るべき行動」と「行動を促す情報」とを関連付けるもの。
・警戒レベル相当情報とは、様々な防災気象情報のうち、避難情報等の発令判断に資する情報について、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促すためのもの。

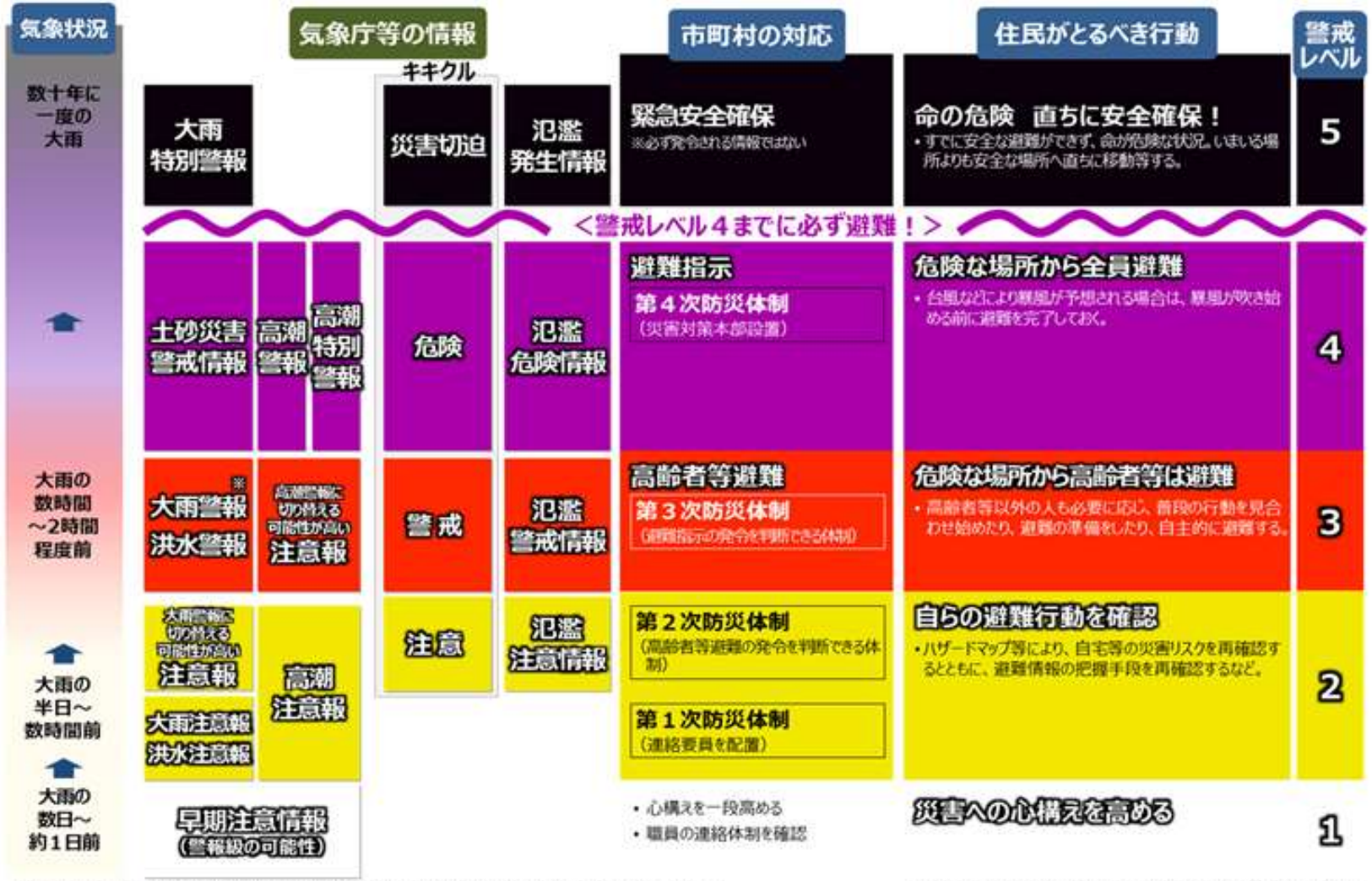

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル３（高齢者等避難）に相当します。 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

防災気象情報の役割

- 市町村等の「行動指南型」の避難指示等の発令判断を支援する役割
- 「状況情報」としての、住民が避難行動をとる前の段階の「マインド作り」「危機意識醸成」という役割
- 住民が適時適格な避難行動をとるためには、気象庁等が発表する防災気象情報等を市町村等が活用し、領域を絞り込んだ避難情報を発令することが重要

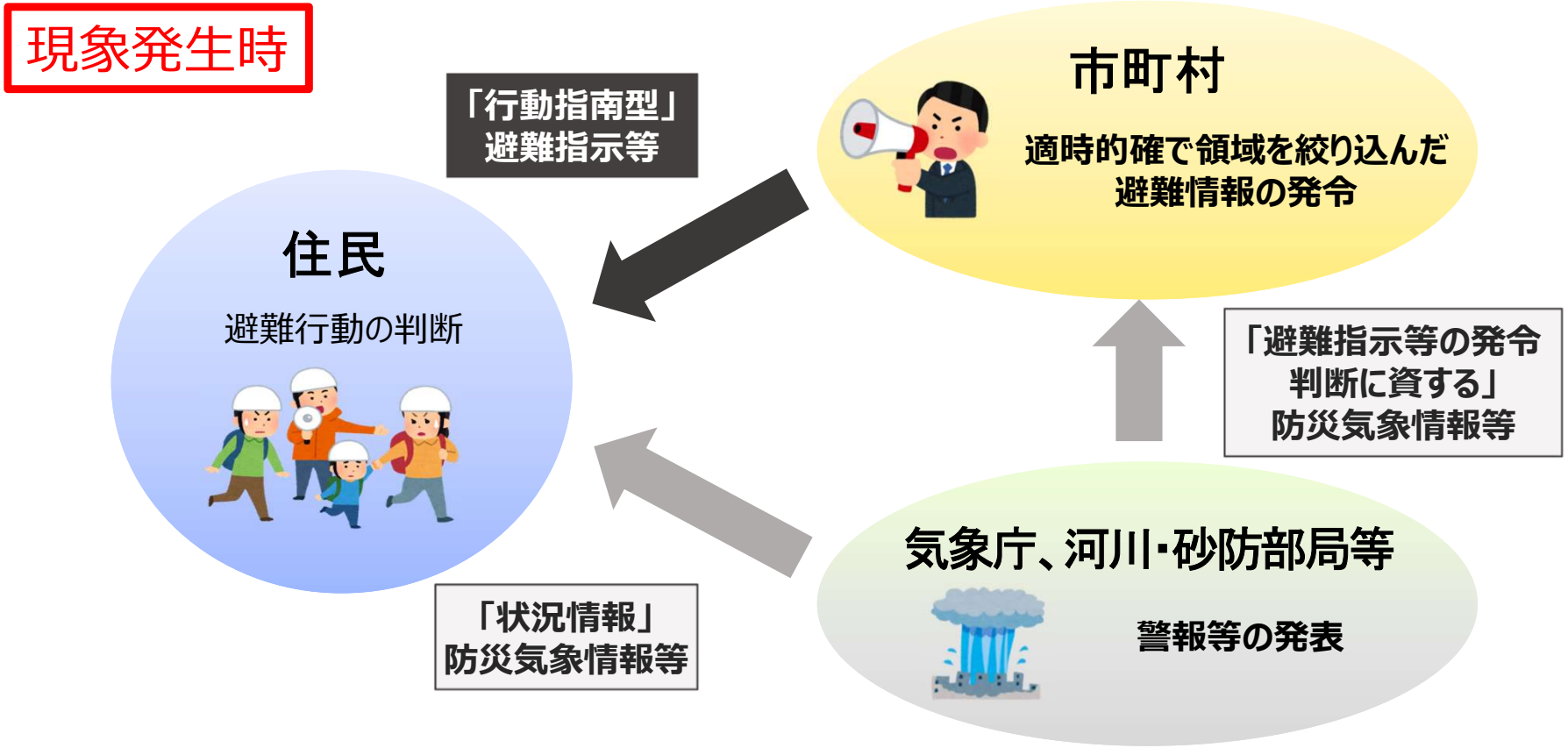

発信する側は情報の共有・連携が、受け手側は注意深い確認が必要

段階的に発表される防災気象情報

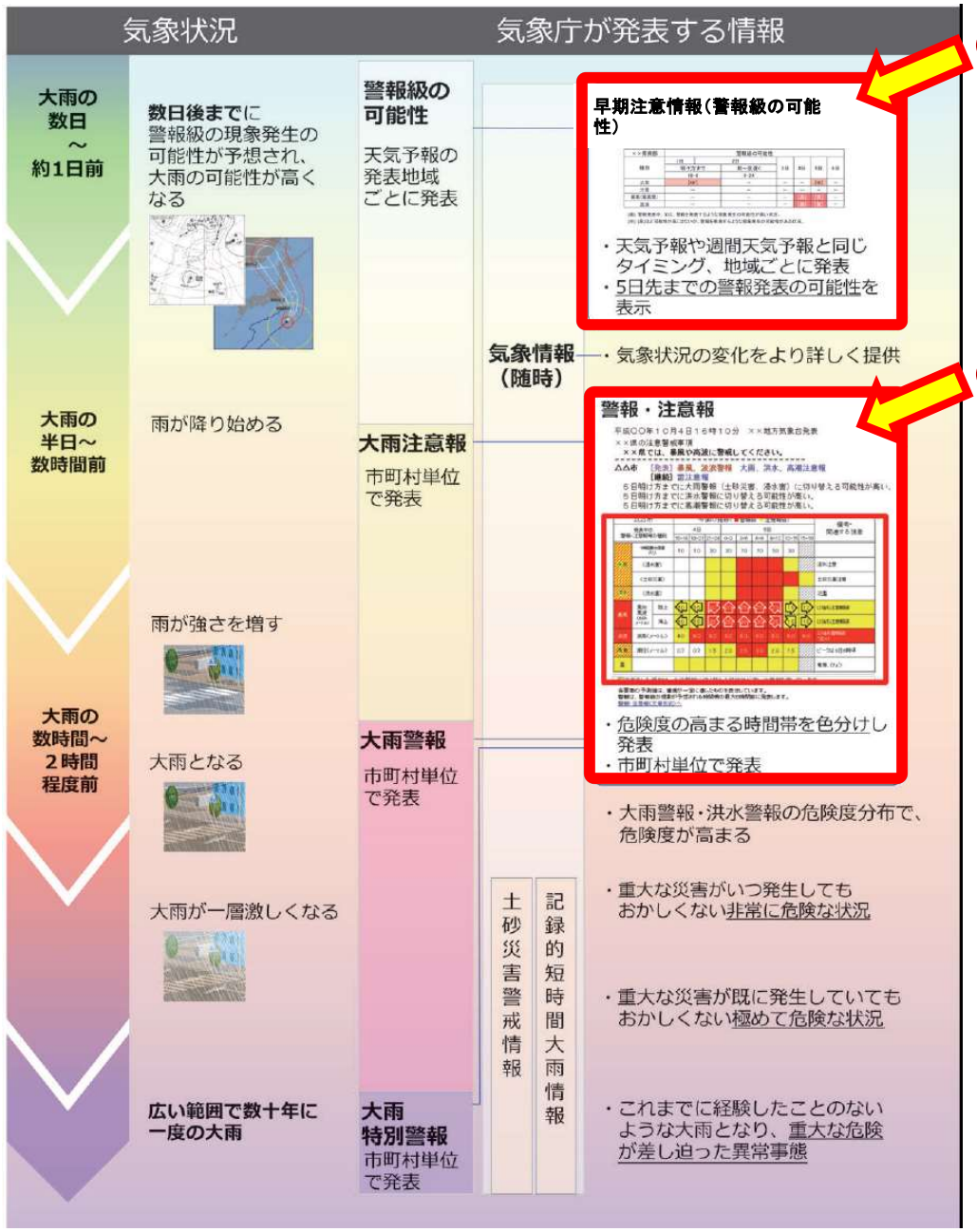

●早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報発表の可能性を提供

▼気象情報
・24時間から2～3日先に災害をもらすような激しい現象が発生する可能性があるときに予告
・警報・注意報の内容を補足し、気象状況の変化をより詳しく随時提供

●注意報　＜　警報　＜＜　特別警報

▼記録的短時間大雨情報
▼土砂災害警戒情報

危険度の高まりを確認

・**（いつ）危険度を色分けした時系列**

危険度の高まる時間帯を確認

・**（どこで）危険度の面的分布**

危険度が高まる、高まっている地域を確認

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））	浸水キキクル（大雨警報（浸水害））	洪水キキクル（洪水警報）

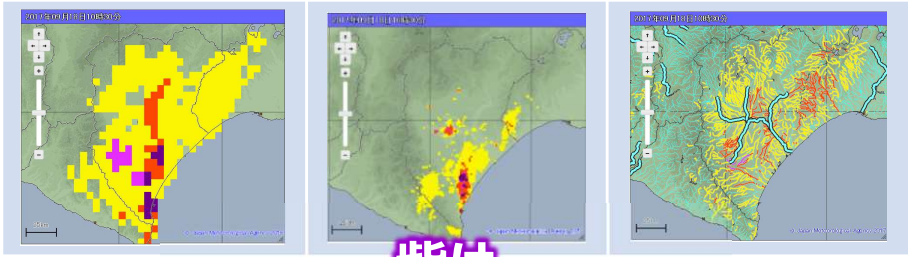

紫は災害がすでに発生していてもおかしくない

特別警報と警報及び注意報の種類

特別警報		警報		注意報	対象とする主な災害
大雨	浸水害	大雨	浸水害	大雨	大雨による低い土地の浸水害
	土砂災害		土砂災害		土石流・がけ崩れの土砂災害
暴風		暴風		強風	暴風又は強風による災害
高潮		高潮		高潮	台風等による潮位上昇による災害
波浪		波浪		波浪	高波による遭難や沿岸施設の被害
		洪水		洪水	河川の増水や氾濫による洪水災害

※この他、注意報には、雷、濃霧、低温、乾燥、霜注意報があります。
（雪に関連するものは省略）

解説：https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/warning_kind.html

早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象になる可能性を発表します

- 警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報」として［高］、［中］の2段階で発表しています。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高いことを表す［高］だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す［中］も発表しています。
- 大雨と高潮に関して［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる**「警戒レベル１」**です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。

発表例

夕方の段階で、翌日朝から夜遅くにかけて警報級の大雨となる可能性が高いことが分かる

十勝地方の早期注意情報（警報級の可能性）

2023年11月16日11時　釧路地方気象台　発表

十勝地方では、１７日までの期間内に、大雨、暴風（暴風雪）、波浪警報を発表する可能性がある。

北海道十勝地方			16日		17日			18日	19日	20日	21日
			12-18	18-24	00-06	06-12	12-24				
大雨	警報級の可能性		-	-		［中］		-	-	-	-
	1時間最大		15以下	15以下	15以下	15以下	30				
	3時間最大		25以下	25以下	25以下	25以下	45				
	24時間最大				100から150						
大雪	警報級の可能性		-	-		-					
	6時間最大		0	0	1	1	0				
	24時間最大				1から5						
暴風(雪)	警報級の可能性		-	-		［中］		［中］	-	-	-
	最大風速	陸上	9以下	9以下	9以下	12	15				
		海上	9以下	9以下	10	15	23				
波浪	警報級の可能性		-	-		［中］		［中］	-	-	-
	波高		1	1	2	3	5				
高潮	警報級の可能性										

■［高］　■［中］

数日先の荒天について可能性を把握することができる

今日～明日
- 天気予報と合わせて発表
- 時間帯を区切って表示

明後日～5日先
- 週間天気予報と合わせて発表
- 日単位で表示

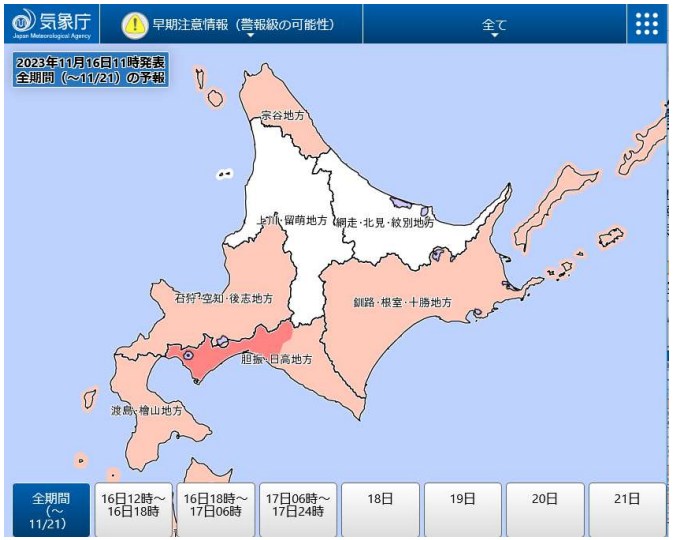

URL ⇒ https://www.jma.go.jp/bosai/warning/

解説 ⇒ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/prob_warning.html

十勝地方の早期注意情報（警報級の可能性）

十勝地方では、**22日明け方までの期間に、大雨警報を発表する可能性**がある。

十勝地方		十勝地方 警報級の可能性					釧路・根室・十勝地方			
種別		21日	22日				23日	24日	25日	26日
		明け方まで		朝～夜遅く						
		18-24	0-6	6-12	12-18	18-24				
大雨	警報級の可能性	中		－			中	高	中	－
暴風	警報級の可能性	－		－			－	高	高	－
波浪	警報級の可能性	－		－			－	高	高	－
高潮	警報級の可能性	－		－			－	－	－	－

高：警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性の高い状況。
中：[高]ほど可能性は高くありませんが、警報を発表するような現象発生の可能性がある状況。

今日～明日

前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

明後日～５日先

数日先の荒天について可能性を把握することができる！

明日までは、十勝地方

明後日～５日先は、釧路・根室・十勝地方

気象警報・注意報の表示

「警報級の現象が予想される期間」等を、危険度に応じて色分けした時系列の表形式により視覚的に把握しやすい形で提供しています

全国 ▶ 釧路・根室地方 ▶ 釧路市釧路の警報・注意報

釧路・根室地方の警報・注意報（注意警戒事項）

2021年04月13日12時14分　釧路地方気象台　発表

注意警戒事項	釧路地方では、１３日夜のはじめ頃から１４日未明まで暴風に警戒してください。根室、釧路地方では、１３日夜のはじめ頃から１４日明け方まで高波に警戒してください。

釧路市釧路の警報・注意報（発表状況）

2021年04月13日12時14分発表

釧路市釧路	警報・注意報・警報の切り替え
警報・注意報(発表)	暴風警報　波浪警報　雷注意報
警報・注意報(継続)	濃霧注意報

- 大雨特別警報
- 特別警報(大雨以外)・高潮警報・土砂災害警戒情報
- 警報(高潮以外)・高潮注意報(*1)
- 注意報(高潮以外)・高潮注意報(*2)
- 解除

- 大雨特別警報に切り替える可能性が高い
- 特別警報(大雨以外)・高潮警報に切り替える可能性が高い
- 警報(高潮以外)に切り替える可能性が高い

*1 高潮警報に切り替える可能性が高い
*2 上記以外の高潮注意報

時系列の表形式

釧路市釧路の警報・注意報（今後の推移）

2021年04月13日12時14分発表

釧路市釧路		13日				14日					備考・関連する現象
		12-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	
暴風	陸上	12	15	20	20	20	12				
	海上	15	18	23	23	23	20				
波浪		3	5	6	6	6	6	5	4	3	以後も注意報級
雷											突風、ひょう
濃霧											視程200メートル以下

- 大雨特別警報
- 特別警報(大雨以外)・高潮警報・土砂災害警戒情報
- 警報(高潮以外)・高潮注意報(*1)
- 注意報(高潮以外)・高潮注意報(*2)
- 予想期間外

*1 高潮警報に切り替える可能性が高い
*2 上記以外の高潮注意報

特別警報・警報・注意報は市町村等単位で発表しています

「特別警報・警報・注意報級の現象が予想される期間」等を、危険度に応じて色分けした時系列の表形式により視覚的に把握しやすい形で提供しています。

今後の危険度の高まりを即座に把握できます

気象警報は「警報級の現象」が予想される時間帯の**最大6時間前**※に発表しています。

※高潮警報については、暴風警報発表中の場合、警報級の潮位が予想される時間帯の最大24時間前までに警報を発表します。

北海道地方の警報・注意報：https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#lang=ja&area_type=centers&area_code=010100

大雨によるリスク

大雨によって引き起こされる災害

土砂災害

一瞬にして
人命や財産が
奪われる

浸水害

アンダーパスや
地下室も要注意

洪水

急激に水位が
上昇して
一気に危険と
なることも

- **崖・渓流の近くや河川沿い**などは、
  大雨による災害が起こりやすく危険。
  日頃からハザードマップで確認を
- 大雨になった時、危険な場所にいる人は、
  キキクル（危険度分布）で、**リアルタイムの危険度の確認**を

監修：気象庁　制作：Yahoo!ニュース

キキクル（危険度分布）

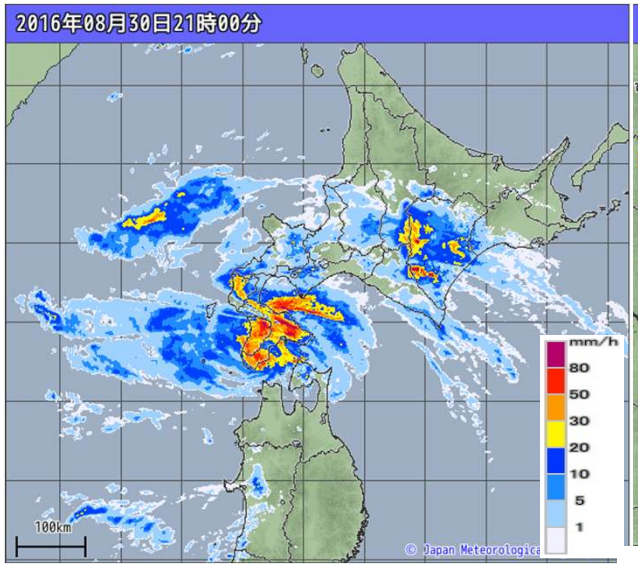

高解像度降水ナウキャスト

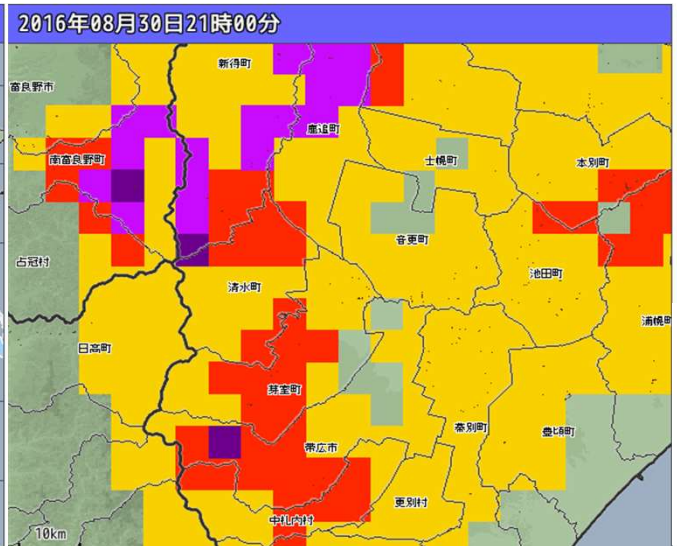

大雨警報（土砂災害）の危険度分布
2時間先を予想

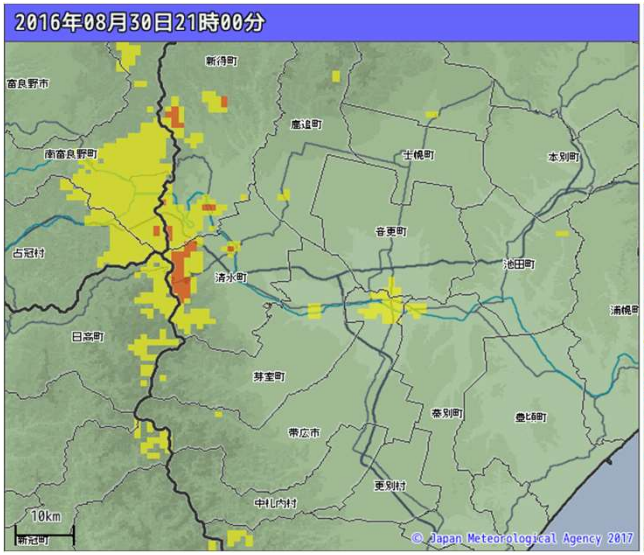

大雨警報（浸水害）の危険度分布
1時間先を予想

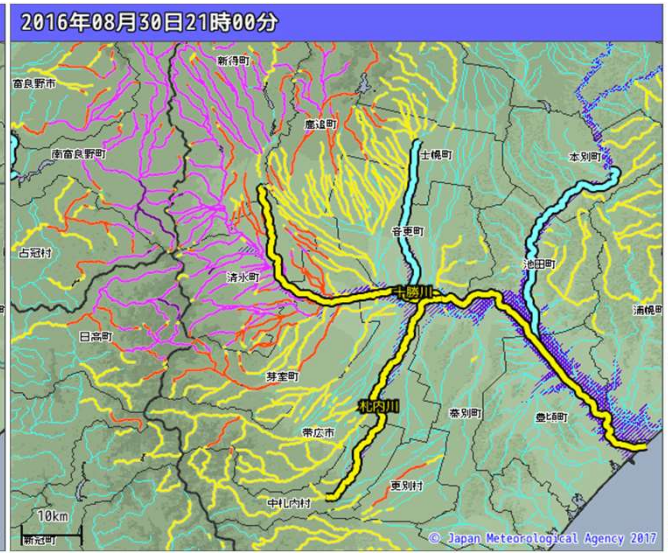

洪水警報の危険度分布
3時間先を予想

色に応じた行動の例

土砂キキクル 色に応じた住民等の行動の例
黒：災害切迫
レベル5相当
大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
状況
土砂災害が切迫/すでに発生している可能性大
行動例
命の危険！直ちに身の安全を確保
警戒レベル4までに必ず避難！
紫：危険
レベル4相当
2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
いつ土砂災害が発生してもおかしくない
土砂災害警戒区域等の外へ避難を！
赤：警戒
レベル3相当
2時間先までに警報基準に到達すると予想
土砂災害への警戒が必要
避難所
高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難。高齢者等以外も避難の準備/判断
黄：注意
レベル2相当
2時間先までに注意報基準に到達すると予想
土砂災害への注意が必要
MAP
避難行動の確認 雨の降り方に留意
白：今後の情報に留意
監修：気象庁 制作：Yahoo!ニュース

洪水キキクル 色に応じた住民等の行動の例
黒：災害切迫
レベル5相当
大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる基準に実況で到達
状況
洪水災害が切迫/すでに発生している可能性大
行動例
命の危険！直ちに身の安全を確保
警戒レベル4までに必ず避難！
紫：危険
レベル4相当
3時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想
重大な洪水災害が今後発生する可能性が高い
一定の水位を超えている場合、安全な場所へ避難を
赤：警戒
レベル3相当
3時間先までに警報基準に到達すると予想
洪水災害への警戒が必要
一定の水位を超えている場合、高齢者等は避難を。高齢者等以外も避難の準備/判断
黄：注意
レベル2相当
3時間先までに注意報基準に到達すると予想
洪水災害への注意が必要
MAP
避難行動の確認 雨の降り方に留意
水色：今後の情報に留意
監修：気象庁 制作：Yahoo!ニュース

土砂災害警戒情報 【警戒レベル４相当】

大雨警報（土砂災害：警戒レベル３相当）が発表されている状況で、土砂災害の危険度が非常に高まったときに発表します。
建設管理部と気象台の共同発表。

いつ崩れても おかしくない

- **避難指示が必要な状況**
- **自主避難が必要な状況**

崖や沢の近くなど土砂災害の発生しやすい地区では、キキクル表示も参考に早めの避難を心がけるとともに、避難に関する情報に注意してください。

十勝地方土砂災害警戒情報　第1号

令和元年5月30日　9時15分

北海道十勝総合振興局　釧路地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】

帯広市*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

これは訓練です

＜概況＞

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

＜とるべき措置＞

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】。崖や沢の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、防災や避難に関する情報に注意してください。

警戒対象地域

問い合わせ先
0155-26-9219（十勝総合振興局）
0154-31-5110（釧路地方気象台）

指定河川洪水予報 【警戒レベル2～5相当】

- 防災上重要な河川の増水・氾濫に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、**河川を指定**して発表する。
- 国が管理する河川は<u>開発建設部と気象台</u>が、共同で洪水予報を実施。

https://www.jma.go.jp/jp/flood/

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○○川氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（氾濫水の予報）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル５相当】
○○川氾濫危険情報（洪水警報）	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル４相当】
○○川氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル３相当】
○○川氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル２相当】

洪水予報の標題は、氾濫の危険度のレベルに対応しており、住民の避難行動等との関連が明確になっている。

洪水に関する危険度情報の一体表示

「国管理河川の洪水の危険度分布※」
（水害リスクライン）
※ 大河川のきめ細かな越水・溢水の危険度を伝える

「洪水警報の危険度分布※ 」
（洪水キキクル）
※ 中小河川の洪水危険度を伝える

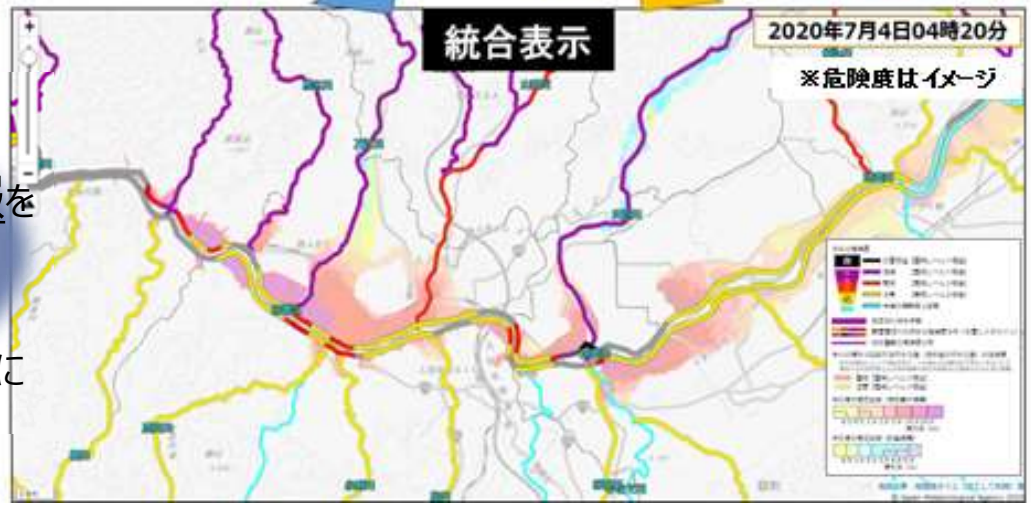

自治体・住民が
それぞれの詳細なリスク情報を
洪水キキクルページ
（気象庁ホームページ）
でワンストップで確認可能に

流域雨量指数の予測値

気象庁 Japan Meteorological Agency HOME | 流域雨量指数の予測値 | 十勝地方 | 幕別町

流域雨量指数の予測値（６時間先までの洪水危険度）

基準超過で絞り込み	全て表示　基準Ⅰ　基準Ⅱ　基準Ⅲ
並び順切り替え	市町村順　河川順

2023年11月16日12時30分　現在

市町村	基準河川	基準Ⅳ	基準Ⅲ	基準Ⅱ		基準Ⅰ		00時00分	01時00分	02時00分	03時00分	04時00分	05時00分	06時00分	07時00分	08時00分	09時00分	10時00分	11時00分	12時00分	13時00分	14時00分	15時00分	16時00分	17時00分	18時00分	既往最大事例	
		単独	単独	単独	複合	単独	複合																				指数	日付
幕別町	猿別川	47.4	43.1	25.2		20.1		1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	35.8	1998/09/16
	途別川	26.4	24.0	20.0		16.0		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	19.9	1998/09/16
	旧途別川	10.1	9.2	7.7		6.1		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	7.6	1998/09/16
	茂発谷川	14.1	12.8	10.7		8.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	10.6	1998/09/16
	糠内川	19.6	17.8	14.8		11.8		0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	14.7	2017/09/18
	当縁川	25.0	22.7	18.9		15.1		0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	18.8	1998/09/16

- ■ 基準Ⅳ 単独：大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる基準
- ■ 基準Ⅲ 単独：洪水警報基準を大きく超過した基準（外水氾濫）
- ■ 基準Ⅱ 単独：洪水警報基準（外水氾濫）
- ■ 基準Ⅱ 複合：洪水警報基準（湛水型の内水氾濫）
- ■ 基準Ⅰ 単独：洪水注意報基準（外水氾濫）
- ■ 基準Ⅰ 複合：洪水注意報基準（湛水型の内水氾濫）

▼ 流域雨量指数の説明を表示する

12時間前からの実況値、現在値、6時間先までの予測値を確認できます。
基本的には、基準Ⅰ（注意報基準）、基準Ⅱ（警報基準）の監視を！

特定の地点の洪水災害発生の危険度がどの程度高まるかを知ることができます

2022年07月03日14時00分 現在

市町村	基準河川	基準Ⅳ 単独	基準Ⅲ 単独	基準Ⅱ 単独	基準Ⅱ 複合	基準Ⅰ 単独	基準Ⅰ 複合	01時30分	02時30分	03時30分	04時30分	05時30分	06時30分	07時30分	08時30分	09時30分	10時30分	11時30分	12時30分	13時30分	14時30分	15時30分	16時30分	17時30分	18時30分	19時30分	既往最大事例 指数	既往最大事例 日付
京丹波町	由良川	60.6	50.5	42.2	37.9	33.7	33.2	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.8	2.8	3.0	3.0	3.3	3.6	7.3	15.3	29.5	29.6	28.1	28.1	26.9	49.8	2013/09/16
京丹波町	土師川	18.5	15.4	12.2	11.5	9.7	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	14.3	16.9	16.4	12.1	10.1	8.7	7.9	14.9	1999/09/08
京丹波町	竜穴川	26.4	22.0	17.4	15.6	13.9	11.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.4	5.0	6.6	12.4	22.5	20.1	16.1	13.3	11.5	10.5	19.9	2013/09/16
京丹波町	上和知川	18.4	15.3	13.3		10.6	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0	3.2	5.5	5.7	5.1	4.6	4.5	16.6	1998/09/22
京丹波町	林間川	9.9	8.2	6.6	5.9	5.2	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	3.6	7.3	9.4	8.9	6.2	5.2	4.6	4.1	7.5	1998/09/22
京丹波町	質美川	12.4	10.3	8.0	7.2	6.4	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	2.2	5.0	8.9	8.5	7.0	5.8	5.0	4.6	10.3	1999/09/08
京丹波町	家動川	6.8	5.6	5.1		4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.2	3.0	7.1	6.2	4.8	3.9	3.3	2.8	4.9	2013/09/16
京丹波町	須知川	14.6	12.1	10.2		8.1	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.8	3.5	6.0	9.8	9.8	6.9	5.7	5.1	4.8	10.9	2013/09/16

※「単独基準」は河川の外水氾濫を対象とした基準値、「複合基準」は河川の湛水型の内水氾濫を対象とした基準値
※基準Ⅰは注意報基準、基準Ⅱは警報基準、基準Ⅲは警報基準を大きく超過した基準（適中率を重視した基準）、基準Ⅳは特別警報基準

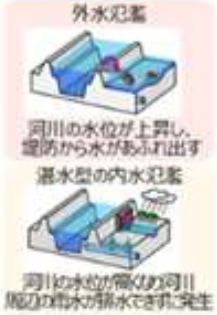

※赤丸の地点の流域雨量指数を表示

情報の見方

市町村内を流れる主な河川を確認できる

15時00分	16時00分	17時00分	18時00分	19時00分	20時00分	21時00分	22時00分	23時00分	00時00分	01時00分	02時00分	既往最大事例 指数	既往最大事例 日付
43.9	44.6	46.3	46.9	49.2	52.7	57.2	58.0	53.4	49.9	45.9	42.3	47.7	2011/06/23
4.9	5.3	5.3	4.8	4.7	4.1	3.6	4.2	4.8	4.7	4.4	4.0	6.4	2011/07/29

過去から6時間先までの流域雨量指数の変化を具体的な数値で確認できる

既往最大事例（1991年以降）との比較ができる

流域雨量指数が上昇するタイミングは水位が上昇するタイミングと密接にかかわっています

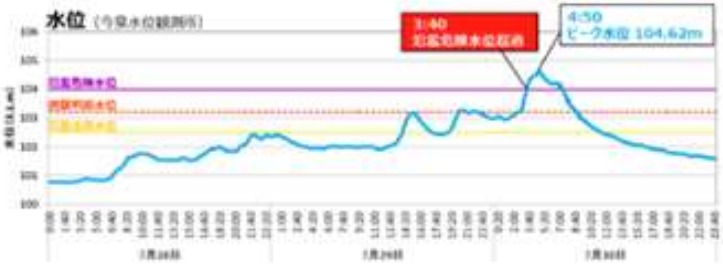

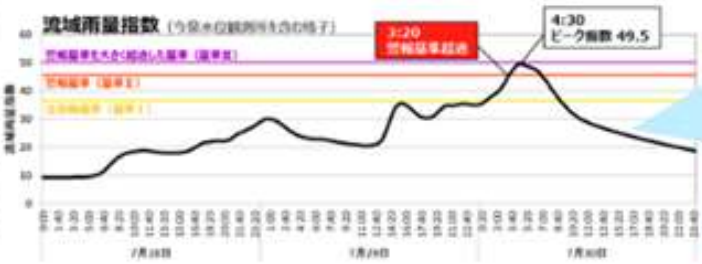

流域雨量指数は「流量の平方根」であることから、水位との相関が高い
→ 流域雨量指数の上昇は「水位上昇の見込み」として活用できる

記録的短時間大雨情報

数年に１度程度しか観測しないような1時間雨量を観測または解析した場合に発表します。

大雨警報発表中に、雨量計による観測や気象レーダーから求めた解析雨量値が定めた基準を超える１時間雨量を観測し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表

尋常ではない雨が実際に降った。
⇒　災害の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認

十勝地方記録的短時間大雨情報　第１号
令和４年７月２７日１７時４６分　気象庁発表

１７時４０分北海道で記録的短時間大雨
足寄町中部付近で約９０ミリ

発表基準（1時間雨量）

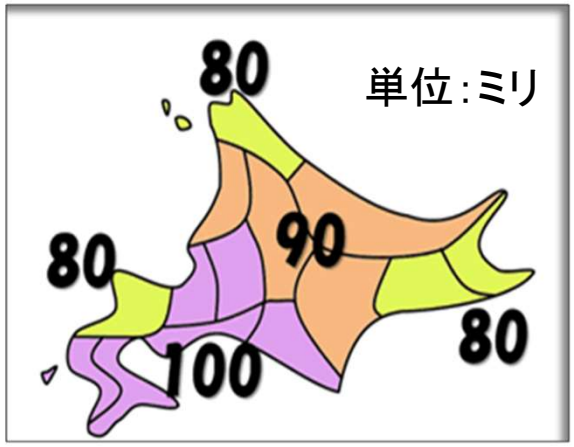

この情報が発表された市町村では、大雨による浸水害や土砂災害の危険が一段と高まる。

※「記録的短時間大雨情報」は下記URLの「気象情報」のページから選択できます。
（https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/index.html）

線状降水帯

集中豪雨発生時には、気象レーダー画像に線状の降水域がよく見られます。このような線状の降水域は、複数の積乱雲が一列に並ぶことで形成される見た目の特徴から、最近では「**線状降水帯**」と呼ばれています。

大きな災害をもたらした近年のいくつかの集中豪雨（令和2年7月豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨、平成26年8月の広島県の大雨など）「線状降水帯」によって引き起こされたことがわかっています。

顕著な大雨に関する気象情報

「線状降水帯」というキーワードを使って「顕著な大雨に関する気象情報」を発表します(※)

現在から30分先までに雨量や危険度の基準を満たす場合に、気象庁ホームページの「雨雲の動き」、「今後の雨」（1時間雨量又は3時間雨量）にて、**線状降水帯の雨域を赤い楕円で表示**します（下図）。

災害発生の危険度はキキクル（危険度分布）で確認ください。

顕著な大雨に関する十勝地方気象情報
第○号
令和○年○月○日○○時○○分
帯広測候所発表

十勝地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域（現在時刻の解析）

大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域（10～30分先の解析）

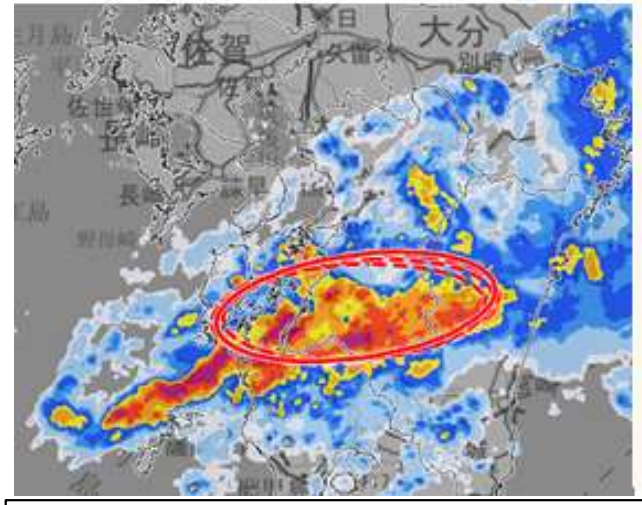

雨雲の動き　2020年7月4日07時40分

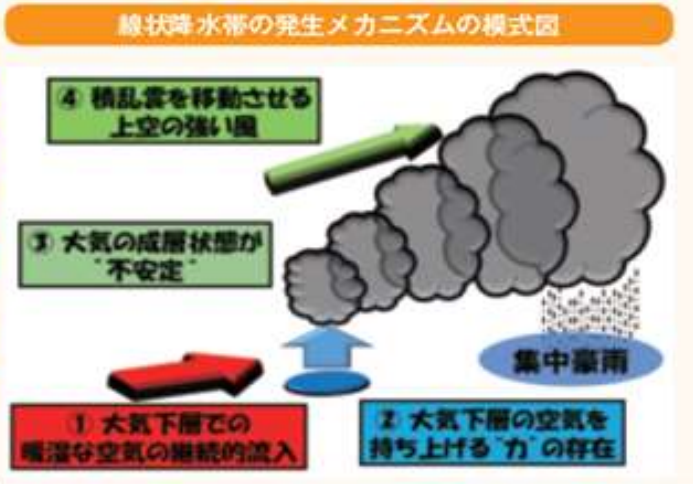

予測で、線状降水帯による大雨の可能性が高まった場合には、半日程度前から「線状降水帯」のキーワードを使った気象情報を発表します。

今後の雪（解析積雪深・解析降雪量）

過去24時間分の積雪の深さと降雪量、6時間先までの予報を表示可能

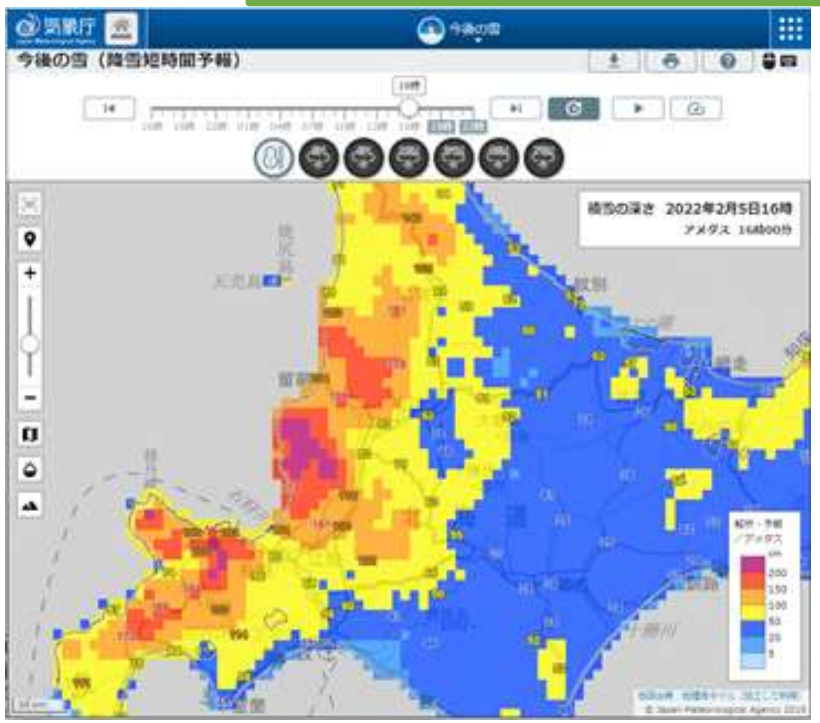

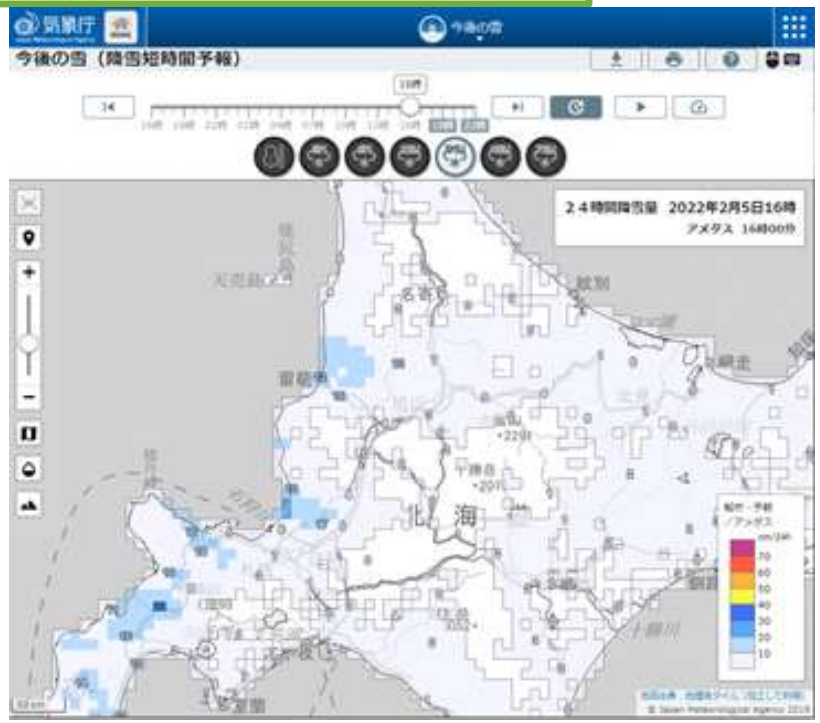

6時間降雪量予報（石狩湾から札幌市に流入する雪雲の予報 2022年2月5日15時初期値）

降水量（解析雨量）、気温、日射量等をもとに積雪の深さ及び降雪量を5km四方で予測するもので、1時間間隔で更新します。

積雪深計による観測が行われていない地域を含めた積雪・降雪の面的な状況を把握することが可能です。

今後の雪：https://www.jma.go.jp/bosai/snow/

帯広測候所ホームページ

冬場は、「雪のポータルサイト」を測候所ホームページに用意していますのでご活用ください。

是非ブックマークを！

防災気象情報や避難情報に関する資料

➢ 今後の予想を含めた最新の情報は、以下からご利用ください。

【気象庁ホームページ】

- 気象警報・注意報（大雨、洪水、暴風（雪）、波浪、高潮、大雪などによる災害への警戒・注意を呼びかける）
  https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning
- キキクル（危険度分布）（どこで土砂災害、浸水害、洪水害の危険度が高まると予測されているかを地図上で表示）
  - 土砂キキクル（危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land
  - 浸水キキクル（危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund
  - 洪水キキクル（危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood
- 各地の気象情報（気象概況や大雨の見通し）
  https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=information&element=information
- 台風情報（台風の位置・強さ・速度などの解析・予報、大雨や暴風の見通し）
  https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=typhoon
- 指定河川洪水予報（国や都道府県の管理する主な河川の氾濫の危険度を予測）
  https://www.jma.go.jp/bosai/flood/
- 土砂災害警戒情報（命に危険が及ぶ土砂災害の発生が切迫したときに厳重な警戒を呼びかける）
  https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning
- 最新の気象データ
  - 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト） https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/
  - 今後の雨 https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/
  - 雨の観測データ https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/pre_rct/index24_rct.html
  - 風の観測データ https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/wind_rct/index_mxwsp.html
  - 衛星画像 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=himawari
- 14か国語による防災気象情報の提供
  https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html

【内閣府（防災担当）】

- 避難情報のポイント
  http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/point.pdf
- 避難行動判定フロー
  https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/flow.pdf

地震のリスク

建物倒壊

山崩れ、地すべり

津波

液状化

火災

巨大地震は繰り返し発生

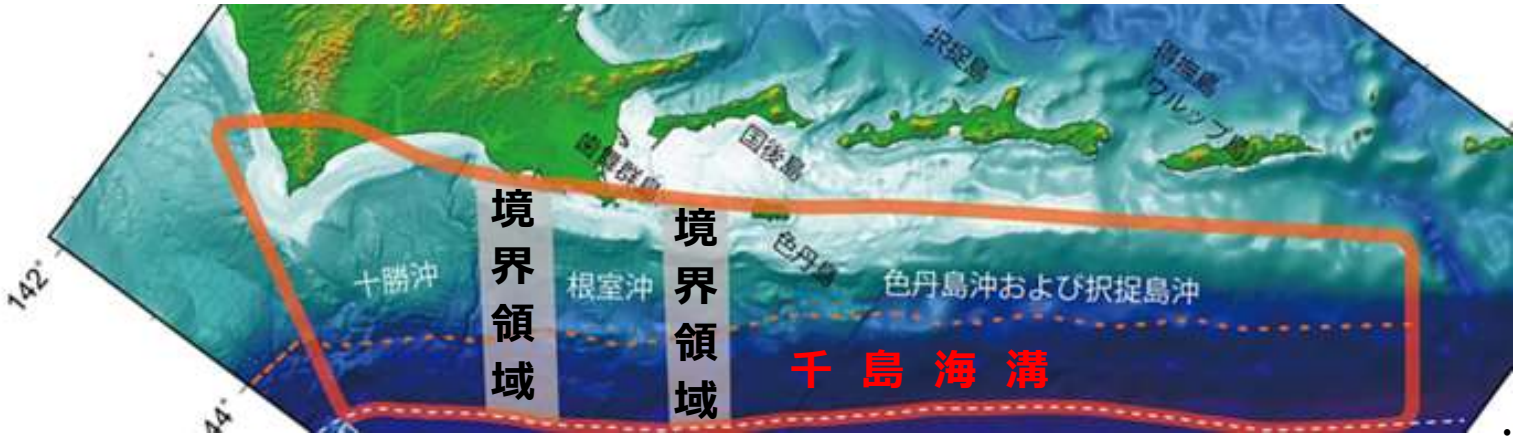

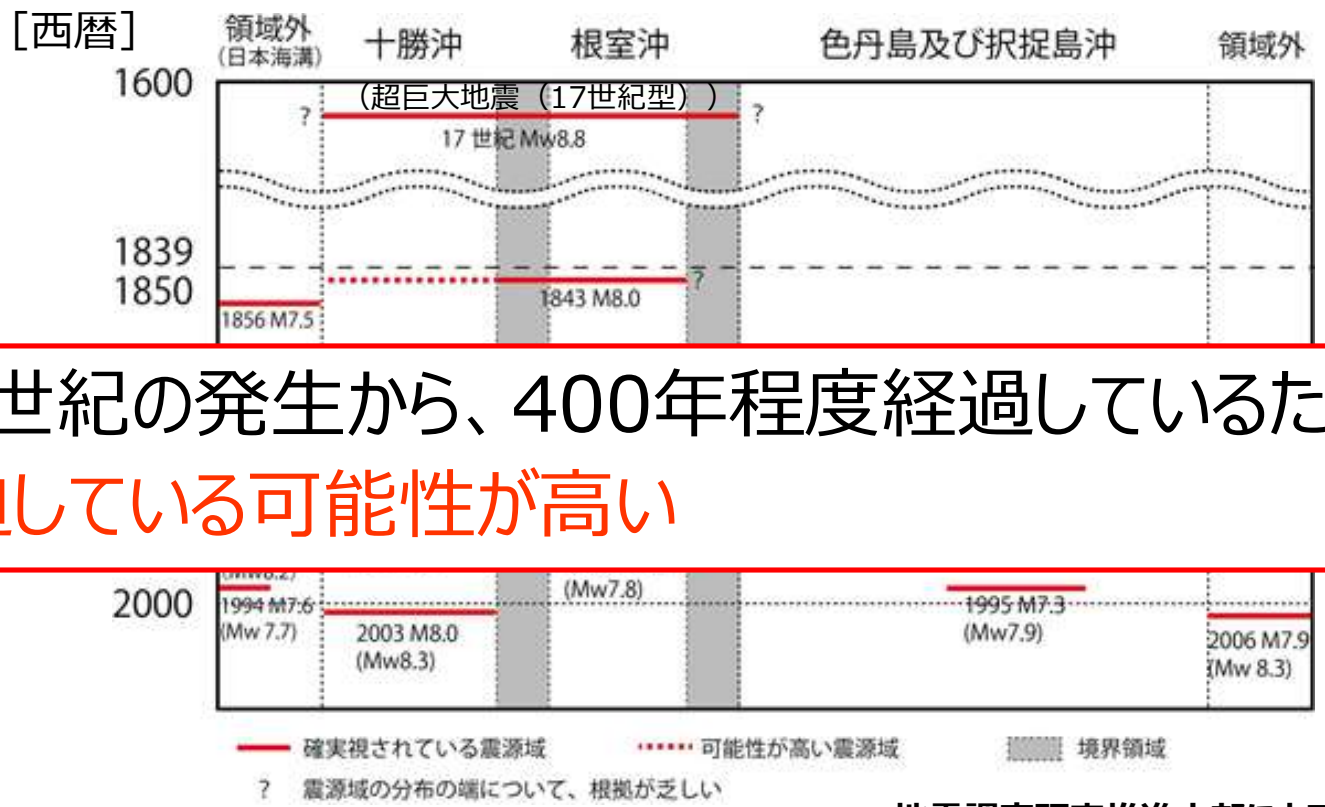

・境界領域とは、隣接する領域で地震が発生した際に、合わせて破壊される可能性のある領域
・赤点線は海溝寄りの領域を分ける線

・17世紀の発生から、400年程度経過しているため、発生が切迫している可能性が高い

地震調査研究推進本部による資料に追記

北海道の主要活断層

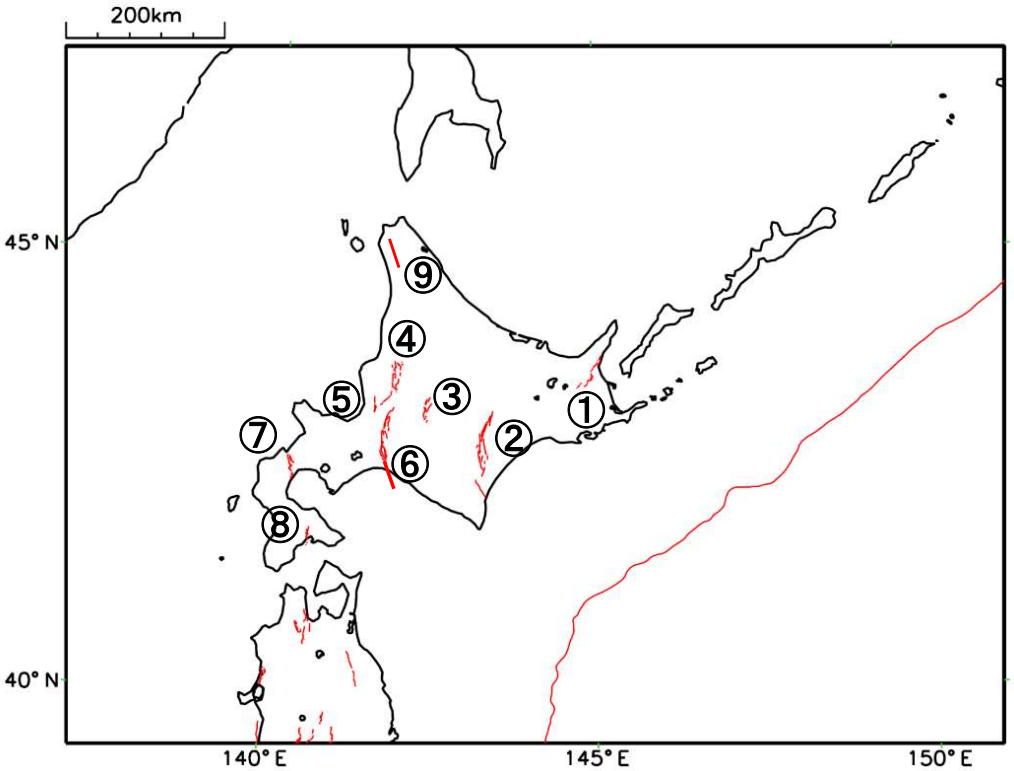

地震調査研究推進本部による

凡例：
- Sランク(高い)：30年以内の地震発生確率が３％以上
- Aランク(やや高い)：30年以内の地震発生確率が0.1～３％未満
- Zランク：30年以内の地震発生確率が0.1％未満
- Xランク：地震発生確率が不明（過去の地震のデータが少ないため、確率の評価が困難）

	断層帯名（起震断層/活動区間）	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	我が国の主な活断層における相対的評価（注4） ランク	色	地震発生確率（注1） 30年以内	50年以内	100年以内	地震後経過率（注2）	平均活動間隔 / 最新活動時期
①	標津断層帯	7.7程度以上	Xランク		不明	不明	不明	不明	不明 / 不明
②	十勝平野断層帯（主部）	8.0程度	Aランク		0.1%～0.2%	0.2%～0.3%	0.5%～0.6%	不明	17,000年-22,000年程度 / 不明
②	十勝平野断層帯（光地園断層）	7.2程度	Aランク		0.1%～0.4%	0.2%～0.7%	0.5%～1%	—	7,000年-21,000年程度 / 約21,000年前以後に2回
③	富良野断層帯（西部）	7.2程度	Zランク		ほぼ0%～0.03%	ほぼ0%～0.06%	ほぼ0%～0.1%	0.07-0.5	4,000年程度 / 2世紀-1739年
③	富良野断層帯（東部）	7.2程度	Zランク		ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.02%	ほぼ0%～0.05%	0.1-0.5	9,000年-22,000年程度 / 約4,300年前-2,400年前
④	増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯（増毛山地東縁断層帯）	7.8程度	Aランク		0.6%以下	1%以下	2%以下	不明	5,000年程度以上 / 不明
④	増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯（沼田-砂川付近の断層帯）	7.5程度	Xランク		不明	不明	不明	不明	不明 / 不明
⑤	当別断層	7.0程度	Aランク		ほぼ0%～2%	ほぼ0%～4%	ほぼ0%～8%	0.1-1.5	7,500年-15,000年程度 / 約11,000年前-2,200年前
⑥	石狩低地東縁断層帯（主部）	7.9程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%～0.002%	0.07-0.3	1,000年-2,000年程度 / 1739年-1885年
⑥	石狩低地東縁断層帯（南部）	7.7程度以上	Aランク		0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	不明	17,000年程度以上 / 不明
⑦	黒松内低地断層帯	7.3程度以上	Sランク		2%～5%以下	3%～9%以下	7%～20%以下	1.0-1.6以下	3,600年-5,000年程度以上 / 約5,900年前-4,900年前
⑧	函館平野西縁断層帯	7.0～7.5程度	Aランク		ほぼ0%～1%	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～3%	0.02-1.1	13,000年-17,000年 / 14,000年前以後
⑨	サロベツ断層帯	7.6程度	Sランク		4%以下	7%以下	10%以下	1.3以下	約4,000年-8,000年 / 約5,100年前以後

②	十勝平野断層帯（主部）	8.0程度	Aランク		0.1%～0.2%	0.2%～0.3%	0.5%～0.6%	不明	17,000年-22,000年程度 / 不明
②	十勝平野断層帯（光地園断層）	7.2程度	Aランク		0.1%～0.4%	0.2%～0.7%	0.5%～1%	—	7,000年-21,000年程度 / 約21,000年前以後に2回

活断層が公表されていない場所

平成30年北海道胆振東部地震

厚真町幌内の斜面崩壊（北海道開発局提供）

平成30年9月6日、マグニチュード6.7
最大震度：７　厚真町

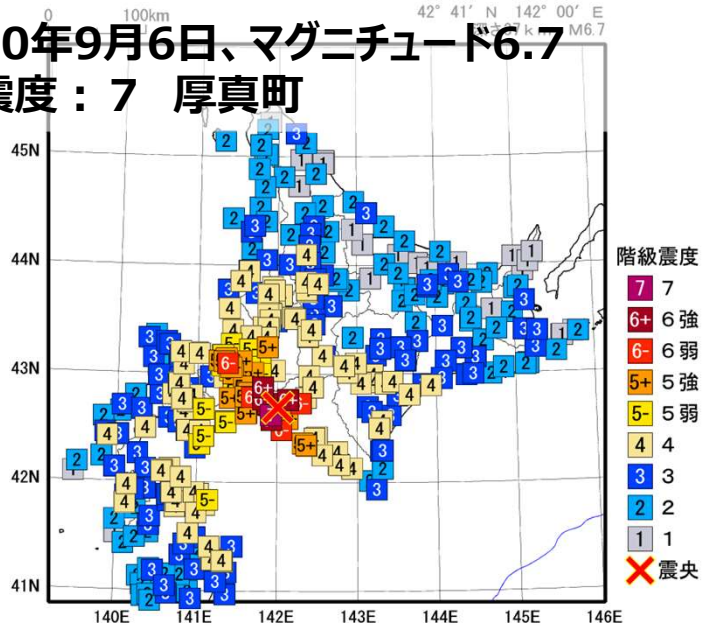

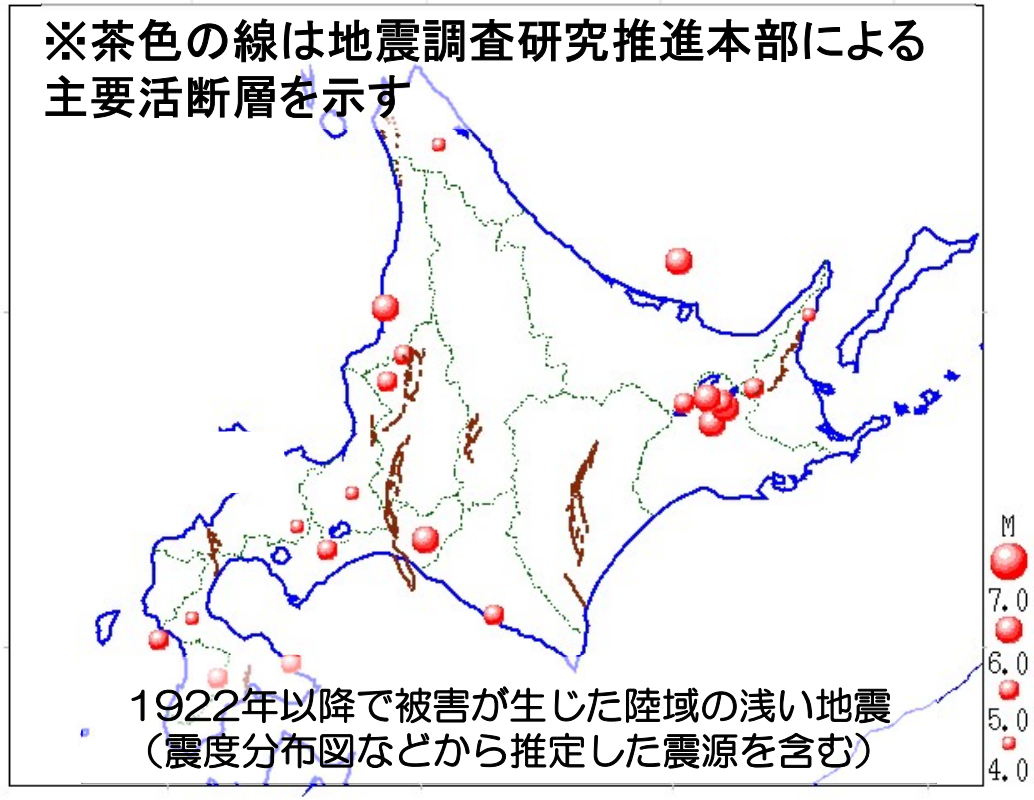

1959年1月31日、弟子屈町付近でマグニチュード6.3の地震が発生し、建物等に被害

・震源が浅く、人間の居住区等に近い場合
⇒震源直上で被害

被害をもたらす「陸域の浅い地震」は、**全国どこでも発生する可能性があります。**

地震から命を守るために

規模の大きな地震はいつ発生してもおかしくない
事前に地震に対して備えることが重要

事前に備える

- 建物の耐震化。
- 家具固定と安全スペースの確保。
- 家族や職場で避難方法を話し合っておく。
- 避難のための備えをしておく。

グラッときたら落下物から身を守る

- 机の下にもぐる(家やオフィス)。
- 布団や枕で頭を守る(寝室)。
- あわてて外に飛び出さない。
- 火を止めるのは揺れがおさまってからあわてずに。

落ち着いて状況を判断して次の行動へ

- 家族の状況は?
- 歩いてもケガをしない?
- 火災は起きていない?
- 避難口は確保できる?
- 津波の危険は?

北海道「ほっかいどうの防災教育知識編」より

ご清聴ありがとうございました。